

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">取引規程（需給調整市場） および取引規程別冊（三次調整力②）</p> <p>取引規程別冊（三次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。</p> <p>なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。</p> <p style="text-align: center;">2026年4月1日 実施</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人電力需給調整力取引所</p>	<p style="text-align: center;">取引規程別冊（三次調整力①）</p> <p>取引規程別冊（三次調整力①）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力①の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。</p> <p>なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。</p>	<p style="text-align: center;">取引規程別冊（二次調整力②）</p> <p>取引規程別冊（二次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、二次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。</p> <p>なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（目的）…………… 5</p> <p>第2条（定義）…………… 5</p> <p>第3条（休業日・営業日および営業時間）…………… 21</p> <p>第2章 取引共通</p> <p>第4条（取引会員資格）…………… 22</p> <p>第5条（資産上の要件）…………… 22</p> <p>第6条（欠格事由）…………… 22</p> <p>第7条（加入手続）…………… 22</p> <p>第8条（審査手続および取引会員資格の取得）…………… 23</p> <p>第9条（任意脱退）…………… 23</p> <p>第10条（当然脱退）…………… 23</p> <p>第11条（脱退の効果）…………… 23</p> <p>第12条（取引資格）…………… 24</p> <p>第13条（リソース等が満たすべき要件）…………… 24</p> <p>第14条（電力制御セキュリティの確認）…………… 36</p> <p>第15条（システム売買方式による取引等）…………… 37</p> <p>第16条（禁止行為）…………… 37</p> <p>第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）…………… 38</p> <p>第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）…………… 39</p> <p>第19条（各リスト・パターン等の登録）…………… 40</p> <p>第20条（規程類の遵守）…………… 42</p> <p>第3章 事前審査</p> <p>第21条（性能確認等）…………… 43</p> <p>第22条（確認項目）…………… 45</p> <p>第23条（性能データ等に関する提出資料）…………… 47</p> <p>第24条（実働試験の実施方法）…………… 49</p> <p>第4章 取引の実施</p> <p>第25条（取引）…………… 56</p> <p>第26条（取引対象のΔkW）…………… 56</p> <p>第27条（取引の実施方法）…………… 57</p> <p>第28条（実施日）…………… 57</p> <p>第29条（ΔkWの入札単位）…………… 57</p> <p>第30条（入札受付時間）…………… 57</p> <p>第5章 入札</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第3章 事前審査</p> <p>第21条（性能確認等）…………… 43</p> <p>第22条（確認項目）…………… 45</p> <p>第23条（性能データ等に関する提出資料）…………… 47</p> <p>第24条（実働試験の実施方法）…………… 49</p> <p>第4章 取引の実施</p> <p>第25条（取引）…………… 56</p> <p>第26条（取引対象のΔkW）…………… 56</p> <p>第27条（取引の実施方法）…………… 57</p> <p>第28条（実施日）…………… 57</p> <p>第29条（ΔkWの入札単位）…………… 57</p> <p>第30条（入札受付時間）…………… 57</p> <p>第5章 入札</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第3章 事前審査</p> <p>第21条（性能確認等）…………… 43</p> <p>第22条（確認項目）…………… 45</p> <p>第23条（性能データ等に関する提出資料）…………… 47</p> <p>第24条（実働試験の実施方法）…………… 49</p> <p>第4章 取引の実施</p> <p>第25条（取引）…………… 56</p> <p>第26条（取引対象のΔkW）…………… 56</p> <p>第27条（取引の実施方法）…………… 57</p> <p>第28条（実施日）…………… 57</p> <p>第29条（ΔkWの入札単位）…………… 57</p> <p>第30条（入札受付時間）…………… 57</p> <p>第5章 入札</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
第31条（入札方法等）……………59	第31条（入札方法等）……………59	第31条（入札方法等）……………59	
第6章 約定処理	第6章 約定処理	第6章 約定処理	
第32条（約定）……………61	第32条（約定）……………61	第32条（約定）……………61	
第33条（約定の通知）……………62	第33条（約定の通知）……………62	第33条（約定の通知）……………62	
第34条（計画等の提出）……………62	第34条（計画等の提出）……………62	第34条（計画等の提出）……………62	
第7章 調整の実施	第7章 調整の実施	第7章 調整の実施	
第35条（調整の実施の原則）……………70	第35条（調整の実施の原則）……………70	第35条（調整の実施の原則）……………70	
第36条（約定した単独発電機または各リスト・ パターンの差替え）……………71	第36条（約定した単独発電機または各リスト・ パターンの差替え）……………71	第36条（約定した単独発電機または各リスト・ パターンの差替え）……………71	
第37条（単独発電機または各リスト・パターン におけるトラブル対応）……………73	第37条（単独発電機または各リスト・パターン におけるトラブル対応）……………73	第37条（単独発電機または各リスト・パターン におけるトラブル対応）……………73	
第38条（ΔkWの供出協力）……………74	第38条（ΔkWの供出協力）……………74	第38条（ΔkWの供出協力）……………74	
第8章 アセスメント	第8章 アセスメント	第8章 アセスメント	
第39条（アセスメント）……………75	第39条（アセスメント）……………75	第39条（アセスメント）……………75	
第9章 ペナルティ	第9章 ペナルティ	第9章 ペナルティ	
第40条（ペナルティ）……………92	第40条（ペナルティ）……………92	第40条（ペナルティ）……………92	
第41条（アセスメント要件不適合時の対応）……………93	第41条（アセスメント要件不適合時の対応）……………93	第41条（アセスメント要件不適合時の対応）……………93	
第10章 精算	第10章 精算	第10章 精算	
第42条（電力量の計量）……………97	第42条（電力量の計量）……………97	第42条（電力量の計量）……………97	
第43条（調整電力量の算定）……………98	第43条（調整電力量の算定）……………98	第43条（調整電力量の算定）……………98	
第44条（返還情報の登録）……………104	第44条（返還情報の登録）……………104	第44条（返還情報の登録）……………104	
第45条（料金の算定期間）……………105	第45条（料金の算定期間）……………105	第45条（料金の算定期間）……………105	
第46条（決済の対象）……………105	第46条（決済の対象）……………105	第46条（決済の対象）……………105	
第47条（支払義務の発生）……………107	第47条（支払義務の発生）……………107	第47条（支払義務の発生）……………107	
第48条（事業税相当額）……………107	第48条（事業税相当額）……………107	第48条（事業税相当額）……………107	
第49条（消費税等相当額）……………107	第49条（消費税等相当額）……………107	第49条（消費税等相当額）……………107	
第50条（単位および端数処理）……………108	第50条（単位および端数処理）……………108	第50条（単位および端数処理）……………108	
第51条（料金等の授受）……………108	第51条（料金等の授受）……………108	第51条（料金等の授受）……………108	
第11章 違約処理	第11章 違約処理	第11章 違約処理	
第52条（違約処理）……………111	第52条（違約処理）……………111	第52条（違約処理）……………111	
第53条（取引停止）……………111	第53条（取引停止）……………111	第53条（取引停止）……………111	
第54条（違約者の入札の扱い）……………111	第54条（違約者の入札の扱い）……………111	第54条（違約者の入札の扱い）……………111	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>第12章 雑則</p> <p>第55条 (知的財産権の取扱い) 112</p> <p>第56条 (取引情報の機密保持) 112</p> <p>第57条 (揭示事項) 112</p> <p>第58条 (市況の報告) 112</p> <p>第59条 (システム障害の特例措置) 112</p> <p>第60条 (市場運営者の免責) 113</p> <p>第61条 (臨機処置) 113</p> <p>第62条 (細目的事項) 113</p> <p>第63条 (言語) 114</p> <p>第64条 (改定) 114</p> <p>第65条 (反社会的勢力の排除) 114</p> <p>第13章 売買手数料</p> <p>第66条 (売買手数料) 116</p> <p>別表 117</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 取引規程（需給調整市場）、取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）（以下、「本規程」という）は、需給調整市場（以下、「本市場」という）におけるFIT特例制度①およびFIT特例制度③を利用して再生可能エネルギーの予測誤差に対応する「三次調整力②（RR-FIT）」、ゲートクローズ以降に生じる予測誤差（長周期成分）および電源脱落等に対応する「三次調整力①（RR）」、ゲートクローズ以降に生じる予測誤差（長周期成分）に対応する「二次調整力②（FRR）」、時間内変動（短周期成分）および電源脱落等に対応する「二次調整力①（S-FRR）」、時間内変動（極短周期成分）および電源脱落等に対応する「一次調整力（FCR）」の取引、運用、精算等に関する事項について定める。</p> <p>なお、一般送電事業者（沖縄電力株式会社を除く）は、全国一市場（沖縄電力株式会社の供給区域を除く）で「三次調整力②（RR-FIT）」、「三次調整力①（RR）」、「二次調整力②（FRR）」、「二次調整力①（S-FRR）」および「一次調整力（FCR）」を調達し、余力活用に関する契約として調達した電源等とあわせ、全国広域的に上げ調整および下げ調整を行うことで全国大で最経済となることを目指す。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 次の用語は、本規程においてそれぞれ次の意味で使用する。</p> <p>(1) 市場運営者</p> <p>本市場を運営する一般社団法人電力需給調整力取引所。なお、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、および九州電力送配電株式会社は、市場運営者からの委託にもとづき、属地エリアの一般送電事業者として、本市場の運営に係る業務を行うことがある。</p> <p>(2) 取引会員</p> <p>市場運営者が第8条（審査手続および取引会員資格の取得）第4項により資格を付与した者</p> <p>(3) リソース</p> <p>調整に用いる発電機等（発電リソース）および需要家等（需要リソース）（需要抑制により電力量を供出する場合に限る）</p> <p>(4) 受電点</p> <p>受電地点または供給地点</p> <p>(5) 特例計量器</p> <p>「電気事業法」の特定計量制度にもとづいて計量を行うために設置する計量器</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(6) 特例計量器等 特例計量器と「計量法」の規定を満たす特定計量器（電力量計等）を総称したもの</p> <p>(7) 機器点 受電点より負荷側に位置し、特例計量器等が設置されている計量点</p> <p>(8) 低圧機器点 受電点の電圧が低圧の機器点</p> <p>(9) 高圧機器点 受電点の電圧が高圧の機器点</p> <p>(10) 機器点計量器等 属地エリアの一般送配電事業者が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等、無線端末および対応機器等</p> <p>(11) 受電点参入 受電点で計量するリソースの発電または需要抑制により、受電点で調整力を供出するリソースで本市場に参入すること</p> <p>(12) 機器点参入 機器点で計量するリソースの発電または需要抑制により、機器点で調整力を供出するリソースで本市場に参入すること</p> <p>(13) 群リソース 受電点の電圧が低圧で、調整に用いる複数のリソースを一括して一つのリソースとみなすもの</p> <p>(14) 単独発電機 受電点参入する場合で、契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リソースをアグリゲートせず、取引会員が取引に用いる入札の単位</p> <p>(15) 発電機リスト・パターン 発電リソースのみをアグリゲートして入札に用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単位。ただし、受電点参入する場合には、契約受電電力が原則として1,000キロワット未満。機器点参入する場合は、供出できる電力の最大値が1,000キロワット未満の発電リソースをアグリゲートして入札に用いる場合に限る。</p> <p>(16) 需要家リスト・パターン 需要リソースのみを用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単位</p> <p>(17) ネガボジリスト・パターン イ 受電点参入の場合 契約受電電力が原則として1,000キロワット未満の発電リソースおよび需要リソースをアグリゲートして入札に用いる場合、または受電地点と供給地点が一致する発電リソースおよび需要リソースを併せて入札に用いる場合、もしくはこれらの供出可能性が原則として1,000キロワット未満で他の地点のリソースとアグリゲートして入札に用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単位。 ロ 機器点参入の場合 供出できる電力の最大値が1,000キロワット未満の発電リソースおよび需要リソースをアグリゲートして入札に用いる場合、または同一機器</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>点において発電リソースと需要リソースを併せて入札に用いる場合、もしくはこれらの供出可能量が1,000キロワット未満で他の地点のリソースとアグリゲートして入札に用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単位。</p> <p>(18) マスタパターン 同一系統コードを有する発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンに属する（いずれも予定を含む）すべてのリソースに関する基礎情報をいれ、パターン番号を500とし、かつ供出可能量がゼロキロワットとして登録されるもの</p> <p>(19) 各リスト・パターン 発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンを総称したもの。なお、マスタパターンは除く。</p> <p>(20) リスト・パターン申請情報 パターン番号、供出可能量およびリソースに関する情報（参入点、参入点の供出方法、地点名称、場所〔住所〕、電圧区分〔受電点〕、群コード、供給地点特定番号、契約電力〔キロワット〕、所属小売電気事業者コード、所属小売電気事業者名称、所属需要抑制BGコード、所属需要抑制BG名称、受電地点特定番号、契約受電電力〔キロワット〕、電源種別、発電方式、火力燃料種別、系統コード、所属発電事業者コード、所属発電事業者名称、所属発電BGコード、所属発電BG名称、機器点特定番号、再エネ対象電源の有無、揚水等特措の適用有無、相数1、一次電圧1、二次電圧1、容量1、変圧器ロス1、相数2、一次電圧2、二次電圧2、容量2、変圧器ロス2、変圧器容量、変圧器線路パターン）等</p> <p>(21) 基準パターン 各リスト・パターンのうち、至近の事前審査において各取引規程別冊第21条（性能確認等）第1項(1)に定める性能確認を実施し、かつ各取引規程別冊第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合したパターン番号、または、第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当し、至近の事前審査において各取引規程別冊第21条（性能確認等）第1項(2)に定める性能確認によって各取引規程別冊第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するとみなされ、かつ至近のアセスメント実績（暦月単位）が全件アセスメント適合となったパターン番号</p> <p>(22) 派生パターン 基準パターンを除く各リスト・パターンのうち、マスタパターン内のリソースを用いて、基準パターンの供出可能量の±10%以内で構成されたパターン番号</p> <p>(23) 属地エリア 取引に用いられるリソースが電送供給等に関する契約の対象となる一般送電事業者のエリア（沖縄電力株式会社の供給区域を除く）</p> <p>(24) ΔkW 落札期間において、必要な能力をもった調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要なときに指令できる権利</p> <p>(25) 調整電力量</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制により供出した送電端における電力量（キロワット時）</p> <p>(26) 供出可能量</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出可能な送電端における電力（キロワット）。一次調整力において、属地エリアの一般送配電事業者の中給システムと専用線オンラインで接続（以下、単に「専用線オンラインで接続」という）する場合は、基準周波数から0.6ヘルズの周波数低下継続時に供出可能な送電端における電力（キロワット）または、基準周波数から1.0ヘルズの周波数低下で10秒以内に供出可能な送電端における電力（キロワット）の小さい方の値を供出可能量とする。</p> <p>(27) 供出電力（30分）</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制により供出した30分ごとの平均電力（キロワット）</p> <p>(28) 供出電力（1分）</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制により供出した1分ごとの平均電力（キロワット）</p> <p>(29) 供出電力（属地周期）</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出した属地エリアの一般送配電事業者と調整した送電周期ごとの平均電力（キロワット）</p> <p>(30) 供出電力（1秒）</p> <p>自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出した1秒ごとの平均電力（キロワット）</p> <p>(31) 応動時間</p> <p>三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②および二次調整力①の場合は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから供出可能量まで出力を変化するために要する時間。一次調整力において、専用線オンラインで接続する場合は、基準周波数から1.0ヘルズの周波数低下が継続した場合に供出可能量まで出力を変化するために要する時間。監視方法がオフラインの場合は、基準周波数から0.2ヘルズ（北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルズ）の周波数低下が継続した場合に供出可能量まで出力を変化するために要する時間</p> <p>(32) 継続時間</p> <p>供出可能量または属地エリアの一般送配電事業者から指令された値（以下、「指令値」という）に定じた量を継続して供出し続けることが可能な時間</p> <p>(33) 遅れ時間</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者の指令を受信または自端で周波数偏差を検知してからリソースが出力変化を開始するまでに要する時間（周波数計測遅れ、制御ロジックの演算遅れ、実機器の制御遅れ等で構成）</p> <p>(34) 上り伝送遅延時間</p> <p>専用線オンラインで接続するリソースにおいて、取引会員が即時供出電</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>力を属地エリアの一般送配電事業者へ送信した時刻から、属地エリアの一般送配電事業者が受信する時刻までの通信設備の伝送に要する時間</p> <p>(35) 調定率 周波数偏差とリソースの出力変化量の関係性における傾きを示すもの</p> <p>(36) 周波数計測間隔 連続的に変動する周波数に対して、周波数偏差を検知する時間の粒度</p> <p>(37) 周波数計測誤差 ある時刻においてリソースが自端で検出した周波数と、系統における周波数の乖離</p> <p>(38) 不感帯 周波数偏差が発生している場合でもリソースの出力変化を不要とする範囲</p> <p>(39) 基準値 需要リソースが調整を行わない場合に想定される30分ごとの需要電力量を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット時）を総称したもの</p> <p>(40) 発電基準値 発電リソースが調整を行わない場合に想定される30分ごとの発電電力量の計画（キロワット時）を総称したもの</p> <p>(41) 基準値計画 需要リソースを用いて受電点参入する場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値（キロワット時）。 なお、直前直後型または逐次計測型の場合、約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値（キロワット時）。</p> <p>(42) 高圧受電点基準値 受電電圧が高圧または特別高圧の受電点において需要リソースを用いて受電点参入する場合の当該需要リソースが調整を行わない場合に想定される所属小売電気事業者コード単位かつ30分ごとの需要電力量を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット時）</p> <p>(43) 低圧受電点基準値 受電電圧が低圧の受電点において需要リソースを用いて受電点参入する場合の当該需要リソース（需要リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には当該群リソース）が調整を行わない場合に想定される所属小売電気事業者コード単位（当該需要リソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合には所属小売電気事業者コードおよび所属発電BGコード単位）かつ30分ごとの需要電力量を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット時）</p> <p>(44) 機器点計画 需要リソースを用いて機器点参入する場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値（キロワット時）または発電リソースを用いて機器点</p>			<p>低圧リソースにおける各種計画提出の抜きの修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>参入する場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る発電基準値（キロワット時）</p> <p>(45) 高圧機器点基準値（アセス用） 受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において需要リソースを用いて機器点参入する場合の当該需要リソースが調整を行わない場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの需要電力量を変圧器のロス率および属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット時）</p> <p>(46) 高圧機器点基準値電力（アセス用） 高圧機器点基準値（アセス用）を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(47) 高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端） 受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において需要リソースを用いて機器点参入する場合の当該需要リソースが調整を行わない場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの需要電力量の計画（キロワット時）</p> <p>(48) 高圧機器点発電基準値（アセス用） 受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において発電リソースを用いて機器点参入する場合の当該発電リソースが調整を行わない場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの発電電力量を変圧器のロス率で修正した計画（キロワット時）</p> <p>(49) 高圧機器点発電基準値電力（アセス用） 高圧機器点発電基準値（アセス用）を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(50) 高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端） 受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において発電リソースを用いて機器点参入する場合の当該発電リソースが調整を行わない場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの発電電力量の計画（キロワット時）</p> <p>(51) 低圧機器点基準値 受電電圧が低圧の受電点に属する機器点において需要リソースを用いて機器点参入する場合の当該需要リソース（需要リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合に当該群リソース）が調整を行わない場合に想定される所属小売電気事業者コード単位（当該需要リソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合には所属小売電気事業者コードおよび所属発電BGコード単位）かつ30分ごとの需要電力量の計画（キロワット時）（計画時点の受電点での潮流が逆流の場合、属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率も考慮する）</p> <p>(52) 低圧機器点基準値電力 低圧機器点基準値を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(53) 低圧機器点発電基準値 受電電圧が低圧の受電点に属する機器点において発電リソースを用いて</p>			<p>低圧リソースにおける各種計画提出の抜きの修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>機器点参入する場合の当該発電リソース（発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には当該群リソース）が調整を行わない場合に想定される所属小売電気事業者コード単位（当該発電リソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合には所属小売電気事業者コードおよび所属発電BGコード単位）かつ30分ごとの発電電力量の計画（キロワット時）（計画時点の受電点での潮流が潮流逆流の場合は、属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率も考慮する）</p> <p>(54) 低圧機器点発電基準値電力 低圧機器点発電基準値を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(55) 受電点需要計画 受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において機器点参入するリソースが調整を行わない場合に想定される受電点の需要計画（キロワット時）。ただし、当面の間、当該計画の提出は不要とする。</p> <p>(56) 合計基準値 基準値計画を30分ごとに需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位に合計した値（キロワット時）</p> <p>(57) 合計基準値電力 合計基準値を2倍して電力に換算した値。なお、直前予測型の場合は1分基準値電力（直前予測型）、属地周期基準値電力（直前予測型）または1秒基準値電力（直前予測型）（キロワット）とし、逐次予測型の場合は属地周期基準値電力（逐次予測型）または1秒基準値電力（逐次予測型）（キロワット）。</p> <p>(58) 実働試験基準値電力 実働試験対象時間（試験実施直前の60分と当該実働試験の実施時間（以下、「試験時間」という）を合わせた時間をいう。以下同様とする）における需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位（リソース単位での試験を希望する場合は、リソース単位）かつ5分ごとの需要リソースが調整を行わない場合の需要想定値を属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率で修正した値（キロワット）</p> <p>(59) 事前予測型 あらかじめ予測した需要電力量を用いて基準値等を設定する方法</p> <p>(60) 直前予測型 約定した商品ブロック直前の需要の実績（属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率で修正した値とする）（以下、「需要実績」という）を用いて基準値等を設定する方法</p> <p>(61) 逐次予測型 一次調整力において約定した商品ブロックを5分ごとに区切り、基準値等を設定する方法。各基準値等は当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の需要実績を用いて設定する。</p> <p>(62) 1分基準値電力（事前予測型） 合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ1分ごとの需要想定値を属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット）</p>			<p>低圧リソースにおける各種計画提出の扱いの修正</p> <p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(63) 機器点1分基準値電力（事前予測型） 高圧機器点基準値（アセス用）に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位かつ1分ごとの需要想定値を変圧器のロス率および属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画の合計値（キロワット）ならびに低圧機器点基準値に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位（需要リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単位）かつ1分ごとの需要想定値の計画の合計値（キロワット）（計画時点の受電点での潮流が逆流の場合は、属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率も考慮する）を合算した値</p> <p>(64) 機器点1分基準値電力計画（事前予測型） 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る機器点1分基準値電力（事前予測型）（キロワット）</p> <p>(65) 属地周期基準値電力（事前予測型） 合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット）</p> <p>(66) 機器点属地周期基準値電力（事前予測型） 高圧機器点基準値（アセス用）に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要想定値を変圧器のロス率および属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画の合計値（キロワット）ならびに低圧機器点基準値に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位（需要リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単位）かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要想定値の計画の合計値（キロワット）（計画時点の受電点での潮流が逆流の場合は、属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率も考慮する）を合算した値</p> <p>(67) 機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型） 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る機器点属地周期基準値電力（事前予測型）（キロワット）</p> <p>(68) 1秒基準値電力（事前予測型） 合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット）</p> <p>(69) 機器点1秒基準値電力（事前予測型） 高圧機器点基準値（アセス用）に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位かつ1秒ごとの需要想定値を変圧器のロス率および属地エリアの「託送供給等約款」で定める損</p>			<p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p> <p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p> <p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>失率で修正した計画の合計値（キロワット）ならびに低圧機器点基準値に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位（需要リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単位）かつ1秒ごとの需要想定値の計画の合計値（キロワット）（計画時点の受電点での潮流が逆流の場合は、属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率も考慮する）を合算した値</p> <p>(70) 機器点1秒基準値電力計画（事前予測型） 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る機器点1秒基準値電力（事前予測型）（キロワット）</p> <p>(71) 1分基準値電力（直前計測型） 簡易指令システムを用いたオンラインで接続（以下、単に「簡易指令システムで接続」という）する場合は、需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ1分ごとの需要実績の商品ブロック開始前5点平均値（キロワット）。専用線オンラインで接続する場合は、需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の商品ブロック開始前5分間の平均値（キロワット）。</p> <p>(72) 属地周期基準値電力（直前計測型） 需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の商品ブロック開始前5分間の平均値（キロワット）</p> <p>(73) 1秒基準値電力（直前計測型） 需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの需要実績の商品ブロック開始前5分間の平均値（キロワット）</p> <p>(74) 属地周期基準値電力（逐次計測型） 需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の5分間の平均値（キロワット）。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。</p> <p>(75) 1秒基準値電力（逐次計測型） 需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの需要実績の5分間の平均値（キロワット）。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。</p> <p>(76) 1分基準値電力計画（事前予測型） 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1分基準値電力（事前予測型）（キロワット）</p> <p>(77) 属地周期基準値電力計画（事前予測型） 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る属</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>地周期基準値電力（事前予測型）（キロワット）</p> <p>(78) 1秒基準値電力計画（事前予測型） 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1秒基準値電力（事前予測型）（キロワット）</p> <p>(79) 1分基準値電力計画（直前予測型） 約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1分基準値電力（直前予測型）（キロワット）</p> <p>(80) 属地周期基準値電力計画（直前予測型） 約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力（直前予測型）（キロワット）</p> <p>(81) 1秒基準値電力計画（直前予測型） 約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1秒基準値電力（直前予測型）（キロワット）</p> <p>(82) 直前予測型基準値内訳実績 直前予測型または逐次計測型を選択する場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値相当の需要実績（1分基準値電力（直前予測型）、属地周期基準値電力（直前予測型）、1秒基準値電力（直前予測型）および1秒基準値電力（逐次計測型））をキロワット時へ換算した値における所属小売電気事業者コード単位（受電電圧が低圧の受電点において発電量調整供給契約を締結している場合には所属小売電気事業者コードおよび所属発電BGコード単位）かつ30分ごとの内訳</p> <p>(83) 属地周期基準値電力計画（逐次計測型） 約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力（逐次計測型）（キロワット）</p> <p>(84) 1秒基準値電力計画（逐次計測型） 約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1秒基準値電力（逐次計測型）（キロワット）</p> <p>(85) 発電販売計画 発電契約者が電力広域的運営推進機関に提出する30分ごとの発電リソースの稼働計画（属地エリアの一般送配電事業者が定める「送供給等約款」にもとづき修正された場合は修正後の値）（キロワット時）</p> <p>(86) 発電計画 発電販売計画における系統コード単位かつ30分ごとの稼働計画（キロワット時）</p> <p>(87) 合計発電計画 発電計画および発電計画合計（kWh）（MMS）を30分ごとに発電機リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターン単位に合計した値（キロワット時）</p> <p>(88) 需要調整計画 小売電気事業者が電力広域的運営推進機関に提出する30分ごとの需要リソースの計画（属地エリアの一般送配電事業者が定める「送供給等約</p>			<p>低圧リソースにおける各種計画提出の扱いの修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>款」にもとづき修正された場合は修正後の値）（キロワット時）</p> <p>(89) 発電計画電力 発電計画を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(90) 合計発電計画電力 合計発電計画を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(91) 発電計画合計（kWh）（MMS） 受電電圧が低圧の受電点において発電リソースを用いて受電点参入する場合の当該発電リソース（発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース）が調整を行わない場合に想定される所属小売電気事業者コードおよび所属発電BGコード単位かつ30分ごとの発電電力量の計画（キロワット時）</p> <p>(92) 発電上限合計（kWh）（MMS） 受電電圧が低圧の受電点において発電リソースを用いて受電点参入する場合の当該発電リソース（発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース）における所属小売電気事業者コードおよび所属発電BGコード単位かつ30分ごとの発電上限値（キロワット時）</p> <p>(93) 1分発電計画電力 単独発電機の場合は、発電計画電力に整合する系統コード単位かつ1分ごとの稼働計画（キロワット）。発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの場合は、合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1分ごとの稼働計画（キロワット）</p> <p>(94) 機器点1分発電計画電力 高圧機器点発電基準値（アセス用）に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位の機器点単位かつ1分ごとの稼働計画を変圧器のロス率で修正した計画の合計値（キロワット）ならびに低圧機器点発電基準値に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位の機器点単位（発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単位）かつ1分ごとの稼働計画の合計値（キロワット）（計画時点の受電点での潮流が逆潮流の場合は、属地エリアの「送供給等総款」で定める損失率も考慮する）を合算した値</p> <p>(95) 機器点1分発電計画電力計画 発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における機器点1分発電計画電力（キロワット）</p> <p>(96) 属地周期発電計画電力 単独発電機の場合は、発電計画電力に整合する系統コード単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの稼働計画（キロワット）。発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの場合は、合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの稼働計画（キロワット）。</p> <p>(97) 機器点属地周期発電計画電力</p>			<p>低圧リソースにおける各種計画提出の扱いの修正</p> <p>低圧リソースにおける各種計画提出の扱いの修正</p> <p>事前予測誤差基準値の対象範囲の修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>高圧機器点発電基準値（アセス用）に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの稼働計画を変圧器のロス率で修正した計画の合計値（キロワット）ならびに低圧機器点発電基準値に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位（発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単位）かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの稼働計画の合計値（キロワット）（計画時点の受電点での潮流が潮流の場合は、属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率も考慮する）を合算した値</p> <p>(98) 機器点属地周期発電計画電力計画 発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における機器点属地周期発電計画電力（キロワット）</p> <p>(99) 1秒発電計画電力 合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの稼働計画（キロワット）</p> <p>(100) 機器点1秒発電計画電力 高圧機器点発電基準値（アセス用）に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位の機器点単位かつ1秒ごとの稼働計画を変圧器のロス率で修正した計画の合計値（キロワット）ならびに低圧機器点発電基準値に整合する機器点単位（発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単位）かつ1秒ごとの稼働計画の合計値（キロワット）（計画時点の受電点での潮流が潮流の場合は、属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率も考慮する）を合算した値</p> <p>(101) 機器点1秒発電計画電力計画 発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における機器点1秒発電計画電力（キロワット）</p> <p>(102) 1分発電計画電力計画 発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における1分発電計画電力（キロワット）</p> <p>(103) 属地周期発電計画電力計画 発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における属地周期発電計画電力（キロワット）</p> <p>(104) 1秒発電計画電力計画 発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における1秒発電計画電力（キロワット）</p> <p>(105) 発電上限 発電販売計画における系統コード単位かつ30分ごとの発電可能な最大量（キロワット時）</p> <p>(106) 高圧機器点発電上限 受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において発電リソースを用いて機器点参入する場合の発電上限を変圧器のロス率で修正し</p>			<p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p> <p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p> <p>低圧リソースにおける各種計画提出の扱いの修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>た機器点単位かつ30分ごとの発電可能な最大量（キロワット時）</p> <p>(107) 高圧機器点発電上限電力 高圧機器点発電上限を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(108) 低圧機器点発電上限 受電電圧が低圧の受電点に属する機器点において発電リソースを用いて機器点参入する場合の当該発電リソース（発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース）の発電上限を変圧器のロス率で修正した所属小売電気事業者コード単位（当該発電リソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合には所属小売電気事業者コードおよび所属発電BGコード単位）かつ30分ごとの発電可能な最大量（キロワット時）（計画時点の受電点での潮流が逆潮流の場合は、属地エリアの「送供給等約款」で定める損失率も考慮する）</p> <p>(109) 低圧機器点発電上限電力 低圧機器点発電上限を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(110) 合計発電上限 発電上限を30分ごとに発電機リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターン単位に合計した値（キロワット時）</p> <p>(111) 発電上限電力 発電上限を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(112) 合計発電上限電力 合計発電上限を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(113) 発電計画合計電力（MMS） 発電計画合計（kWh）（MMS）を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(114) 発電上限合計電力（MMS） 発電上限合計（kWh）（MMS）を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(115) 需要抑制計画 需要抑制契約者が電力広域的運営推進機関に提出する需要リソースの30分ごとの抑制計画（属地エリアの一般送配電事業者が定める「送供給等約款」にもとづき修正された場合は修正後の値）（キロワット時）</p> <p>(116) 合計需要抑制計画 需要抑制計画を30分ごとに需要家リスト・パターン単位およびネガボジリスト・パターン単位に合計した値（キロワット時）</p> <p>(117) 合計需要抑制計画電力 合計需要抑制計画を2倍して電力に換算した値（キロワット）</p> <p>(118) 需給調整市場に関する契約 需給調整市場での取引を希望する事業者が、調整の実施、実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項（について属地エリアの一般送配電事業者と締結する契約）</p> <p>(119) 電源II契約等 電源II周波数調整力契約、電源II需給バランス調整力契約および電源II〃低速需給バランス調整力契約</p>			<p>低圧リソースにおける各種計画提出の扱いの修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(120) 余力活用に関する契約 本市場における商品の要件を満たす機能を有する電源について、ゲートクローズ後の余力を活用するために、調整力提供者と属地エリアの一般送配電事業者の間で締結する契約</p> <p>(121) 地内系統混雑 基幹系統およびローカル系統において、送電設備および変電設備における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過する、または超過するおそれがあり、発電設備等を出力制御する必要がある状態</p> <p>(122) 需給調整市場システム 本市場においてΔkWを取引するためのシステム</p> <p>(123) 専用線オンライン 属地エリアの一般送配電事業者が周波数制御または需給バランス調整を行うため、属地エリアの一般送配電事業者の中央給電指令所システム（以下、「中給システム」という）から専用線を用いた通信伝送ルートを通じて運転指令を行うシステム</p> <p>(124) 簡易指令システム 専用線オンラインで接続してないリソースに対して、取引会員の通信設備を介して需給バランス調整等の指令を行うシステム</p> <p>(125) Bルート スマートメーターで計測したデータを利用者のEMS（Energy Management System）機器を介して送信するルート</p> <p>(126) I o Tルート 特例計量器等からスマートメーターへデータを伝送する通信ルートで、特定計量（I o Tルート）運用ガイドライン等にもとづくもの</p> <p>(127) 商品区分 本市場において取引する商品の仕分けをいひ、三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①、一次調整力および複合商品に区分 なお、複合商品とは、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①、一次調整力のうち、複数商品を組み合わせた商品のことをいう。</p> <p>(128) 複合市場商品 三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①、一次調整力または複合商品のこと</p> <p>(129) 複合市場商品約定単位 複合市場商品に入札する場合の入札ごとの約定単位のことをいひ、以下の種類に分類される。 イ 三次調整力①のみ ロ 二次調整力②のみ ハ 二次調整力①のみ ニ 一次調整力のみ ホ 三次調整力①および二次調整力② ヘ 三次調整力①および二次調整力① ト 三次調整力①および一次調整力</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>チ 二次調整力②および二次調整力①</p> <p>リ 二次調整力②および一次調整力</p> <p>ヌ 二次調整力①および一次調整力</p> <p>ル 三次調整力①、二次調整力②および二次調整力①</p> <p>ヲ 三次調整力①、二次調整力②および一次調整力</p> <p>ワ 三次調整力①、二次調整力①および一次調整力</p> <p>カ 二次調整力②、二次調整力①および一次調整力</p> <p>ヨ 三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力</p> <p>(130) 複合入札対象商品 複合商品に入札する場合に、当該リソースが入札可能なそれぞれの単独の商品区分のこと</p> <p>(131) 複合商品入札内数 複合商品に入札する場合に、当該リソースが入札したそれぞれの単独の商品区分のこと</p> <p>(132) 複合約定対象商品 複合商品に約定した場合の当該リソースの約定したそれぞれの単独の商品区分のこと</p> <p>(133) 起動供出機 入札時点で、ΔkWを供出するために実需給において起動することを計画していた単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）</p> <p>(134) 持ち下げ供出機 入札時点で、起動供出機の最低出力を維持するために実需給において出力を下げることを計画していた単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）</p> <p>(135) 持ち下げ単価分 持ち下げ供出機のΔkWの入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価を起動供出機の入札単価よりも高値とし、約定順位を起動供出機よりも劣後させることを目的として、関係規程等において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した30分あたりの単価（単価は、銭単位まで登録する）（円/キロワット）</p> <p>(136) 起動費単価分 提供期間のΔkWの入札単価のうち、単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）の当該提供期間にΔkWを提供するために当該リソースの起動に係る費用の30分あたりの単価（単価は、銭単位まで登録する）または、各取引規程別冊 第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項にもとづき、約定した単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）を差替えたことに伴い、ΔkW約定単価を変更した場合の、当該変更後のΔkW約定単価のうち、当該提供期間にΔkWを提供するために当該リソースの起動に係る費用の30分あたりの単価（単価は、銭単位まで登録する）（円/キロワット）</p> <p>なお、この場合における「当該リソースの起動に係る費用」とは、需給</p>			<p>起動費単価分の定義</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>調整市場システムに登録するV3単価（当該リソースごとの、1回あたりの起動費）に該当する費用をいう。</p> <p>(137) 持ち下げ返還区分 持ち下げ単価分を含んだ単価で持ち下げ供出機が約定した商品ブロックについて取引会員が需給調整市場システムに登録する、持ち下げ単価分の返還対象要否の区分</p> <p>(138) 起動費の返還区分 起動費単価分を含んだ単価で単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限り）が約定した場合（各取引規程別冊 第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項にもとづき、約定した単独発電機または各リスト・パターンを差替えたことに伴い、起動費単価分を含むΔkW約定単価を変更した場合を含む）において、提供期間にΔkWを供出するために起動しなかった場合の約定した商品ブロックについて取引会員が需給調整市場システムに登録する、起動費単価分の返還対象要否の区分</p> <p>(139) 返還分控除後単価 ΔkW約定単価から持ち下げ単価分および起動費単価分を差し引くことにより算出される30分あたりの単価（円/キロワット）</p> <p>(140) EDC 経済負荷配分制御。電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各電源等に最も経済的となるよう負荷配分を行う制御（Economic load Dispatching Control の略）</p> <p>(141) LFC 負荷周波数制御。定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、地域要求量を検出し、電源等の出力を自動制御することをいう。（Load Frequency Control の略）</p> <p>(142) 地域要求量（AR） 属地エリアの一般送配電事業者の負荷周波数制御に用いる調整力の必要量をいふ、周波数偏差と連系線潮流偏差から算出される制御必要量を指す。（Area Requirement の略）</p> <p>(143) EDC演算周期 各電源等に経済負荷配分を行う演算周期</p> <p>(144) EDC指令周期 経済負荷配分により算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔。EDC信号とLFC信号を一括して送信する場合は、LFC信号の送信間隔で指令を行うため、EDC演算周期とは一致しない。 なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、地域要求量が一定の閾値以上になるとき等、5秒に切り替える場合がある。</p> <p>(145) EDC目標時刻 経済負荷配分により算定された指令値に、各電源等が出力を変化させることを求める時刻をいふ、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信した時刻から起算する。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>なお、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社においては、EDC演算周期ごとに算定された各電源等の負荷分量をEDC指令周期に合わせて線形に補間したうえで送信するため、EDC演算周期よりも短い期間となる。</p> <p>また、北海道電力ネットワーク株式会社においては、将来時刻に対するEDC演算を行っていないため、定めのないものとする。</p> <p>(146) LFC演算周期</p> <p>ARを検出し、各電源等の出力を自動制御する演算周期</p> <p>(147) LFC制御周期</p> <p>ARにより算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔</p> <p>なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、ARの閾値や指定により5秒に切り替える場合がある。</p> <p>また、関西電力送配電株式会社においては、ARが一定条件となった場合に制御を行う。</p> <p>(148) 基準周波数</p> <p>電力系統の運転の基準となる周波数。北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社管内は50ヘルツ、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社管内は60ヘルツ</p> <p>(149) GF（ガバナフリー）運転</p> <p>発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保持するように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転（Governor Free の略）</p> <p>(150) 線形補間</p> <p>二次調整力①または一次調整力（複合約定対象商品に二次調整力①または一次調整力を含む場合および約定したリソースが二次調整力①または一次調整力の余力活用に関する契約を締結している場合を含む）において、1分発電計画電力計画、機器点1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）または機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を提出する場合、各1分発電計画電力または1分基準値電力（事前予測型）の当該1分間の各値を中央値（各30秒ごとの値）として、中央値から次の中央値で線形に補間すること。</p> <p>また、提出する値の直前の値または直後の値がない場合は、直前の線形補間の傾きで線形に補間する。</p> <p>2 第1項ご定めのない用語については、別途本規程において定義する場合は除き、「電気事業法」および「電気事業法施行規則」、公正取引委員会および経済産業省が定める「適正な電力取引についての指針」、経済産業省が定める「需給調整市場ガイドライン」、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」、「特定計量</p>			<p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(IoTルート) 運用ガイドライン」および「特定計量制度に係るガイドライン」、電力広域的運営推進機関が定める「送配電等業務指針」および「業務規程」、一般送配電事業者が定める「余力の運用規程」、[送給供給等約款] および「外部接続基準・ガイドライン」、市場運営者が公表するルールその他の定め等（以下、「関係規程類」という）に準ずる。</p> <p>(休業日・営業日および営業時間)</p> <p>第3条 本市場は、原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。</p> <p>2 市場運営者が必要と認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。</p> <p>3 市場運営者が入札を除く各種申込および市場運営に関するお問い合わせ等を受け付ける時間は、平日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日）の9時から17時までとする。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 取引共通</p> <p>(取引会員資格)</p> <p>第4条 市場運営者は、以下の全ての要件を満たす事業者に、本市場の取引会員たる資格を付与することができる。</p> <p>(1) 法人格を有すること</p> <p>なお、法人格は、6ヶ月以内に発行された登記事項証明書をもって確認する。</p> <p>(2) 純資産額1,000万円以上を有すること</p> <p>(3) 適格請求書発行事業者であること</p> <p>2 市場運営者は、第1項に定める要件を満たす事業者が発電リソースおよび需要リソースを用いて本市場での取引を予定している場合で、その事業者が希望するときは、その事業者に対し取引会員たる資格を2つ付与することができる。</p> <p>(資産上の要件)</p> <p>第5条 本市場において取引を行う取引会員の純資産額の最低額は、1,000万円とする。</p> <p>2 第1項の純資産額は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額とし、市場運営者が提出を求める純資産額調書に記載する方法により計算する。</p> <p>3 取引会員は、毎年3月末現在で第2項の規定により純資産額調書を作成し、これを原則として、毎年7月末までに市場運営者に提出しなければならない。</p> <p>4 取引会員は、市場運営者からの請求があった場合は、第3項の純資産額調書に関する内容を証明するに足りる書類を添付しなければならない。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 市場運営者は、本市場に取引会員として加入を希望する者（以下、「加入希望者」という）が次の各号（以下、「欠格事由」という）のいずれかに該当する場合、取引会員たる資格を付与することができない。</p> <p>(1) 関係規程類への重大な違反を行ったこと、第65条（反社会的勢力の排除）第1項の各号のいずれかに該当すること、その他の理由により信用がないと認められる者、破産・会社更生・民事再生等の途中の者または外国法令上これらと同様に扱われている者</p> <p>(2) 市場運営者または一般社団法人日本卸電力取引所から除名処分を受け、その事由が解消していない者</p> <p>(3) その他市場運営者が取引会員として不適格であると認める者</p> <p>2 取引会員資格取得後、欠格事由に該当するに至った場合または第4条（取引会員資格）第1項に定める要件を満たさなくなった場合、市場運営者は取引会員を除名することができる。</p> <p>(加入手続)</p> <p>第7条 加入希望者は、本規程および関係規程類を遵守することに同意のうえ、市</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>場運営者の作成した需給調整市場参加申込書に必要事項を記載して、これに記名捺印し、郵送にて市場運営者に提出しなければならない。</p> <p>2 第1項の需給調整市場参加申込書は、次に掲げる書類（以下、需給調整市場参加申込書とあわせて、「加入申込書類」という）を添付しなければならない。</p> <p>(1) 取引会員たる資格を有している者であることならびに欠格事由に該当しないことを誓約する取引会員適格誓約書および市場運営者が必要と認めたときはこれを証する書類</p> <p>(2) 第5条（資産上の要件）に定める入会申込日直前の年度末現在における純資産額調書</p> <p>(3) 第4条（取引会員資格）に定める登記事項証明書またはこれに代わる書類ならびに前近事業年度の貸借対照表またはこれに代わる書類</p> <p>(4) 前各号のほか、市場運営者が必要と認める書類</p> <p>（審査手続および取引会員資格の取得）</p> <p>第8条 市場運営者は、加入申込書類を受領した後、その取引会員資格審査を行う。</p> <p>2 市場運営者は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対して、別途定める様式（以下、「所定の様式」という）で通知を行う。</p> <p>3 市場運営者は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。</p> <p>4 市場運営者は、第1項の審査を完了し、加入希望者に対して取引会員加入の承認を行う場合、加入希望者に対して取引会員資格審査結果通知書で通知する。</p> <p>5 加入希望者は第4項の通知の到達をもって、取引会員たる資格を取得する。</p> <p>6 資格を取得した取引会員が取引に係る業務の委託を希望する場合、取引会員は、取引関連業務委任申請書を市場運営者へ提出することとし、市場運営者が承諾した場合に限り、業務を委託することができる。</p> <p>（任意脱退）</p> <p>第9条 取引会員が脱退を希望する場合は、脱退予定日を事前に所定の様式により市場運営者に通知しなければならない。</p> <p>（当然脱退）</p> <p>第10条 取引会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当該取引会員は当然に脱退する。</p> <p>(1) 解散した場合</p> <p>(2) 市場運営者から除名処分を受けた場合</p> <p>（脱退の効果）</p> <p>第11条 取引会員が脱退した場合においても、脱退前に本市場における取引において生じた全ての債務を免れるものではない。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(取引資格)</p> <p>第12条 本市場での取引は、取引会員でなければ行うことができない。</p> <p>2 本市場での取引は、第13条（リソース等が満たすべき要件）に適合し、各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しているリソースでなければ行うことができない。</p> <p>3 本市場での取引は、取引会員が、属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結してなければ行うことができない。</p> <p>4 本市場での取引において、取引会員は、ΔkWを調達することはできない。</p> <p>(リソース等が満たすべき要件)</p> <p>第13条 第2条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 運用に関する要件</p> <p>イ 約定した商品ブロックごとの時間帯（以下、「提供期間」という）において、リソースを、本市場で約定したΔkW（以下、「ΔkW約定量」という）が供出可能な状態に維持すること。</p> <p>なお、複合商品の場合、複合市場商品約定単位ごとに、複合約定対象商品ごとのΔkW約定量のうち、最大となるΔkW約定量（以下、「複合ΔkW約定量」という）が供出可能な状態に維持すること。</p> <p>ロ 取引会員の責任において、取引会員または小売電気事業者が、あらかじめ、需要者または発電者に対して、属地エリアの一般送配電事業者および当該取引会員または小売電気事業者が、指示数または実績電力量およびその他必要な需要者または発電者の情報を、需給調整市場における利用の目的で、共同で利用することを明示すること。（機器点参入に用いるリソースの場合、属地エリアの一般送配電事業者の指示に従い、ス（ロ）の承諾を得ることとするときは、この限りでない。）</p> <p>ハ 受電点参入に用いる発電リソースの場合、受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結していること。</p> <p>ニ 受電点参入に用いる需要リソースの場合、受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。</p> <p>ホ 機器点参入に用いる発電リソースの場合、その機器点が属する受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。なお、当該発電リソースが、属地エリアの一般送配電事業者が維持および重用する供給設備に逆潮流できる場合は、発電量調整供給契約を締結していること。</p> <p>ヘ 機器点参入に用いる需要リソースの場合、その機器点が属する受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。</p> <p>ト 以下に該当する場合でないこと。</p> <p>(イ) 余力活用に関する契約を締結または締結を予定している系統コードのマスターパターンに機器点参入するリソースまたは受電電圧が低圧で</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>受電点参入に用いるリソースを含めた場合</p> <p>(a) 需要抑制量調整供給契約を締結または締結を予定している受電点に属する機器点参入に用いるリソースの場合</p> <p>(b) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量を用いる場合および再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない番線の場合</p> <p>(c) 原則として、受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「低圧供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているとき</p> <p>チ 同一の受電点において、受電点参入および機器点参入の両方を用いるものでないこと。</p> <p>リ 受電電圧が低圧で機器点参入している機器点が属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合は、当該受電点の小売電気事業者と発電契約者は同一事業者であること。</p> <p>ヌ 機器点参入に用いるリソースの場合、取引会員の責任において、取引会員または小売電気事業者が、当該機器点が属する受電点の需要者または発電者から、以下の承諾を得ること。</p> <p>(i) 属地エリアの一般送配電事業者が定める「外部接続基準・ガイドライン」を遵守すること</p> <p>(ii) 属地エリアの一般送配電事業者が受電点計量器の取り替え等を行う際、需要場所または発電場所に立ち入り、業務を実施すること</p> <p>(iii) 属地エリアの一般送配電事業者が当該取引会員または小売電気事業者に対して必要な需要者または発電者の情報を提供すること、ならびに当該取引会員または小売電気事業者が、属地エリアの一般送配電事業者へ指示数または実績電力量およびその他必要な需要者または発電者の情報を提供すること</p> <p>ル 機器点参入に用いるリソースの場合、以下の手順により、取引会員の責任において、小売電気事業者が、属地エリアの一般送配電事業者へ機器点ごとに機器点計量の申込み等を行うこと。</p> <p>(i) 機器点計量の申込み</p> <p>機器点計量を開始する場合、取引会員の責任において、小売電気事業者は、特例計量器等の設置後に所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込みこととする。ただし、小売電気事業者は申込みを行った後、機器点計量が開始される前申込みの取下げを希望する場合は、属地エリアの一般送配電事業者へ速やかに連絡する。</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が当該申込みを承諾したとき、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、計量開始日が定められ、必要な手続きを経た後に、機器点計量が開始されるものとする。ただし、計量開始日が定められた後に、属地エリアの一般送配電事業者および取引会員は、やむを得ない理由によって、当該日付に計量を開始できないことが明らかになった場合には、その理由について小売電気</p>			<p>代表契約者制度で低圧機器点参入する場合の扱い</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>事業者を介して相手方に通知し、あらかじめ協議のうえ、属地エリアの一般送配電事業者により計量開始日が定められることとする。なお、以下のいずれかの事由に該当する場合、本則に規定する申込みの全部または一部は承諾されないことがある。</p> <p>a 同一の機器点において、既に他の小売電気事業者での機器点計量に係る申込みがある場合</p> <p>b 機器点計量を行う地点において、通信環境の理由等で属地エリアの一般送配電事業者が設置する計量器の通信ネットワークへ接続することができない場合</p> <p>c 属地エリアの一般送配電事業者がI o Tルートへ接続するために必要な機器を設置できない場合</p> <p>d 本市場へ参入する要件を満たしていない場合</p> <p>e その他、属地エリアの一般送配電事業者が必要と判断した場合</p> <p>また、特例計量器等は取引会員の責任において設置する。その際、1受電点において、設置できる特例計量器等は4台までとし、1受電点に2台目以降の特例計量器等を設置する場合、他の機器点参入に用いるリソースの計量との重複を避けるため、他のすべての特例計量器等と並列接続となるように計量器を設置する。当該計量器が特例計量器である場合、関係規程類もとづき、特定計量開始の30日前までに、経済産業大臣に届け出を行うこととし、取引会員は属地エリアの一般送配電事業者に対し、所定の様式の提出等により、使用期間等について説明を行う。</p> <p>なお、通信不達等の理由により機器点計量器等に取り替え等が発生した際は、取引会員の責任において対応するものとする。</p> <p>(n) 機器点計量の変更の扱い</p> <p>機器点計量の開始後、機器点計量器等の取り替え、潮流方向の追加、変更および一部潮流方向の廃止がある場合、取引会員の責任において小売電気事業者は属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込みこととする。</p> <p>(o) 機器点計量の終了およびI o Tルート閉塞時の扱い</p> <p>a 機器点計量の終了時の扱い</p> <p>機器点計量を終了する場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する需要場所に小売供給をする小売電気事業者（以下「当該機器点が所属する小売電気事業者」という）は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ機器点計量の廃止を申込みこととする。</p> <p>b 機器点計量のI o Tルート閉塞時の扱い</p> <p>リソースの全部または一部を他のリソースに切り替えること（以下「リソースのスイッチング」という）やリソースのトラブルに伴い機器点計量のI o Tルートが閉塞した後に再開を希望する場合、新たに当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込みこととする。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ヲ 機器点参入に用いるリソースの場合、以下に該当するときに、属地エリアの一般送配電事業者が、第1項(1)ル(ハ) aの申込みの有無にかかわらず特例計量器等のI o Tルートを閉塞する場合がありますことを承諾すること。</p> <p>なお、I o Tルート閉塞時は、属地エリアの一般送配電事業者から小売電気事業者にその旨を通知することがある。</p> <p>(イ) 「需給調整市場に関する契約」の終了、マスタパターンおよび各リスト・パターンからの削除およびその他事由により属地エリアの一般送配電事業者が不適切と判断する場合</p> <p>(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者との間で締結している接続供給契約または発電量調整供給契約が廃止となる場合（リソースのスイッチングを含む）</p> <p>(ハ) 小売電気事業者が承諾事項や関係規程等に違反した場合</p> <p>ワ 機器点参入に用いるリソースの場合、小売電気事業者からの申込みの有無にかかわらず、属地エリアの一般送配電事業者が機器点特定番号を変更する場合がありますことを承諾すること。</p> <p>なお、機器点特定番号変更時は、属地エリアの一般送配電事業者から小売電気事業者にその旨を通知する。</p> <p>カ 機器点計量器等に係る設定、機器点特定番号・ベアリングIDの共有、I o Tルートへの接続確認および通信不具合発生時の対応は、特定計量（I o Tルート）運用ガイドライン等にもつき取り会員の責任において、自らまたは小売電気事業者が実施すること。</p> <p>ヨ 提供期間における発電計画にΔkW約定量（複合商品の場合は、複合ΔkW約定量）を適切に反映させること。</p> <p>タ 発電上限、燃料計画、発電機の作業等に伴う出力制約および一般送配電事業者による系統作業等に伴う出力制約等を適切に反映させること。</p> <p>レ 提供期間において、ΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者からの指令に従い調整を行うこと。</p> <p>なお、提供期間終了時、属地エリアの一般送配電事業者から復帰指令は行わない。</p> <p>ただし、一次調整力については、提供期間において、周波数偏差を検知し、調定料にもつき調整を行うこと。</p> <p>(2) 設備に関する要件</p> <p>イ 対象リソースに関する要件</p> <p>(イ) 属地エリアの系統に連系するリソース（連系線を経由して属地エリアの一般送配電事業者の系統に接続するものを除く）で、属地エリアの一般送配電事業者から、オンライン（簡易指令システムを含む）で出力増減が可能であること。</p> <p>ただし、一次調整力の場合を除く。</p> <p>(ロ) 各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に、属地エリアの一般送配電事業者の指令に応じた出力増減が実施できること。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ただし、一次調整力においては、属地エリアの周波数偏差を検知して調定率をもとめた出力増減が実施できること。</p> <p>なお、次の場合においては、リソースの試運転や必要な対応工事・試験が完了した後、各取引規程別冊 第21条（性能確認等）に規定する性能確認を実施する。</p> <p>a 入札にあたり営業運転を開始していない場合</p> <p>b 属地エリアの一般送配電事業者とオンライン信号（簡易指令システムを含む）の送受信を開始していない場合（ただし、一次調整力において監視方法がオフラインの場合を除く）</p> <p>c 性能確認に必要な計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合</p> <p>(v) 契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リソースの場合は商品区分ごとに原則としてユニット単位で入札を行うこと。</p> <p>ただし、取引会員が計量単位での入札を希望するときは、属地エリアの一般送配電事業者との個別協議により入札可否を決定する。</p> <p>なお、受電地点と供給地点が一致する発電リソースおよび需要リソースを用いて、供出可能量が1,000キロワット以上となる場合に限り、ネガボジリスト・パターンを用いて入札を行う。</p> <p>(vi) 契約受電電力が1,000キロワット未満の発電リソースを用いる場合、商品区分ごとに発電機リスト・パターン単位またはネガボジリスト・パターン単位で入札を行うこと。</p> <p>ただし、契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リソースで、リソースごとの供出可能量が年間の一部期間でも1,000キロワット未満であることを属地エリアの一般送配電事業者が認めたときは、発電機リスト・パターン単位またはネガボジリスト・パターン単位で入札を行うことができる。</p> <p>なお、受電地点と供給地点が一致する発電リソースおよび需要リソースの供出可能量が原則として1,000キロワット未満で他の地点のリソースとアグリゲートして入札に用いる場合に限り、ネガボジリスト・パターン単位で入札を行う。</p> <p>(vii) 需要リソースの場合は商品区分ごとに需要家リスト・パターン単位またはネガボジリスト・パターン単位で入札を行うこと。</p> <p>(viii) 需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンに含まれる需要リソースごとの供出電力が、供給地点に設置した計量器で計量できること。</p> <p>(ix) 機器点参入する場合、発電機リスト・パターン単位、需要家リスト・パターン単位またはネガボジリスト・パターン単位に含まれるリソースごとの供出電力が、機器点に設置した特例計量器等で計量できること。</p> <p>(f) 二次調整力①または一次調整力に入札するリソースについては、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、二次調整力①は昼時間のみを対象とする。</p> <p>a 遅れ時間</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(a) 二次調整力①の場合 調整実施指令信号を受信してから、応動開始するまでに要する時間は120秒以内とする。 ただし、2023年4月以降に系統連系申込を行うリソース（2023年4月以降にリプレース等の系統連系申込を行うリソースを含む。以下、「新設発電機」という）の場合、調整実施指令信号を受信してから、応動開始するまでに要する時間は30秒以内とする。</p> <p>(b) 一次調整力の場合 自端で周波数偏差を検知してから、応動開始するまでに要する時間は2秒以内とする。</p> <p>b 周波数計測間隔 0.1秒以下とする。</p> <p>c 周波数計測誤差 ±0.02ヘルツ以内とする。</p> <p>d 不感帯 基周周波数が50ヘルツの場合、±0.01ヘルツ以内とし、基周周波数が60ヘルツの場合、±0.012ヘルツ以内とする。</p> <p>e 調定率 5%以下とする。 ただし、周波数変動幅によらず一定とする。なお、設備の特殊性上等の理由により、属地エリアの一般送配電事業者が認める場合は、この限りではない。</p> <p>(l) 一次調整力において、監視方法がオフラインの場合、各リスト・パターンを用いて入札すること。</p> <p>(x) 一次調整力において、監視方法がオフラインの場合で需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）を用いるときは、当該リスト・パターンに含まれるすべての自家発電における電源種別および燃料・発電方式等がaからhのいずれかに該当すること。</p> <p>a 火力（水素、アンモニア、合成メタン、バイオマス（専焼のみ）、LNG（アンモニア混焼を前提としたLNG火力のみ）） b CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）付火力 c 水力（揚水、一般（貯水式、自流式）） d 蓄電池 e 地熱 f 原子力 g 太陽光 h 風力</p> <p>(y) 機器点参入する場合、機器点以下のリソースが構内等の別系統に切り替えまたは別系統から切り替えてできないこと。</p> <p>ロ 通信設備に関する要件 通信設備は、需給調整機能が必要となる、次の各号に定める送受信機能を具備すること。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ただし、一次調整力において監視方法がオフラインの場合を除く。</p> <p>また、複合商品の場合は、複合入札対象商品に応じた送信機能を具備すること。</p> <p>なお、取引会員は、専用線オンラインで接続するか、簡易指令システムで接続するかを選択する（二次調整力①または一次調整力の場合、専用線オンラインで接続することを選択するものとする）。</p> <p>ただし、単独発電機を用いる場合で、1発電機の容量が10万キロワット以上の場合、専用線オンラインで接続する。</p> <p>また、各リスト・パターンを用いる場合で、簡易指令システムで接続するときは、同一の伝送媒体および送受信装置に接続するリソースから供出される電力の合計が100万キロワット以下になるように複数の伝送媒体および送受信装置に分割等を行う。</p> <p>(i) 専用線オンラインで接続する場合 送受信機能は以下のとおりとする。</p> <p>なお、当該機能については、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠する。また、属地エリアの一般送配電事業者が定めるセキュリティ要件に従う。</p> <p>a 受信信号（調整実施指令信号）</p> <p>(a) 単独発電機の場合 提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が発信するリソースの出力増減指令（抜点信号）または出力調整指令（数値指令）を受信する。</p> <p>ただし、二次調整力①の場合は、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、受信機能の要件を決定する。</p> <p>(b) 各リスト・パターンの場合 提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が発信するリソースの出力変化量指令を受信する。</p> <p>b 送信信号（給電情報）</p> <p>ハ(イ) aに定める時間ごとのハ(ロ)に定める瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者に原則として、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に通知する。</p> <p>なお、システムトラブル等により補正計測電力が欠測した場合には、データ補充したうえで属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。</p> <p>ただし、システムトラブル等により当該期間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に通知できなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあったときは、求めがあった日の翌営業日まで通知を行うものとする。</p> <p>また、本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>(ii) 簡易指令システムで接続する場合 送受信機能は以下のとおりとする。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>なお、当該機能については、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」のセキュリティ要件に準拠するものとし、取引会員のアグリゲーションコーディネータシステムと簡易指令システム間のインターフェースの通信仕様については、OpenADR2.0bに準拠する。</p> <p>a 受信信号（調整実施指令信号）</p> <p>(a) 単独発電機の場合</p> <p>i 調整実施指令信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令を受信する。</p> <p>ii 調整実施指令変更信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令の変更を受信する。</p> <p>iii 調整実施取消信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令の取消を受信する。</p> <p>なお、余力活用に関する契約を締結する場合、取引会員は、iからiiiにかかわらず、出力調整指令（数値指令）に限り受信する。</p> <p>(b) 各リスト・パターンの場合</p> <p>i 調整実施指令信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令を受信する。</p> <p>ii 調整実施指令変更信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の変更を受信する。</p> <p>iii 調整実施取消信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の取消を受信する。</p> <p>b 送信信号</p> <p>(a) 調整実施信号 属地エリアの一般送配電事業者からの調整実施指令信号に対する応答として、調整実施信号を通知する。</p> <p>(b) 瞬時供出電力 ハ(イ) bに定める時間ごとのハ(ロ)に定める瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者へ原則として、次の30分コマの終了時刻まで通知する。</p> <p>なお、システムトラブル等により補正計測電力が欠測した場合には、データ補完したうえで属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。</p> <p>ただし、システムトラブル等により次の30分コマの終了時刻まで通知できなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあったときは、求めがあった日の翌営業日まで所定の</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>様式こより通知を行うものとする。</p> <p>また、本頁で規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項で定める平日とする。</p> <p>(n) 通信設備の施設に係る費用</p> <p>(i) および(ii) の場合における通信設備の施設に係る費用は、取引会員の負担とする。</p> <p>ハ 計量設備に関する要件</p> <p>各取引規程別冊 第39条（アセスメント）に必要な計量器、その他付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいう）については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 計量器の設置位置</p> <p>計量器の設置位置は以下のとおりとする。</p> <p>a 発電リソースの場合、原則としてユニット単位で受電地点に計量器を設置する。</p> <p>なお、技術上、経済上やむを得ない場合で、受電電圧と異なる電圧で計量を行うときは、受電電圧と同一にするために、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき計量値の補正方法を協議する。</p> <p>また、機器点参入に用いる発電リソースの場合、機器点で特例計量器等を設置する。</p> <p>b 需要リソースの場合、需要家単位で原則として供給地点に計量器を設置する。</p> <p>なお、技術上、経済上やむを得ない場合で、供給電圧と異なる電圧で計量を行うときは、供給電圧と同一にするために、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき計量値の補正方法を協議する。</p> <p>また、機器点参入に用いる需要リソースの場合、機器点で特例計量器等を設置する。</p> <p>(ii) 計量器およびその他付属装置の設置</p> <p>(i) における設置位置に、「託送供給等約款」にもとづき属地エリアの一般送配電事業者により託送供給の用に供する計量器が設置されている場合は、同計量器を利用できるものとする。</p> <p>ただし、約定対象商品の供出電力が当該計量器から取得できる場合に限る。</p> <p>上記以外の場合、市場運営者が指定する計量器または「計量法」にもとづく特定計量器とする。</p> <p>各計量器は、以下のとおりとする。</p> <p>a 託送供給の用に供する計量器</p> <p>託送供給の用に供する計量器を利用する場合、属地エリアの一般送配電事業者へ当該リソースの対象となるサービス（ハルス提供サービスまたはBルートサービス）を申込みのうえ、計量値を取得できるようハルス受信装置またはEMS等を設置する。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考																				
<p>b 市場運営者が指定する計量器</p> <p>(a) 市場運営者が指定する計量器は、「日本産業規格 J I S C 1 1 1 1（交流入力トランスデューサ）」に準じて、原則としてユニットごとの発電機の定格出力または需要家ごとの接続供給契約における契約電力に応じた階級指数を適用する。</p> <p>なお、市場運営者が指定する計量器の階級指数よりも指数の低い、高精度な計量器を適用することもできるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="244 347 642 549"> <thead> <tr> <th>発電機の定格出力または接続供給契約における契約電力</th> <th>階級指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 キロワット未満</td> <td>2.0 級</td> </tr> <tr> <td>500 キロワット以上</td> <td>1.0 級</td> </tr> <tr> <td>10,000 キロワット以上</td> <td>0.5 級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 市場運営者が指定する計量器の性能・精度の確信度 3 以下のとおり、定期的な試験を実施し、(a) の階級指数に合った器差であることを確認する。</p> <p>なお、試験結果については、属地エリアの一般送配電事業者の求めに応じて提出する。</p> <table border="1" data-bbox="244 708 642 810"> <thead> <tr> <th>試験内容</th> <th>試験頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器差試験</td> <td>1 回 / 7 年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 取り付けるその他付属装置のうち、変成器は「日本産業規格 J I S C 1 7 3 1 - 1 および J I S C 1 7 3 1 - 2」または「電気学会電気規格調査会標準規格 J E C 1 2 0 1」に準じて、精度階級は、1.0 級を適用すること。</p> <p>なお、変成器の精度階級は、市場運営者が指定する精度階級よりも高い、高精度な変成器を適用することもできるものとする。</p> <p>(d) 取り付けるその他付属装置のうち、変成器および変成器の 2 次配線の健全性を確認するため、以下の定期的な試験を実施すること。</p> <p>なお、試験結果については、属地エリアの一般送配電事業者の求めに応じて提出する。</p> <table border="1" data-bbox="244 1165 642 1461"> <thead> <tr> <th>試験内容</th> <th>試験頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観点検</td> <td rowspan="5">1 回 / 21 年以内 ※ 2 次回路構成を変更の都度測定結果を記録することとし、変更後の負担が誤差保証範囲を超えた場合は試験を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>ブッシング点検</td> </tr> <tr> <td>2 次回路絶縁抵抗測定</td> </tr> <tr> <td>2 次回路抵抗測定</td> </tr> <tr> <td>2 次回路負担測定※</td> </tr> </tbody> </table> <p>c 「計量法」にもとづく特定計量器</p>	発電機の定格出力または接続供給契約における契約電力	階級指数	500 キロワット未満	2.0 級	500 キロワット以上	1.0 級	10,000 キロワット以上	0.5 級	試験内容	試験頻度	器差試験	1 回 / 7 年以内	試験内容	試験頻度	外観点検	1 回 / 21 年以内 ※ 2 次回路構成を変更の都度測定結果を記録することとし、変更後の負担が誤差保証範囲を超えた場合は試験を行うこと。	ブッシング点検	2 次回路絶縁抵抗測定	2 次回路抵抗測定	2 次回路負担測定※			
発電機の定格出力または接続供給契約における契約電力	階級指数																						
500 キロワット未満	2.0 級																						
500 キロワット以上	1.0 級																						
10,000 キロワット以上	0.5 級																						
試験内容	試験頻度																						
器差試験	1 回 / 7 年以内																						
試験内容	試験頻度																						
外観点検	1 回 / 21 年以内 ※ 2 次回路構成を変更の都度測定結果を記録することとし、変更後の負担が誤差保証範囲を超えた場合は試験を行うこと。																						
ブッシング点検																							
2 次回路絶縁抵抗測定																							
2 次回路抵抗測定																							
2 次回路負担測定※																							

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(a) 取り付ける計量器（特定計量器）およびその他付属装置は、「計量法」の定めに応じたものを適用する。</p> <p>また、機器点参入する場合、特定計量器およびその他付属装置は、「特定計量（I o Tルート）運用ガイドライン」ならびに属地エリアの一般送配電事業者の「外部接続基準・ガイドライン」に準拠した計量器を設置するものとする。</p> <p>(b) 受電点に計量機能に加え通信機能を備えた計送供給の用に供する計量器が設置されていることとする。</p> <p>d 特例計量器</p> <p>(a) 機器点参入する場合、特例計量器およびその他付属装置は、「特定計量制度に係るガイドライン」、「特定計量（I o Tルート）運用ガイドライン」ならびに属地エリアの一般送配電事業者の「外部接続基準・ガイドライン」に準拠した計量器を設置するものとする。</p> <p>また、特例計量器の階級指数は、「特定計量制度に係るガイドライン」における一般送配電事業者の送電網を介した取引の範囲で示された階級を適用できるものとする。</p> <p>(b) 受電点に計量機能に加え通信機能を備えた計送供給の用に供する計量器が設置されていることとする。</p> <p>(v) 設置する計量器の個数</p> <p>原則として、取引に用いる計量器は1つとする。</p> <p>ただし、取引会員が複数の計量器による取引を希望する場合は、属地エリアの一般送配電事業者と協議する。</p> <p>(vi) 計量器の設置に係る費用</p> <p>本市場の取引における計量設備等の施設に係る費用は、全て取引会員の負担とする。</p> <p>(vi) 一般送配電事業者がアセスメントを行うために必要なデータを送信する設備</p> <p>取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者がアセスメントを行うために必要なデータ（以下、「瞬時供出電力」という）を次の各号により算出し、(v)で定める周期で送信する機能を具備すること。</p> <p>なお、一次調整力において監視方法がオフラインの場合、提供期間が属する月の翌月に、属地エリアの一般送配電事業者が通知した日の翌営業日までに属地エリアの一般送配電事業者が指定する期間の瞬時供出電力を所定の様式で提出する。本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>a リソースごとの補正計測電力の算出</p> <p>(a) 専用線オンラインで接続する場合</p> <p>補正計測電力は、送電端において、以下のとおり測定された値とする。</p> <p>なお、機器点の補正計測電力は、機器点補正計測電力という。</p> <p>i 発電リソースの場合</p>			<p>補正計測電力に関する記載の明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(a) で設置した計量器から、送信周期に合わせて取得した計量値 ((a) によって変成器が設置されている場合は、(a) で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする) にもとづき算出した値 (キロワット)</p> <p>なお、機器点参入する場合、(a) で設置した計量器から、送信周期に合わせて取得した計量値 ((a) によって変成器が設置されている場合は、(a) で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする) を受電地点に換算した当該周期における平均電力 (キロワット)</p> <p>ii 需要リソースの場合</p> <p>(a) で設置した計量器から、送信周期に合わせて取得した計量値 ((a) によって変成器が設置されている場合は、(a) で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする) を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した値にもとづき算出した値 (キロワット)</p> <p>なお、機器点参入する場合、(a) で設置した計量器から、送信周期に合わせて取得した計量値 ((a) によって変成器が設置されている場合は、(a) で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする) を供給地点に換算した当該周期における平均電力 (キロワット)</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続する場合</p> <p>補正計測電力は、送電端において、以下のとおり測定された値とする。</p> <p>i 発電リソースの場合</p> <p>(a) で設置した計量器から、送信周期に合わせて取得した計量値 ((a) によって変成器が設置されている場合は、(a) で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする) にもとづき算出した当該周期における平均電力 (キロワット)</p> <p>なお、機器点参入する場合、(a) で設置した計量器から、送信周期に合わせて取得した計量値 ((a) によって変成器が設置されている場合は、(a) で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする) を受電地点に換算した当該周期における平均電力 (キロワット)</p> <p>ii 需要リソースの場合</p> <p>(a) で設置した計量器から、送信周期に合わせて取得した計量値 ((a) によって変成器が設置されている場合は、(a) で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする) を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した値にもとづき算出した当該周期における平均電力 (キロワット)</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>なお、機器点参入する場合、(e)で設置した計量器から、送信周期ご合わせ取得した計量値（(e)によって変成器が設置されている場合は、(e)で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比＝変圧比×変流比〕を乗じるものとする）を供給地点ご換算した当該周期における平均電力（キロワット）</p> <p>b 合計補正計測電力および合計機器点補正計測電力の算出</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>合計補正計測電力は、a (a) i または a (b) i で算出した発電リソース単位の補正計測電力を発電機リスト・パターン単位に合計した値とする。また、合計機器点補正計測電力は、a (a) i または a (b) i で算出した発電リソース単位の機器点補正計測電力を発電機リスト・パターン単位に合計した値とする。</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>合計補正計測電力は、a (a) ii または a (b) ii で算出した需要リソース単位の補正計測電力を需要家リスト・パターン単位に合計した値とする。また、合計機器点補正計測電力は、a (a) ii または a (b) ii で算出した需要リソース単位の機器点補正計測電力を需要家リスト・パターン単位に合計した値とする。</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i 発電リソースにおける合計補正計測電力は、a (a) i または a (b) i で算出した発電リソース単位の補正計測電力をネガボジリスト・パターン単位に合計した値とする。また、合計機器点補正計測電力は、a (a) i または a (b) i で算出した発電リソース単位の機器点補正計測電力を発電機リスト・パターン単位に合計した値とする。</p> <p>ii 需要リソースにおける合計補正計測電力は、a (a) ii または a (b) ii で算出した需要リソース単位の補正計測電力をネガボジリスト・パターン単位に合計した値とする。また、合計機器点補正計測電力は、a (a) ii または a (b) ii で算出した需要リソース単位の機器点補正計測電力を需要家リスト・パターン単位に合計した値とする。</p> <p>c 瞬時供出電力の算出</p> <p>瞬時供出電力は、別表1のとおりとする。</p> <p>(v) 送信周期</p> <p>(d)で算出した瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者へ送信する周期は次のとおりとする。</p> <p>a 専用線オンラインで接続する場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が定めた通信プロトコルにおける送信周期</p> <p>b 簡易指令システムで接続する場合</p> <p>三次調整力②のみのときは、30分の約数である1分、2分、3分、5分、6分、10分、15分、30分のいずれかの内、事前に簡易指令システムに登録した送信周期とする。三次調整力①、二次調整力</p>			<p>補正計測電力に関する記載の明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>②に簡易指令システムを用いて参入するとき、送信周期は1分とする。</p> <p>（電力制御セキュリティの確認）</p> <p>第14条 取引会員は、第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ロに定める通信設備を施設するにあたり、属地エリアの一般送配電事業者へ以下の書類等を提出し、属地エリアの一般送配電事業者は、当該書類等により当該通信設備のセキュリティの妥当性を確認する。</p> <p>(1) 専用線オンラインで接続する場合 取引会員の電力制御システムが、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できる書類等</p> <p>(2) 簡易指令システムで接続する場合 取引会員のシステムおよび取引会員と簡易指令システム間のインターフェースが、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していること、簡易指令システムとの直接的な接続においては、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できる書類等</p> <p>（システム売買方式による取引等）</p> <p>第15条 本市場の取引は、需給調整市場システムを通じて行う。 なお、取引会員は、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材等を、自己の責任と負担において用意する。</p> <p>2 取引会員は、市場運営者が定める操作方法に従い、需給調整市場システムを操作しなければならない。</p> <p>3 取引会員は、需給調整市場システムの操作を通じて、本市場の円滑な業務執行を妨げてはならない。</p> <p>4 取引会員は、当該取引会員名によって需給調整市場システムを通じて行われた取引について、一切の責任を負う。</p> <p>5 需給調整市場システムの稼働時間は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条（休業日・営業日および営業時間）に定める営業日の0時から24時までをシステム稼働時間とする。</p> <p>(2) 市場運営者は、やむを得ない場合は、(1)の需給調整市場システム稼働時間を変更することができる。この場合、市場運営者は速やかに取引会員に変更後の需給調整市場システム稼働時間を通知する。</p> <p>(3) 市場運営者は、やむを得ない場合は、需給調整市場システムを臨時で停止し、または休止することができる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第16条 取引会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 仮想の取引または取引会員以外の他人による取引</p> <p>(2) 単独または他人との共同により相場を変動させる取引</p> <p>(3) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布</p> <p>(4) 本市場の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(5) 本市場以外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本市場の相場を変動させるような取引</p> <p>(6) 本市場の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報をもとづく取引</p> <p>(7) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格での入札</p> <p>(8) ΔkW約定量をもとづく調整電力量料金に適用する単価が、一般的な発電原価または卸電力取引市場価格から合理的な説明がつかないほど低水準と認められる価格形成</p> <p>(9) 属地エリアの一般送配電事業者が求める提出物等における虚偽の報告・提出（需給調整市場システムへの登録情報を含む）</p> <p>(10) 各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しない単独発電機または各リスト・パターンへの差替え行為</p> <p>(11) ΔkW約定単価の変更によるペナルティ料金の回避を目的とした差替え行為</p> <p>(12) 第三者の権利を侵害する行為</p> <p>(13) 故意または重過失により供出可能量を超えて入札する行為</p> <p>(14) 発動指令に対し、故意または重過失により応動しない等、ΔkW約定量にもとづく調整を行わない行為（取引会員が故意または重過失により各取引規程別冊 第37条（単独発電機または各リスト・パターン）におけるトラブル対応）第1項(2)に定める代替不可申請を行っていないと市場運営者が判断した場合を含む）</p> <p>(15) 各取引規程別冊 第34条（計画等の提出）に定める計画等の提出をするとき、故意または重過失により実態と異なる値で提出する行為</p> <p>(16) 提供期間において属地エリアの一般送配電事業者の調整の実施を妨げる行為</p> <p>(17) 市場運営者の運営および需給調整市場システムの安定稼働を妨げる行為</p> <p>(18) 取引停止の通告を受けた取引会員、単独発電機または各リスト・パターンによる入札</p> <p>(19) 属地エリアの一般送配電事業者が取引会員のリソース等の応動を正確に把握することを妨げる行為</p> <p>(20) 特例計量器等から収集される検針データを故意または重過失により欠測もしくは実態と異なるデータに改ざんする行為。また、第42条（電力量の計量）(2)ロに定める欠測を補完するデータを故意または重過失により実態と異なるデータで申告する行為。</p> <p>(21) 属地エリアの一般送配電事業者の通信設備、電気設備およびシステムの利用や運用に支障をきたす行為</p> <p>(22) 特例計量器等により計量された電気を用いた本市場の取引を通じて知り得た情報（ベアリングID等）を第三者に対して合理的な理由なく漏洩する行為</p> <p>(23) 特例計量器等により計量された電気を用いた本市場の取引への利用意思が無いにもかかわらず、小売電気事業者から属地エリアの一般送配電事業者へ機器点計量の申込みを行わせる行為</p> <p>2 第1項に掲げる行為を行った場合、市場運営者は取引会員に対し、除名す</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ることができる。</p> <p>（需給調整市場システムへのデータ登録）</p> <p>第17条 取引会員は、本市場の取引に必要となる関係諸元を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>2 取引会員は、登録したデータに変更が生じた場合は、遅滞なく需給調整市場システムに再登録する。</p> <p>（調整電力量料金に適用する単価の登録）</p> <p>第18条 取引会員は、単独発電機ごとの、または、各リスト・パターンが属する系統コードごとの調整電力量料金に適用する以下の単価を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、商品区分が一次調整力のみの場合は、需給調整市場システムへの調整電力量料金に適用する単価登録は不要とする。</p> <p>(1) V1単価：上げ調整電力量料金に適用する単価</p> <p>(2) V2単価：下げ調整電力量料金に適用する単価</p> <p>なお、属地エリアの一般送配電事業者が必要と認める場合は、単価の算定根拠を確認するものとし、取引会員はこれに応じるものとする。</p> <p>2 事業税相当額・収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項(1)のV1単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額を含めない単価を需給調整市場システムへ登録する。</p> <p>3 取引会員は、商品区分が一次調整力のみの場合を除き、事前審査の申請にあわせて、1日分の調整電力量料金に適用する単価（以下、「初期登録単価」という）を需給調整市場システムに登録するものとし、初期登録単価に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録する。</p> <p>なお、第4項の単価登録がなされない場合は、全ての時間帯において初期登録単価が適用される。</p> <p>4 取引会員は、毎週火曜日の14時までに、当該週の土曜日から翌週の金曜日までの第46条（決済の対象）に定める調整電力量料金に適用する単価を、需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、当該期限までに登録が行われなかった場合は、第3項で登録した初期登録単価を第46条（決済の対象）に定める調整電力量料金の算定に適用する。</p> <p>5 第4項の単価登録以降に第4項で登録した単価を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに行う。</p> <p>6 V1単価およびV2単価の単位は円/キロワット時とし、銭単位まで登録する。</p> <p>7 単独発電機の場合は、運転パターンごとに最大10パターンに区分し、かつ、出力帯ごとに最大20通りに区分したV1単価およびV2単価を登録する。</p> <p>また、各リスト・パターンの場合は、供出電力帯ごとに最大20通りに区分したV1単価およびV2単価を登録する。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>なお、出力帯は下限値ゼロキロワット時から登録し、供出電力帯は下限値をマイナス9,999,999キロワット時とし、ゼロキロワット時を含んで登録する。</p> <p>8 単独発電機の場合、最低出力を2分の1にした値から最大出力までの間において、常に上位の出力帯の単価が下位の出力帯の単価を上回るように登録する。</p> <p>なお、出力帯が最低出力を2分の1にした値未満の場合はこの限りではない。</p> <p>また、各リスト・パターンの場合は、常に上位の供出電力帯の単価が下位の供出電力帯の単価を上回るように登録する。</p> <p>（各リスト・パターン等の登録）</p> <p>第19条 取引会員は、属地エリアごと、商品区分ごとにマスタパターンを登録する。なお、マスタパターンにもとづく各リスト・パターンは、それぞれ最大499パターンまで登録することができる。</p> <p>2 取引会員は、前回の変更申込みから3ヶ月経過した場合（初回登録後最初の変更申込みにあつては、初回登録から3ヶ月経過した場合）に、マスタパターンまたは各リスト・パターンの変更を申込みことができる。変更を希望するときは、変更を希望する内容を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>3 取引会員は、以下の条件に該当する場合は、第2項のスケジュールにかかわらず、派生パターンへの変更を申込みことができる。なお、派生パターンへの変更を希望するときは、変更を希望する内容を需給調整市場システムに登録のうえ、入札希望日の10営業日前までに属地エリアの一般送配電事業者に申込みものとする。また、基準パターンと異なる新たなパターン番号を登録し、派生パターンへの変更を申込みことも可能とする。この場合、当該基準パターンに継続して取引を実施できるものとする。</p> <p>(1) 派生パターンへの変更を希望する各リスト・パターンが基準パターンであること</p> <p>(2) 基準パターンの供出可能量の±10%以内の変更であること</p> <p>(3) 既にマスタパターンに登録されているリソースを用いること</p> <p>4 取引会員は、以下の条件に該当する場合は、第2項のスケジュールにかかわらず、群リソースに所属するリソースの変更を申込みことができる。</p> <p>(1) 当該群コードが属するパターン番号の供出可能量に変更がないこと</p> <p>(2) 既にマスタパターンに登録されているリソースを用いること</p> <p>5 派生パターンとして約定した各リスト・パターンは、約定した商品ブロックの属する月において、第40条（ペナルティ）第1項によるアセスメントI不適合に係るペナルティ料金IまたはアセスメントII不適合に係るペナルティ料金IIが発生しなかった場合は、第51条（料金等の授受）第1項による通知以降、基準パターンとして扱うものとする。</p> <p>ただし、本項の規定により基準パターンとして扱われたパターン番号において、第40条（ペナルティ）第1項によるアセスメントI不適合に係るペナルティ料金IまたはアセスメントII不適合に係るペナルティ料金IIが発生した場合は、第51条（料金等の授受）第1項による通知以降、派生パターンと</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>して扱うものとする。</p> <p>6 取引会員は、以下のいずれかの条件に該当し、マスタパターンもしくは各リスト・パターンのいずれかまたはその両方の変更が必要となった場合は、第2項のスケジュールにかかわらず、需給調整市場システムに登録する。この場合、変更後の各リスト・パターンは各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していることを確認できることとする。</p> <p>また、属地エリアの一般送配電事業者の判断により、運用上可能な範囲でマスタパターンもしくは各リスト・パターンのいずれかまたはその両方の変更を認めるものとする。</p> <p>(1) リソースのスイッチングをする場合</p> <p>(2) リソースにトラブルが発生した場合</p> <p>(3) リソースの機器点特定番号が変更された場合</p> <p>(4) 受電点における属地エリアの一般送配電事業者との間で締結した接続供給契約または発電量調整供給契約を廃止する場合</p> <p>7 異なる属地エリアのリソースを同一の各リスト・パターンに登録することはできないものとする。</p> <p>8 異なる系統コードに属する各リスト・パターン間および単独発電機とネガボジリスト・パターン間でリソースを重複して登録することはできないものとする。</p> <p>9 複合市場商品の場合、取引会員は、需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターン登録時、基準値の設定方法を事前予測型、直前予測型または逐次計測型から選択し、以下の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 取引を希望する商品区分が一次調整力の場合、取引会員は、需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターン登録時、基準値の設定方法を事前予測型、直前予測型または逐次計測型から選択すること。</p> <p>(2) 属地エリアの一般送配電事業者において逐次計測型の実施ができない場合は逐次計測型を選択しないこと。</p> <p>(3) 余力活用に関する契約を締結する系統コードにおける需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンは、直前予測型または逐次計測型を選択しないこと。</p> <p>(4) 同一の系統コードにおいて需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンごとに異なる基準値の設定方法を選択しないこと。</p> <p>(5) 受電電圧が高圧または特別高圧で機器点参入に用いるリソースを含むマスタパターンを登録する場合は、基準値の設定方法は事前予測型を選択すること。</p> <p>10 複合市場商品の場合で、取引会員が基準値の設定方法の変更を希望するときは、前回の変更申込みから3ヶ月経過した場合（初回登録後最初の変更申込みにあつては、初回登録から3ヶ月経過した場合）に変更を申込みことができる。変更を希望するときは、変更を希望する内容を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>11 取引会員が異なる基準値の設定方法を用いて複合市場商品での取引を希望する場合、商品区分ごとに系統コードを2つ取得することで、それぞれの系統コードごとに1つずつ基準値の設定方法を用いることができる。この場合</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>においても、需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンを499パターンずつ登録することを可能とする。なお、同一の需要リソースを異なる基準値の設定方法における需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターン間で重複して登録することはできないものとする。</p> <p>12 マスタパターンは、属地エリアごと、商品区分ごと、基準値の設定方法ごとに原則として1系統コードを取得して登録する。なお、余力活用契約を締結しているマスタパターンで系統コードを取得している場合、本市場における機器点で入札するリソースを含むマスタパターンは、当該系統コードとは別の1系統コードを取得のうえ登録する。</p> <p>13 受電点参入で受電地点と供給地点が一致する発電リソースおよび需要リソースを併せた入札、または機器点参入で同一機器点の発電リソースと需要リソースを併せた入札を行うときに、供出可能量が1,000キロワット以上となるネガボジリスト・パターンを用いる場合、第2頁にかかわらず、入札単位ごとに系統コードを取得して登録する。</p> <p>14 取引会員は、受電電圧が高圧または特別高圧で機器点参入する場合、受電点と機器点の間に設置された変圧器のロス率（発電契約者または需要者の設備において、受電点に設置された託送供給の用に供する計量器が一番近い回路の分岐点（以下、「仕訳点」という）と託送供給の用に供する計量器との間にある変圧器のロス率（以下、「変圧器ロス1」という）および仕訳点と機器点に設置された特例計量器等の間にある変圧器のロス率（以下、「変圧器ロス2」という）とする）を、変圧器の一次電圧が高圧の場合は別表4を参照し、変圧器の一次電圧が特別高圧の場合は別表4によらず属地エリアの一般送配電事業者と協議により決定した値を各リスト・パターンに機器点ごとにそれぞれ登録する。なお、変圧器の一次電圧が高圧の場合であっても、変圧器のロス率の値は属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、別表4によらず、協議により決定した値とすることができる。また、受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点で機器点参入を行う複数の取引会員が同一の変圧器を使用して調整力を供出する場合、変圧器のロス率の値は取引会員間で同一の値とする。</p> <p>15 取引会員は、各リスト・パターンにおいて群リソースを用いる場合、以下のとおり登録するものとする。</p> <p>(1) 群リソースごとに群コードを登録する。なお、群リソースごとの群コードは重複しないものとする。</p> <p>(2) 群リソースは受電点参入と機器点参入ごとに分けて登録するものとする。</p> <p>(3) 群リソース内は同一の小売電気事業者に属するリソースのみで構成する。なお、当該群リソースを構成するリソースのうち、発電量調整供給契約を締結しているリソースがある場合は、群リソース内は同一の発電バランスグループに属するリソースのみで構成するものとする。また、同一のバランスグループで、複数の群リソースに分割することは可能とする。</p> <p>(規程類の遵守)</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>第20条 取引会員は、本規程および関係規程類についてその遵守義務を負う。</p> <p>2 本規程および関係規程類が改定または改正された場合は、取引会員は改定または改正後のものについて遵守義務を負うものとする。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 事前審査</p> <p>(性能確認等)</p> <p>第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録申請希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。</p> <p>なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または再生パターンへの変更を希望しない場合</p> <p>イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。</p> <p>ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。</p> <p>なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>また、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。</p> <p>ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したのもでも可能とする。</p> <p>ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実動試験を実施する。</p> <p>なお、実動試験に係る費用は、取引会員が負担する。</p> <p>ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。</p> <p>また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。</p> <p>ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。</p> <p>ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。</p> <p>なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引を</p>	<p style="text-align: center;">第3章 事前審査</p> <p>(性能確認等)</p> <p>第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録申請希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。</p> <p>なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または再生パターンへの変更を希望しない場合</p> <p>イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。</p> <p>ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。</p> <p>なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>また、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。</p> <p>ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したのもでも可能とする。</p> <p>ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実動試験を実施する。</p> <p>なお、実動試験に係る費用は、取引会員が負担する。</p> <p>ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。</p> <p>また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。</p> <p>ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。</p> <p>ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。</p> <p>なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引を</p>	<p style="text-align: center;">第3章 事前審査</p> <p>(性能確認等)</p> <p>第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録申請希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。</p> <p>なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または再生パターンへの変更を希望しない場合</p> <p>イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。</p> <p>ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。</p> <p>なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>また、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。</p> <p>ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したのもでも可能とする。</p> <p>ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実動試験を実施する。</p> <p>なお、実動試験に係る費用は、取引会員が負担する。</p> <p>ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。</p> <p>また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。</p> <p>ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。</p> <p>ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。</p> <p>なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引を</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>することはできない。また、適合しないと判断されたことにより、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。</p> <p>ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。</p> <p>なお、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第6項で定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。</p> <p>チ 性能確認により、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。</p> <p>(2) 取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合</p> <p>イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として10営業日以内に性能確認を実施する。</p> <p>ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当するかを確認する。</p> <p>ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当すると判断した場合、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しているものとみなす。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。</p> <p>ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。</p>	<p>することはできない。また、適合しないと判断されたことにより、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。</p> <p>ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。</p> <p>なお、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第6項で定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。</p> <p>また、需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。</p> <p>チ 性能確認により、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。</p> <p>(2) 取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合</p> <p>イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として10営業日以内に性能確認を実施する。</p> <p>ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当するかを確認する。</p> <p>ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当すると判断した場合、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しているものとみなす。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。</p> <p>ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。</p>	<p>することはできない。また、適合しないと判断されたことにより、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。</p> <p>ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。</p> <p>なお、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第6項で定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。</p> <p>また、需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。</p> <p>チ 性能確認により、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。</p> <p>(2) 取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合</p> <p>イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として10営業日以内に性能確認を実施する。</p> <p>ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当するかを確認する。</p> <p>ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当すると判断した場合、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しているものとみなす。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。</p> <p>ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスターパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスターパターンに含まれるリソースについて、当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスターパターン審査」という）。</p> <p>なお、マスターパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスターパターン審査が必要となるデータ（以下、「マスターパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスターパターン審査を実施する。</p> <p>(2) 取引会員は、当該申請に当たり、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定めるマスターパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。</p> <p>なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>(3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。</p> <p>(4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスターパターン内のリソースを当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。</p> <p>なお、マスターパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、マスターパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。</p> <p>(5) マスターパターン審査による合格判定後に、マスターパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスターパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスターパターン審査を受けるものとする。</p> <p>(確認項目)</p> <p>第22条 第21条（性能確認等）第1項(1)の確認項目は以下のとおりとする。また、第21条（性能確認等）第2項の確認項目は以下の(7)とする。</p> <p>(1) 指令・指令間隔</p> <p>第26条（取引対象のΔkW）に規定するオンライン指令（簡易指令システムを含む）による調整が可能であること。</p>	<p>2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスターパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスターパターンに含まれるリソースについて、当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスターパターン審査」という）。</p> <p>なお、マスターパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスターパターン審査が必要となるデータ（以下、「マスターパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスターパターン審査を実施する。</p> <p>(2) 取引会員は、当該申請に当たり、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定めるマスターパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。</p> <p>なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>(3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。</p> <p>(4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスターパターン内のリソースを当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。</p> <p>なお、マスターパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、マスターパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。</p> <p>(5) マスターパターン審査による合格判定後に、マスターパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスターパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスターパターン審査を受けるものとする。</p> <p>(確認項目)</p> <p>第22条 第21条（性能確認等）第1項(1)の確認項目は以下のとおりとする。また、第21条（性能確認等）第2項の確認項目は以下の(7)とする。</p> <p>(1) 指令・指令間隔</p> <p>第26条（取引対象のΔkW）に規定するオンライン指令（簡易指令システムを含む）による調整が可能であること。</p>	<p>2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスターパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスターパターンに含まれるリソースについて、当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスターパターン審査」という）。</p> <p>なお、マスターパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスターパターン審査が必要となるデータ（以下、「マスターパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスターパターン審査を実施する。</p> <p>(2) 取引会員は、当該申請に当たり、第23条（性能データ等に関する提出資料）に定めるマスターパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。</p> <p>なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>(3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。</p> <p>(4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスターパターン内のリソースを当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。</p> <p>なお、マスターパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、マスターパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。</p> <p>(5) マスターパターン審査による合格判定後に、マスターパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスターパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスターパターン審査を受けるものとする。</p> <p>(確認項目)</p> <p>第22条 第21条（性能確認等）第1項(1)の確認項目は以下のとおりとする。また、第21条（性能確認等）第2項の確認項目は以下の(7)とする。</p> <p>(1) 指令・指令間隔</p> <p>第26条（取引対象のΔkW）に規定するオンライン指令（簡易指令システムを含む）による調整が可能であること。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(2) 監視・監視間隔 第26条（取引対象のΔkW）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可能であること。</p> <p>(3) 通信回線 取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定めるセキュリティ要件を遵守していること。</p> <p>(4) 応動時間・供出可能量 イ 第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。</p> <p>ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。</p> <p>ハ 供出可能量のうち、一部の量が浮動可能であること。</p> <p>ニ 指令がない場合、または指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画、合計発電計画、基準値計画または機器点計画にもとづいた応動をしていること。</p> <p>なお、第23条（性能データ等に関する提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。</p> <p>(5) 継続時間 第26条（取引対象のΔkW）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。</p> <p>(6) 並列可否 単独発電機において、停止状態からΔkW約定量にもとづく調整を行うことを予定している場合は、停止状態から第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。</p> <p>(7) 各リスト・パターンまたはマスターパターン イ 需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターン 取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者または特定卸供給事業者に所属していないこと。 ただし、供出電力（30分）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>(2) 監視・監視間隔 第26条（取引対象のΔkW）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可能であること。</p> <p>(3) 通信回線 取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定めるセキュリティ要件を遵守していること。</p> <p>(4) 応動時間・供出可能量 イ 第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。 なお、専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結する単独発電機に対してEDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む）は、需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度にもとづいてEDC演算周期において算定される指令値に対して、別表2に定めるEDC目標時刻まで到達すること。 ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過する時間まで到達すること。また、EDC目標時刻について定めのない場合および第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合は、15分以内に到達すること。</p> <p>ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。</p> <p>ハ 供出可能量のうち、一部の量が浮動可能であること。</p> <p>ニ 指令がない場合、または指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令【数値指令】を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、機器点1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、機器点1分基準値電力計画（事前予測型）または1分基準値電力計画（直前予測型）にもとづいた応動をしていること。</p> <p>なお、第23条（性能データ等に関する提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。</p> <p>(5) 継続時間 第26条（取引対象のΔkW）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。</p> <p>(6) 並列可否 単独発電機において、停止状態からΔkW約定量にもとづく調整を行うことを予定している場合は、停止状態から第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。</p> <p>(7) 各リスト・パターンまたはマスターパターン イ 需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターン 取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者または特定卸供給事業者に所属していないこと。 ただし、供出電力（1分）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>(2) 監視・監視間隔 第26条（取引対象のΔkW）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可能であること。</p> <p>(3) 通信回線 取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定めるセキュリティ要件を遵守していること。</p> <p>(4) 応動時間・供出可能量 イ 第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。 なお、専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結する単独発電機に対してEDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む）は、需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度にもとづいてEDC演算周期において算定される指令値に対して、別表2に定めるEDC目標時刻まで到達すること。 ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過する時間まで到達すること。また、EDC目標時刻について定めのない場合および第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合は、5分以内に到達すること。</p> <p>ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。</p> <p>ハ 供出可能量のうち、一部の量が浮動可能であること。</p> <p>ニ 指令がない場合、または指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令【数値指令】を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、機器点1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、機器点1分基準値電力計画（事前予測型）または1分基準値電力計画（直前予測型）にもとづいた応動をしていること。</p> <p>なお、第23条（性能データ等に関する提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。</p> <p>(5) 継続時間 第26条（取引対象のΔkW）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。</p> <p>(6) 並列可否 単独発電機において、停止状態からΔkW約定量にもとづく調整を行うことを予定している場合は、停止状態から第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。</p> <p>(7) 各リスト・パターンまたはマスターパターン イ 需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターン 取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者または特定卸供給事業者に所属していないこと。 ただし、供出電力（1分）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p> <p>1 需要場所複数ネガワット契約地点の扱いの明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。</p> <p>なお、異なる系統コードに属する需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン間で需要リソースに重複がないこと。</p> <p>ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン 取引会員間の発電リソースに重複がないこと。</p> <p>また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン間で発電リソースに重複がないこと。</p> <p>(性能データ等に関する提出資料) 第23条 第21条（性能確認等）第1項(1)の確認のために取引会員が提出する性能データに関する提出資料は以下のとおりとする。</p> <p>また、第21条（性能確認等）第1項(2)の確認のために取引会員が提出する性能データに関する提出資料および第21条（性能確認等）第2項の確認のために取引会員が提出するマスタパターンデータに関する提出資料は以下の(7)および(8)とする。</p> <p>(1) 指令・指令間隔 属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能であることが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(2) 監視・監視間隔 属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 通信回線 「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(4) 応動時間・供出可能量 以下のイまたはロ イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。</p>	<p>また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。</p> <p>なお、異なる系統コードに属する需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの間および異なる基準値の設定方法における需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン間で需要リソースに重複がないこと。</p> <p>ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン 取引会員間の発電リソースに重複がないこと。</p> <p>また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン間で発電リソースに重複がないこと。</p> <p>(性能データ等に関する提出資料) 第23条 第21条（性能確認等）第1項(1)の確認のために取引会員が提出する性能データに関する提出資料は以下のとおりとする。</p> <p>また、第21条（性能確認等）第1項(2)の確認のために取引会員が提出する性能データに関する提出資料および第21条（性能確認等）第2項の確認のために取引会員が提出するマスタパターンデータに関する提出資料は以下の(7)および(8)とする。</p> <p>(1) 指令・指令間隔 属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能であることが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(2) 監視・監視間隔 属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 通信回線 「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(4) 応動時間・供出可能量 以下のイまたはロ イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。</p>	<p>また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。</p> <p>なお、異なる系統コードに属する需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの間および異なる基準値の設定方法における需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン間で需要リソースに重複がないこと。</p> <p>ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン 取引会員間の発電リソースに重複がないこと。</p> <p>また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン間で発電リソースに重複がないこと。</p> <p>(性能データ等に関する提出資料) 第23条 第21条（性能確認等）第1項(1)の確認のために取引会員が提出する性能データに関する提出資料は以下のとおりとする。</p> <p>また、第21条（性能確認等）第1項(2)の確認のために取引会員が提出する性能データに関する提出資料および第21条（性能確認等）第2項の確認のために取引会員が提出するマスタパターンデータに関する提出資料は以下の(7)および(8)とする。</p> <p>(1) 指令・指令間隔 属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能であることが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(2) 監視・監視間隔 属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 通信回線 「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。</p> <p>ただし、電原II周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>(4) 応動時間・供出可能量 以下のイまたはロ イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ただし、電原Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。</p> <p>ただし、出力変化曲線や実績データのサンプリング周期は5分以内とする。</p> <p>(イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が60分以内であること。</p> <p>(ロ) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分間行うこととする。</p> <p>(ハ) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、少なくとも1コマ（30分）の出力継続が確認できること。</p> <p>なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料</p> <p>(5) 継続時間</p> <p>以下のイまたはロ</p> <p>イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。</p> <p>ただし、電原Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。</p> <p>ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。</p> <p>その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当該稼働データをもってこれに代えることができる。</p> <p>(イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分間以上の運転を継続していること。</p> <p>その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内容をもってこれに代えることができる。</p> <p>(ロ) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で30分間以上の応動を継続していること。</p>	<p>ただし、電原Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターン場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。</p> <p>ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内とし、1分ごとの全計測点を30分コマ単位（30点）で評価して、以下の応動に対して90%以上が第24条（実動試験の実施方法）に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。</p> <p>(イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が15分以内であること。</p> <p>(ロ) 第26条（取引対象のΔkW）(2)で定める指令間隔ごとの指令に追従できること。</p> <p>(ハ) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分間行うこととする。</p> <p>(ニ) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、応動時間を含め少なくとも1コマ（30分）の出力継続が確認できること。</p> <p>なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料</p> <p>(5) 継続時間</p> <p>以下のイまたはロ</p> <p>イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。</p> <p>ただし、電原Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。</p> <p>ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターン場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。</p> <p>その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当該稼働データをもってこれに代えることができる。</p> <p>ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内とし、30分コマ単位（30点）の内90%以上が第24条（実動試験の実施方法）に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。</p> <p>(イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分間以上の運転を継続していること。</p> <p>その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内容をもってこれに代えることができる。</p> <p>(ロ) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で30分間以上の応動を継続していること。</p>	<p>ただし、電原Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターン場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。</p> <p>ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内とし、1分ごとの全計測点を30分コマ単位（30点）で評価して、以下の応動に対して90%以上が第24条（実動試験の実施方法）に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。</p> <p>(イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が5分以内であること。</p> <p>(ロ) 第26条（取引対象のΔkW）(2)で定める指令間隔ごとの指令に追従できること。</p> <p>(ハ) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分間行うこととする。</p> <p>(ニ) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、応動時間を含め少なくとも1コマ（30分）の出力継続が確認できること。</p> <p>なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料</p> <p>(5) 継続時間</p> <p>以下のイまたはロ</p> <p>イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。</p> <p>ただし、電原Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。</p> <p>ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターン場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の(イ)または(ロ)の内容が確認できる稼働データ。</p> <p>その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当該稼働データをもってこれに代えることができる。</p> <p>ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内とし、30分コマ単位（30点）の内90%以上が第24条（実動試験の実施方法）に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。</p> <p>(イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分間以上の運転を継続していること。</p> <p>その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内容をもってこれに代えることができる。</p> <p>(ロ) 各リスト・パターン場合は、登録された供出可能量で30分間以上の応動を継続していること。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(6) 並列可否 単独発電機の起動カーブ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、(1)の指令送信後に、並列準備～並列～供出可能量まで必要とする時間が60分以内であることが確認できるもの。</p> <p>(7) 各リスト・パターンまたはマスタパターン リスト・パターン申請情報</p> <p>(8) 構内単線結線図 機器点参入する場合、すべての発電リソースまたは需要リソースの構内単線結線図</p> <p>2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について5分ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。</p> <p>(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績および応動実績 (2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データおよび応動実績</p> <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。 なお、三次調整力①の性能確認において適合したリソースで、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力②の商品区分における実働試験を省略して三次調整力①における供出可能量を入力量上限とすることができるものとする。また、二次調整力②の性能確認において適合したリソースで、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力②の商品区分における実働試験を省略して二次調整力②における供出可能量を入力量上限とすることができるものとする。</p> <p>(1) 単独発電機の場合 イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。 なお、GFまたはLFC機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。 (i) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。 なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を3コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を3つ選定する。 (ii) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。 なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。 (iii) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データ等）に関する提出資料）の(4)から(6)を確認するため、以下の3つの試験を行う。 a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力と</p>	<p>(6) 並列可否 単独発電機の起動カーブ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、(1)の指令送信後に、並列準備～並列～供出可能量まで必要とする時間が15分以内であることが確認できるもの。</p> <p>(7) 各リスト・パターンまたはマスタパターン リスト・パターン申請情報</p> <p>(8) 構内単線結線図 機器点参入する場合、すべての発電リソースまたは需要リソースの構内単線結線図</p> <p>2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について1分ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。</p> <p>(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績および応動実績 (2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データおよび応動実績</p> <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。 なお、二次調整力②の性能確認において適合したリソースで、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力①の商品区分における実働試験を省略して二次調整力②における供出可能量を入力量上限とすることができるものとする。</p> <p>(1) 単独発電機の場合 イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。 なお、GFまたはLFC機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。 (i) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。 なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を4コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを4つ選定する。 (ii) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。 なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。 (iii) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データ等）に関する提出資料）の(4)から(6)を確認するため、以下の4つの試験を行う。 a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力と</p>	<p>(6) 並列可否 単独発電機の起動カーブ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、(1)の指令送信後に、並列準備～並列～供出可能量まで必要とする時間が5分以内であることが確認できるもの。</p> <p>(7) 各リスト・パターンまたはマスタパターン リスト・パターン申請情報</p> <p>(8) 構内単線結線図 機器点参入する場合、すべての発電リソースまたは需要リソースの構内単線結線図</p> <p>2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について1分ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。</p> <p>(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績および応動実績 (2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データ、応動実績</p> <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。 なお、二次調整力②の性能確認において適合したリソースで、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力①の商品区分における実働試験を省略して二次調整力②における供出可能量を入力量上限とすることができるものとする。</p> <p>(1) 単独発電機の場合 イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。 なお、GFまたはLFC機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。 (i) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。 なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を4コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを4つ選定する。 (ii) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。 なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。 (iii) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データ等）に関する提出資料）の(4)から(6)を確認するため、以下の4つの試験を行う。 a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力と</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>したときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>b 指令量を供給可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限電力の一部としたときの応動を確認する試験</p> <p>c 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験</p> <p>(c) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において指令量または指令値への到達を求める時刻（以下、「到達時刻」という）の60分前までに指令を行う。</p> <p>ただし、30分コマに対して60分前までに取引会員に指令がない場合は、前30分コマの指令値に従った運転を継続する。</p> <p>なお、専用線オンラインで接続する場合は、指令時刻等を取引会員と調整する。</p> <p>(d) 取引会員は、実働試験対象時間において、5分ごとの、単独発電機の発電計画電力、発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>なお、実働試験の評価に用いる5分ごとの単独発電機の発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづく発電計画電力とする。</p> <p>また、実働試験の評価に用いる5分ごとの単独発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ(イ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。</p> <p>ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。</p> <p>(i) 試験時間において、イ(イ)により提出された5分ごとの単独発電機の発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。</p> <p>(ii) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法以下のとおりとする。</p> <p>a 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを5分ごとに確認し、全てが許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ(イ) cで定める簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の瞬時供給出力を指す。</p> <p>また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令量±供給可</p>	<p>したときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>b 指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験</p> <p>c 指令量を供給可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限電力の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験</p> <p>(c) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において指令量または指令値への到達を求める時刻（以下、「到達時刻」という）の15分前までに指令を行う。</p> <p>ただし、対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。</p> <p>なお、専用線オンラインで接続する場合は、指令時刻等を取引会員と調整する。</p> <p>(d) 取引会員は、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合、実働試験対象時間において、1分発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。また試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合、試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>なお、実働試験の評価に用いる1分発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづくものとする。</p> <p>また、実働試験の評価に用いる1分ごとの単独発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ(イ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。</p> <p>ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。</p> <p>(i) 試験時間において、イ(イ)により提出された1分発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。</p> <p>(ii) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法以下のとおりとする。</p> <p>a 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合 試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位で行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ(イ) cで定める簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の瞬時供給出力を指す。</p> <p>また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴</p>	<p>したときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>b 指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験</p> <p>c 指令量を供給可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限電力の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験</p> <p>(c) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において指令量または指令値への到達を求める時刻（以下、「到達時刻」という）の5分前までに指令を行う。</p> <p>ただし、対象の時刻に対して5分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。</p> <p>なお、専用線オンラインで接続する場合は、指令時刻等を取引会員と調整する。</p> <p>(d) 取引会員は、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合、実働試験対象時間において、1分発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。また試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合、試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>なお、実働試験の評価に用いる1分発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづくものとする。</p> <p>また、実働試験の評価に用いる1分ごとの発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ(イ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。</p> <p>ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。</p> <p>(i) 試験時間において、イ(イ)により提出された1分発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。</p> <p>(ii) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法以下のとおりとする。</p> <p>a 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合 試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位で行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ(イ) cで定める簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の瞬時供給出力を指す。</p> <p>また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>エネルギー×10%とする。</p> <p>b 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合 実働試験対象時間において、発電実績が許容範囲内であることを5分ごとに確認し、全てが許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ④cで定める簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合の瞬時供出電力、または取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ④cで定める専用線オンラインで接続する発電リソースの場合の瞬時供出電力を指す。</p> <p>また、実働試験における発電実績の許容範囲は、指令値±供出可能エネルギー×10%とする。</p>	<p>い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、および減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±供出可能エネルギー×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－供出可能エネルギー×10%」から「変更後指令値＋供出可能エネルギー×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値＋供出可能エネルギー×10%」から「変更後指令値－供出可能エネルギー×10%」</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>なお、上記の「指令値変更に伴い応動している時間」が毎分ゼロ秒（以下、「正分」という）を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>b 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合 試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位で行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ④cで定める簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合の瞬時供出電力、または取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ④cで定める専用線オンラインで接続する発電リソースの場合の瞬時供出電力から算定した1分ごとの平均電力を指す。</p> <p>また、実働試験における発電実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±供出可能エネルギー×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－供出可能エネルギー×10%」から「変更後指令値＋供出可能エネルギー×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間</p>	<p>い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、および減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±供出可能エネルギー×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－供出可能エネルギー×10%」から「変更後指令値＋供出可能エネルギー×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値＋供出可能エネルギー×10%」から「変更後指令値－供出可能エネルギー×10%」</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。</p> <p>なお、上記の「指令値変更に伴い応動している時間」が毎分ゼロ秒（以下、「正分」という）を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>b 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合 試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位で行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ④cで定める簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合の瞬時供出電力、または取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）②ハ④cで定める専用線オンラインで接続する発電リソースの場合の瞬時供出電力から算定した1分ごとの平均電力を指す。</p> <p>また、実働試験における発電実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±供出可能エネルギー×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－供出可能エネルギー×10%」から「変更後指令値＋供出可能エネルギー×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
	<p>「変更前指令値+供出可能量×10%」から「変更後指令値-供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p> <p>なお、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結し三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有する場合で、EDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む）属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるEDC目標時刻までとし、EDC指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間とすることとし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。また、別表2にEDC目標時刻について定めのないときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行い、第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とし、5分間隔で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(b) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有さない場合または簡易指令システムで接続する場合</p> <p>i 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。</p> <p>ii 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>また、上記(a)(b)の「指令値変更に伴い変動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>(c) 余力活用に関する契約を締結していない場合、または余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機</p>	<p>「変更前指令値+供出可能量×10%」から「変更後指令値-供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p> <p>なお、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結し三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有する場合で、EDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む）属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるEDC目標時刻までとし、EDC指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間とすることとし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。また、別表2にEDC目標時刻について定めのないときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行い、第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とし、5分間隔で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(b) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有さない場合または簡易指令システムで接続する場合</p> <p>i 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。</p> <p>ii 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。</p> <p>また、上記(a)(b)の「指令値変更に伴い変動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>(c) 余力活用に関する契約を締結していない場合、または余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(2) 各リスト・パターンを用いる場合</p> <p>イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。</p> <p>(i) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。</p> <p>なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を3コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を3つ選定する。</p> <p>(ii) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。</p> <p>なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。</p> <p>(iii) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データ等に関する提出資料）の(4)および(5)を確認するため、以下の3つの試験を行う。</p> <p>a 指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>b 指令量を供出可能量の一部としたときの応動を確認する試験</p> <p>c 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験</p> <p>(iv) 取引会員は、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ、5分ごとの、合計発電計画電力および実働試験基準値電力を提出する。</p>	<p>能を有さない場合、(ii)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、以下のとおり扱う。</p> <p>a 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令値は発電計画電力とする。</p> <p>b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。</p> <p>(v) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(ii)に定める時間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を許容範囲とする。</p> <p>(2) 各リスト・パターンを用いる場合</p> <p>イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。</p> <p>(i) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。</p> <p>なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を4コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を4つ選定する。</p> <p>(ii) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。</p> <p>なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。</p> <p>(iii) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データ等に関する提出資料）の(4)および(5)を確認するため、以下の4つの試験を行う。</p> <p>a 指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>b 指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験</p> <p>c 指令量を供出可能量の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験</p> <p>(iv) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または機器点1分基準値電力（事前予測型）を提出する。</p> <p>簡易指令システムで接続し、直前予測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、次の30分コマの終了時刻までに簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者</p>	<p>能を有さない場合、(ii)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、以下のとおり扱う。</p> <p>a 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始5分後までの指令量はゼロとする。簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始5分後までの指令値は発電計画電力とする。</p> <p>b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。</p> <p>(v) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(ii)に定める時間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を許容範囲とする。</p> <p>(2) 各リスト・パターンを用いる場合</p> <p>イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。</p> <p>(i) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。</p> <p>なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を4コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を4つ選定する。</p> <p>(ii) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。</p> <p>なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。</p> <p>(iii) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データ等に関する提出資料）の(4)および(5)を確認するため、以下の4つの試験を行う。</p> <p>a 指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>b 指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験</p> <p>c 指令量を供出可能量の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験</p> <p>d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験</p> <p>(iv) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または機器点1分基準値電力（事前予測型）を提出する。</p> <p>簡易指令システムで接続し、直前予測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、次の30分コマの終了時刻までに簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者</p>	<p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(h) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において、到達時刻の60分前までに取引会員に指令を実施する。</p> <p>ただし、30分コマに対して60分前までに取引会員に指令が無い場合は、前30分コマの指令値に従った運転を継続する。</p> <p>なお、専用線オンラインで接続する場合は、指令時間等を取引会員と調整する。</p> <p>(i) 取引会員は、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの、5分ごとの、合計発電計画電力、実働試験基準値電力、実績データおよび応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>なお、リソース単位での発電計画電力、実働試験基準値電力、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含む）を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。</p> <p>また、実働試験の評価に用いる5分ごとの合計発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづいた合計発電計画電力とし、実働試験の評価に用いる5分ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。</p> <p>ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。</p> <p>(i) 実働試験対象時間において、イ(ハ)により提出された5分ごとの合計発電計画電力、実働試験基準値電力、実績データおよび応動実績を用</p>	<p>へ送信する。</p> <p>なお、専用線オンラインで接続し直前計測型を選択している場合、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの実績データを、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>(h) 属地エリアの一般送配電事業者は、到達時刻の15分前までに指令を行う。</p> <p>ただし、対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。</p> <p>(i) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの1分基準値電力（事前予測型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）、1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力および1分ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>また試験時間において、1分ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>直前計測型を選択している場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの1分発電計画電力および試験開始時刻5分前から試験開始時刻までにおける1分ごとの実績データならびに、試験時間における1分基準値電力（直前計測型）、1分ごとの実績データおよび応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>また、発電リソースのみの場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの1分発電計画電力および試験時間における1分ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>なお、実働試験対象時間において、リソース単位での1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含む）を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。</p> <p>また、実働試験の評価に用いる1分ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。</p> <p>ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。</p> <p>(i) 実働試験対象時間において、イ(ハ)により提出された1分ごとの1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測</p>	<p>へ送信する。</p> <p>なお、専用線オンラインで接続し直前計測型を選択している場合、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの実績データを、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>(h) 属地エリアの一般送配電事業者は、到達時刻の5分前までに指令を行う。</p> <p>ただし、対象の時刻に対して5分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。</p> <p>(i) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの1分基準値電力（事前予測型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）、1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力および1分ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>また試験時間において、1分ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>直前計測型を選択している場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの1分発電計画電力および試験開始時刻5分前から試験開始時刻までの1分ごとの実績データならびに、試験時間における1分基準値電力（直前計測型）、1分ごとの実績データおよび応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>また、発電リソースのみの場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの1分発電計画電力および試験時間における1分ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>なお、実働試験対象時間において、リソース単位での1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含む）を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。</p> <p>また、実働試験の評価に用いる1分ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。</p> <p>ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。</p> <p>(i) 実働試験対象時間において、イ(ハ)により提出された1分ごとの1分発電計画電力、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測</p>	<p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p> <p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p> <p>事前予測型基準値の対象範囲の修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>いて評価する。</p> <p>(n) 実験試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを5分ごとに確認し、全てが許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、実験試験における応動実績の許容範囲は、指令量±供出可能量×10%とする。</p>	<p>型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前予測型）、実績データおよび応動実績を用いて評価する。</p> <p>(n) 実験試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認する。</p> <p>なお、評価は30分コマ単位で行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、実験試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>a 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±供出可能量×10%</p> <p>b 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－供出可能量×10%」から「変更後指令量＋供出可能量×10%」</p> <p>c 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋供出可能量×10%」から「変更後指令量－供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>a 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。</p> <p>b 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>なお、上記a、bの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>(o) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(n)に定める許容範囲の算定における指令量について、以下のとおり扱う。</p> <p>a 簡易指令システムで接続するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。</p> <p>b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。</p> <p>(r) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(n)に定める時間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を</p>	<p>型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前予測型）、実績データおよび応動実績を用いて評価する。</p> <p>(n) 実験試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認する。</p> <p>なお、評価は30分コマ単位で行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、実験試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>a 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±供出可能量×10%</p> <p>b 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－供出可能量×10%」から「変更後指令量＋供出可能量×10%」</p> <p>c 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋供出可能量×10%」から「変更後指令量－供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>a 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。</p> <p>b 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。</p> <p>なお、上記a、bの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>(o) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(n)に定める許容範囲の算定における指令量について、以下のとおり扱う。</p> <p>a 簡易指令システムで接続するときは、試験時間の開始時刻から開始5分後までの指令量はゼロとする。</p> <p>b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。</p> <p>(r) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(n)に定める時間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
	許容範囲とする。	許容範囲とする。	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 取引の実施</p> <p>(取引) 第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象のΔkW）に定めるΔkWを対象として、第31条（入札方法等）により実施する。</p> <p>(取引対象のΔkW) 第26条 本市場において取引されるΔkWは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) ΔkWの区分 取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。</p> <p>(2) 指令・制御 取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は30分とする。</p> <p>(3) 監視の通信方法および間隔 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを含む）で監視できること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1分から30分とする。 ただし、簡易指令システムで接続する場合は、30分の約数である1分、2分、3分、5分、6分、10分、15分、30分とする。また、簡易指令システムで接続する場合は、三次調整力①または二次調整力②にも参入するときは1分とする。</p> <p>(4) 応動時間 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、60分以内とする。</p> <p>(5) 継続時間 取引会員のリソースは、第29条（ΔkWの入札単位）に定める商品ブロックの時間中、供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可能であること。</p> <p>(6) 並列要否 単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。 ただし、第21条（性能確認等）第1項(1)において、第22条（確認項目）(6)で停止状態から(4)の応動時間以内に供出可能量まで到達できることを確認している場合は、取引会員のリソースの並・解列を任意とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取引の実施</p> <p>(取引) 第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象のΔkW）に定めるΔkWを対象として、第31条（入札方法等）により実施する。</p> <p>(取引対象のΔkW) 第26条 本市場において取引されるΔkWは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) ΔkWの区分 取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。</p> <p>(2) 指令・制御 取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は数秒から数分とする。 ただし、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機または各リスト・パターンへ専用線オンラインを用いて指令を行う場合、および簡易指令システムで接続する場合は、5分とする。</p> <p>(3) 監視の通信方法および間隔 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを含む）で監視できること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1秒から5秒程度とする。 ただし、簡易指令システムで接続する場合は、1分とする。</p> <p>(4) 応動時間 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、15分以内とする。</p> <p>(5) 継続時間 取引会員のリソースは、第29条（ΔkWの入札単位）に定める商品ブロックの時間中、供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可能であること。</p> <p>(6) 並列要否 単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。 ただし、第21条（性能確認等）第1項(1)において、第22条（確認項目）(6)で停止状態から(4)の応動時間以内に供出可能量まで到達できることを確認している場合は、取引会員のリソースの並・解列を任意とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取引の実施</p> <p>(取引) 第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象のΔkW）に定めるΔkWを対象として、第31条（入札方法等）により実施する。</p> <p>(取引対象のΔkW) 第26条 本市場において取引されるΔkWは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) ΔkWの区分 取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。</p> <p>(2) 指令・制御 取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は数秒から数分とする。 ただし、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機または各リスト・パターンへ専用線オンラインを用いて指令を行う場合、および簡易指令システムで接続する場合は、5分とする。</p> <p>(3) 監視の通信方法および間隔 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを含む）で監視できること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1秒から5秒程度とする。 ただし、簡易指令システムで接続する場合は、1分とする。</p> <p>(4) 応動時間 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、5分以内とする。</p> <p>(5) 継続時間 取引会員のリソースは、第29条（ΔkWの入札単位）に定める商品ブロックの時間中、供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可能であること。</p> <p>(6) 並列要否 単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。 ただし、第21条（性能確認等）第1項(1)において、第22条（確認項目）(6)で停止状態から(4)の応動時間以内に供出可能量まで到達できることを確認している場合は、取引会員のリソースの並・解列を任意とする。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(7) 入札量上限</p> <p>第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。</p> <p>(8) 最低入札量</p> <p>1,000 キロワットを最低入札量とする。</p> <p>(取引の実施方法)</p> <p>第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として翌日の第29条（ΔkWの入札単位）に定める30分間に調整を行うことができるΔkWの売買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。</p> <p>2 対象となるΔkWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。</p> <p>(実施日)</p> <p>第28条 本市場における取引は、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）に規定する営業日において、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間に入札を行い、第32条（約定）に定める日に約定処理を実施する。</p> <p>2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することができる。</p> <p>3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。</p> <p>(ΔkWの入札単位)</p> <p>第29条 本市場における取引は、取引実施日の翌日を0時00分から24時00分まで30分コマ単位に区切り、各30分コマ単位のΔkWについて行うものとし、この30分コマ単位のΔkWを商品ブロックとする。</p> <p>(入札受付時間)</p> <p>第30条 本市場における入札受付時間は、実需給前日の11時30分から14時までとする。</p> <p>2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。</p> <p>3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。</p> <p>4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時報に停止または休止することができる。</p> <p>5 市場運営者は、実需給前日の11時30分に、調査対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調査を希望するΔkWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。</p>	<p>(7) 入札量上限</p> <p>第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。</p> <p>(8) 最低入札量</p> <p>1,000 キロワットを最低入札量とする。</p> <p>(取引の実施方法)</p> <p>第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として翌日の第29条（ΔkWの入札単位）に定める30分間に調整を行うことができるΔkWの売買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。</p> <p>2 対象となるΔkWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。</p> <p>(実施日)</p> <p>第28条 本市場における取引は、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）に規定する営業日において、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間に入札を行い、第32条（約定）に定める日に約定処理を実施する。</p> <p>2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することができる。</p> <p>3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。</p> <p>(ΔkWの入札単位)</p> <p>第29条 本市場における取引は、取引実施日の翌日を0時00分から24時00分まで30分コマ単位に区切り、各30分コマ単位のΔkWについて行うものとし、この30分コマ単位のΔkWを商品ブロックとする。</p> <p>(入札受付時間)</p> <p>第30条 本市場における入札受付時間は、実需給前日の11時30分から14時までとする。</p> <p>2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。</p> <p>3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。</p> <p>4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時報に停止または休止することができる。</p> <p>5 市場運営者は、実需給前日の11時30分に、調査対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調査を希望するΔkWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。</p> <p>6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前まで、複合市場</p>	<p>(7) 入札量上限</p> <p>第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。</p> <p>(8) 最低入札量</p> <p>1,000 キロワットを最低入札量とする。</p> <p>(取引の実施方法)</p> <p>第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として翌日の第29条（ΔkWの入札単位）に定める30分間に調整を行うことができるΔkWの売買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。</p> <p>2 対象となるΔkWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。</p> <p>(実施日)</p> <p>第28条 本市場における取引は、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）に規定する営業日において、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間に入札を行い、第32条（約定）に定める日に約定処理を実施する。</p> <p>2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することができる。</p> <p>3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。</p> <p>(ΔkWの入札単位)</p> <p>第29条 本市場における取引は、取引実施日の翌日を0時00分から24時00分まで30分コマ単位に区切り、各30分コマ単位のΔkWについて行うものとし、この30分コマ単位のΔkWを商品ブロックとする。</p> <p>(入札受付時間)</p> <p>第30条 本市場における入札受付時間は、実需給前日の11時30分から14時までとする。</p> <p>2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。</p> <p>3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。</p> <p>4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時報に停止または休止することができる。</p> <p>5 市場運営者は、実需給前日の11時30分に、調査対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調査を希望するΔkWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。</p> <p>6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前まで、複合市場</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
	<p>商品の商品区分ごとにΔkW約定単価の上限価格（以下、「上限価格」という）を公開する。</p>	<p>商品の商品区分ごとにΔkW約定単価の上限価格（以下、「上限価格」という）を公開する。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第5章 入札</p> <p>（入札方法等）</p> <p>第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限り）、約定希望ΔkW、約定可能な最低ΔkW（以下、「最小約定希望量」という）および90分あたりの入札単価を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のい、ずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。</p> <p>3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望ΔkW、最小約定希望量を登録してはならない。</p> <p>4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。</p> <p>5 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる単独発電機の場合で、複合市場商品と三次調整力②を同一の時間帯に入札するときは、取引会員は、複合市場商品と三次調整力②の入札領域を重複させることはできないものとする。このとき、複合市場商品と三次調整力②の供出可能量の下限値を一致させようとして複合市場商品については供出可能量の下限から上限の間で入札量を決定し、三次調整力②については供出可能量の上限から複合市場商品の供出可能量の上限との間で入札量を決定するものとする。</p> <p>なお、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯と合わせて入札を希望する複合市場商品のうち、一次調整力が含まれ、一次調整力の予定入札量が最大の場合、「GF幅（定格出力外）」と「一次調整力の入札量から複合商品入札内数で一次調整力を除いた商品で最大となる入札量を差し引いた値」のいずれの小さい方を定格出力外で供出することができる。</p> <p>6 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる各リスト・パターンの場合で、複合市場商品の供出を希望する実需給日の同一の時間帯において、当該各リスト・パターンを用いて三次調整力②の入札をすることはでき</p>	<p style="text-align: center;">第5章 入札</p> <p>（入札方法等）</p> <p>第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限り）、約定希望ΔkW、約定可能な最低ΔkW（以下、「最小約定希望量」という）および90分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、30分あたりの単価以下のとおりとする。</p> <p>(1) 入札単価 当面の間、取引会員は、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項(1)の場合、入札単価から持ち下げ単価分を差し引いた単価が上限価格以下となるように需給調整市場システムに登録する。</p> <p>また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。</p> <p>(2) 持ち下げ単価分および起動費単価分 取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のい、ずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。</p> <p>3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望ΔkW、最小約定希望量を登録してはならない。</p> <p>4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。</p> <p>5 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる単独発電機の場合で、複合市場商品と三次調整力②を同一の時間帯に入札するときは、取引会員は、複合市場商品と三次調整力②の入札領域を重複させることはできないものとする。このとき、複合市場商品と三次調整力②の供出可能量の下限値を一致させようとして複合市場商品については供出可能量の下限から上限の間で入札量を決定し、三次調整力②については供出可能量の上限から複合市場商品の供出可能量の上限との間で入札量を決定するものとする。</p> <p>なお、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯と合わせて入札を希望する複合市場商品のうち、一次調整力が含まれ、一次調整力の予定入札量が最大の場合、「GF幅（定格出力外）」と「一次調整力の入札量から複合商品入札内数で一次調整力を除いた商品で最大となる入札量を差し引いた値」のいずれの小さい方を定格出力外で供出することができる。</p> <p>6 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる各リスト・パターンの場合で、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯において、当該各リスト・パターンを用いて複合市場商品の入札をすることはでき</p>	<p style="text-align: center;">第5章 入札</p> <p>（入札方法等）</p> <p>第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限り）、約定希望ΔkW、約定可能な最低ΔkW（以下、「最小約定希望量」という）および90分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、30分あたりの単価以下のとおりとする。</p> <p>(1) 入札単価 当面の間、取引会員は、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項(1)の場合、入札単価から持ち下げ単価分を差し引いた単価が上限価格以下となるように需給調整市場システムに登録する。</p> <p>また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。</p> <p>(2) 持ち下げ単価分および起動費単価分 取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のい、ずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。</p> <p>3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望ΔkW、最小約定希望量を登録してはならない。</p> <p>4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。</p> <p>5 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる単独発電機の場合で、複合市場商品と三次調整力②を同一の時間帯に入札するときは、取引会員は、複合市場商品と三次調整力②の入札領域を重複させることはできないものとする。このとき、複合市場商品と三次調整力②の供出可能量の下限値を一致させようとして複合市場商品については供出可能量の下限から上限の間で入札量を決定し、三次調整力②については供出可能量の上限から複合市場商品の供出可能量の上限との間で入札量を決定するものとする。</p> <p>なお、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯と合わせて入札を希望する複合市場商品のうち、一次調整力が含まれ、一次調整力の予定入札量が最大の場合、「GF幅（定格出力外）」と「一次調整力の入札量から複合商品入札内数で一次調整力を除いた商品で最大となる入札量を差し引いた値」のいずれの小さい方を定格出力外で供出することができる。</p> <p>6 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる各リスト・パターンの場合で、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯において、当該各リスト・パターンを用いて複合市場商品の入札をすることはでき</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ないものとする。</p> <p>7 事業税相当額と収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項より登録するΔkWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を含めない単価を需給調整市場システムへ登録する。</p>	<p>ないものとする。</p> <p>7 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単独発電機または同一の各リスト・パターンを用いて、複合市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはできない。</p> <p>ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。</p> <p>8 事業税相当額と収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項より登録するΔkWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を含めない単価を需給調整市場システムへ登録する。</p>	<p>ないものとする。</p> <p>7 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単独発電機または同一の各リスト・パターンを用いて、複合市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはできない。</p> <p>ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。</p> <p>8 事業税相当額と収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項より登録するΔkWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を含めない単価を需給調整市場システムへ登録する。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第6章 約定処理</p> <p>(約定)</p> <p>第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、必要量を充足するまで、調査費用が最小となるように以下のとおり約定する。</p> <p>また、ΔkW約定量は、最小約定希望量から約定希望ΔkWまでの間で確定する。</p> <p>(1) ΔkWの入札単価の安いものから約定</p> <p>(2) ΔkWの入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定</p> <p>(3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているものから約定</p> <p>2 三次調整力②の約定処理は、複合市場商品の約定処理後に実施するものとする。</p> <p>3 必要量を充足する約定予定のΔkWにおいて、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調査、連系線の運用容量制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。</p> <p>4 市場運営者は、原則として実需締前日の15時までに第1項の約定処理を実施する。</p> <p>5 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分衛後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 約定処理</p> <p>(約定)</p> <p>第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「三次①から一次の複合必要量」という）、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次②から一次の複合必要量」という）、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次①から一次の複合必要量」という）。</p> <p>また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という）ならびに各商品の必要量とともに充足するまで、調査費用が最小となるように以下のとおり約定する。</p> <p>また、ΔkW約定量は、最小約定希望量から約定希望ΔkWまでの間で確定する。</p> <p>(1) ΔkWの入札単価の安いものから約定</p> <p>(2) ΔkWの入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定</p> <p>(3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているものから約定</p> <p>2 三次調整力②の約定処理は、複合市場商品の約定処理後に実施するものとする。</p> <p>3 複合必要量または必要量を充足する約定予定のΔkWにおいて、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調査、連系線の運用容量制約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。</p> <p>4 市場運営者は、原則として実需締前日の15時までに第1項の約定処理を実施する。</p> <p>5 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分衛後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。</p> <p>6 当面の間、一次調整力（複合商品入札内数に二次調整力を含む場合を含む）は、以下の範囲ごとに広域調査する。</p> <p>(1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア</p> <p>(2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の属地エリア</p> <p>(3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の属地エリア</p> <p>7 当面の間、二次調整力①（複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を含む）は、属地エリアごとに調査し、連系線を経由した調査を行わない。</p> <p>8 当面の間、取引会員は、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合は、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した価格から上限価格を差し引いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 約定処理</p> <p>(約定)</p> <p>第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「三次①から一次の複合必要量」という）、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次②から一次の複合必要量」という）、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次①から一次の複合必要量」という）。</p> <p>また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という）ならびに各商品の必要量とともに充足するまで、調査費用が最小となるように以下のとおり約定する。</p> <p>また、ΔkW約定量は、最小約定希望量から約定希望ΔkWまでの間で確定する。</p> <p>(1) ΔkWの入札単価の安いものから約定</p> <p>(2) ΔkWの入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定</p> <p>(3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているものから約定</p> <p>2 三次調整力②の約定処理は、複合市場商品の約定処理後に実施するものとする。</p> <p>3 複合必要量または必要量を充足する約定予定のΔkWにおいて、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調査、連系線の運用容量制約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。</p> <p>4 市場運営者は、原則として実需締前日の15時までに第1項の約定処理を実施する。</p> <p>5 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分衛後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。</p> <p>6 当面の間、一次調整力（複合商品入札内数に二次調整力を含む場合を含む）は、以下の範囲ごとに広域調査する。</p> <p>(1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア</p> <p>(2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の属地エリア</p> <p>(3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の属地エリア</p> <p>7 当面の間、二次調整力①（複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を含む）は、属地エリアごとに調査し、連系線を経由した調査を行わない。</p> <p>8 当面の間、取引会員は、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合は、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した価格から上限価格を差し引いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(約定の通知)</p> <p>第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。</p> <p>2 第1項にもとづく通知内容は次の各号の事項とする。</p> <p>(1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン</p> <p>(2) ΔkW約定量、ΔkW約定単価</p> <p>(3) 商品ブロック</p> <p>(4) 商品区分</p> <p>(5) 持ち下げ単価分および起動費単価分</p> <p>3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態を維持することおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。</p> <p>(計画等の提出)</p> <p>第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>(1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづく発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。</p> <p>(2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。</p>	<p>ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合は、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第3項にもとづく額を属地エリアの一般送配電事業者へ返還するものとする。</p> <p>なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。</p> <p>(約定の通知)</p> <p>第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ複合市場商品約定単位で通知する。</p> <p>ただし、約定のない複合市場商品約定単位での通知はしない。</p> <p>また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程（需給調整市場）第2条（定義）(129)イ、ロ、ハまたはニのいずれか1つのみの種類の複合市場商品約定単位から通知された場合は、当該約定分は複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。</p> <p>2 第1項にもとづく通知内容は次の各号の事項とする。</p> <p>(1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン</p> <p>(2) ΔkW約定量、ΔkW約定単価</p> <p>(3) 商品ブロック</p> <p>(4) 商品区分</p> <p>(5) 持ち下げ単価分および起動費単価分</p> <p>3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態を維持することおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。</p> <p>(計画等の提出)</p> <p>第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>(1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。</p> <p>イ 約定結果にもとづく発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。</p> <p>(2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。</p>	<p>ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合は、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第3項にもとづく額を属地エリアの一般送配電事業者へ返還するものとする。</p> <p>なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。</p> <p>(約定の通知)</p> <p>第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ複合市場商品約定単位で通知する。</p> <p>ただし、約定のない複合市場商品約定単位での通知はしない。</p> <p>また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程（需給調整市場）第2条（定義）(129)イ、ロ、ハまたはニのいずれか1つのみの種類の複合市場商品約定単位から通知された場合は、当該約定分は複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。</p> <p>2 第1項にもとづく通知内容は次の各号の事項とする。</p> <p>(1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン</p> <p>(2) ΔkW約定量、ΔkW約定単価</p> <p>(3) 商品ブロック</p> <p>(4) 商品区分</p> <p>(5) 持ち下げ単価分および起動費単価分</p> <p>3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態を維持することおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。</p> <p>(計画等の提出)</p> <p>第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>(1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。</p> <p>イ 約定結果にもとづく発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。</p> <p>(2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）および高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、低圧機器点基準値を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。</p>	<p>イ 事前予測型を選択しているとき</p> <p>(イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。</p> <p>ロ 直前予測型を選択しているとき</p> <p>(イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前予測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。</p> <p>ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前予測型）とみなす。</p>	<p>イ 事前予測型を選択しているとき</p> <p>(イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参加に用いるリソースが含まれる場合</p> <p>取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。</p> <p>なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。</p> <p>ロ 直前予測型を選択しているとき</p> <p>(イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前予測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。</p> <p>ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前予測型）とみなす。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。</p> <p>(3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。</p> <p>イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合</p>	<p>なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻まで送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該期間の終了時刻から1秒から5秒程度以内で送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>(ア) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複数市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式により通知する。</p> <p>(イ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日まで需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ロ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。</p> <p>また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。</p> <p>(3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。</p> <p>イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合</p>	<p>なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻まで送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該期間の終了時刻から1秒から5秒程度以内で送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>(ア) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複数市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式により通知する。</p> <p>(イ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日まで需給調整市場システムに登録する。</p> <p>(ロ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。</p> <p>また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。</p> <p>(3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。</p> <p>イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
	<p>(a) 直前計測型を選択しているとき</p> <p>a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>b 約定したネガボジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。</p> <p>ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。</p> <p>なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項で定める平日とする。</p> <p>c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。</p> <p>なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。</p> <p>d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。</p>	<p>(a) 直前計測型を選択しているとき</p> <p>a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>b 約定したネガボジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。</p> <p>ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。</p> <p>なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項で定める平日とする。</p> <p>c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。</p> <p>なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。</p> <p>d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。</p> <p>2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定めに対する場合も含む）、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>(2) 発電機リスト・パターン 約定したパターン番号を用いる。</p> <p>(3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 約定したパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号</p>	<p>e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。</p> <p>また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。</p> <p>2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定めに対する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>(2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>(3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。</p>	<p>e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。</p> <p>また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。</p> <p>2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定めに対する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>(2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>(3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>3 余力活用に関する契約において三次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一ソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。</p>	<p>ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>3 余力活用に関する契約において三次調整力①に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一ソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。</p>	<p>ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）、基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。</p> <p>3 余力活用に関する契約において二次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一ソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第7章 調整の実施</p> <p>（調整の実施の原則）</p> <p>第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、簡易指令システムでの指令方法は、次のとおりとする。</p> <p>なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。</p> <p>(1) 到達時刻の60分前までで指令を行うこととし、提供期間の最初の30分コマから終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。</p> <p>（2）指令値を変更する場合は、対象の30分コマに対して60分前までで指令を行う。この場合、当該対象30分コマから提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。</p> <p>(3) 対象の30分コマに対して60分前までで指令がない場合は、前30分コマの指令値に従った運転を継続する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 調整の実施</p> <p>（調整の実施の原則）</p> <p>第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。</p> <p>(1) 簡易指令システムで指令を行う場合</p> <p>イ 到達時刻の15分前までで指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。</p> <p>また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後15分を到達時刻とした指令を行う。</p> <p>なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが三次調整力①の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。</p> <p>ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の15分前までで指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。</p> <p>ハ 対象の時刻に対して15分前までで指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。</p> <p>ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から15分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力計画（事前予測型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力計画（直前信し予測型）にもとづく運転を継続する（この場合、指令量はずゼロとみなす）。</p> <p>ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらかじめ復帰指令は行わない。</p> <p>(2) 専用線オンラインで指令を行う場合</p> <p>イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合</p> <p>別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 調整の実施</p> <p>（調整の実施の原則）</p> <p>第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。</p> <p>(1) 簡易指令システムで指令を行う場合</p> <p>イ 到達時刻の5分前までで指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。</p> <p>また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後5分を到達時刻とした指令を行う。</p> <p>なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが二次調整力②の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。</p> <p>ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の5分前までで指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。</p> <p>ハ 対象の時刻に対して5分前までで指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。</p> <p>ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から5分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、機器点1分発電計画電力、1分基準値電力計画（事前予測型）、機器点1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力計画（直前信し予測型）にもとづく運転を継続する（この場合、指令量はずゼロとみなす）。</p> <p>ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらかじめ復帰指令は行わない。</p> <p>(2) 専用線オンラインで指令を行う場合</p> <p>イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合</p> <p>別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">事前予測型基準値の対象範囲の修正</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ただし、対象の30分コマが提供期間の最初の30分コマの場合は、発電計画、合計発電計画、基準値計画または機器点計画にもついで運送を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。</p> <p>(4) 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらかじめ復帰指令を行わない。</p> <p>なお、専用線オンラインでの指令方法は、属地エリアの一般送配電事業者と協議する。</p> <p>2 第1項の調整の実施にもつづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。</p> <p>3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順次行い、下げ調整指令はV2単価の高い順で行う。</p> <p>ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。</p> <p>なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用する場合は当該複数エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。</p> <p>4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。</p> <p>(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)</p> <p>第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに</p>	<p>ただし、手動で指令値を送信する場合は、EDC指令周期によらず、需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度で指令値まで到達する時間またはEDC目標時刻のいずれか長いほう、または口に規定される指令を行う場合は15分間を到達時刻とする指令を行うこととする。</p> <p>なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(ロ)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価より第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が半明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。</p> <p>また、別表2に定めるEDC目標時刻がEDC演算周期よりも短い指令を行う場合で、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(ロ)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価より第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が半明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し、所定の様式により、不適合となった30分コマのEDC演算周期において算定された指令値を開示することとする。</p> <p>ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。</p> <p>2 第1項の調整の実施にもつづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。</p> <p>3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順次行い、下げ調整指令はV2単価の高い順で行う。</p> <p>ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。</p> <p>なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用する場合は当該複数エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。</p> <p>4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。</p> <p>(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)</p> <p>第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに</p>	<p>ただし、手動で指令値を送信する場合は、EDC指令周期によらず、需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度で指令値まで到達する時間またはEDC目標時刻のいずれか長いほう、または口に規定される指令を行う場合は5分間を到達時刻とする指令を行うこととする。</p> <p>なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(ロ)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価より第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が半明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマのEDC演算周期において算定された指令値を開示することとする。</p> <p>ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。</p> <p>2 第1項の調整の実施にもつづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。</p> <p>3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順次行い、下げ調整指令はV2単価の高い順で行う。</p> <p>ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。</p> <p>なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用する場合は当該複数エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。</p> <p>4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。</p> <p>(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)</p> <p>第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに</p>	<p>記載の明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。</p> <p>また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。</p> <p>(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合</p> <p>同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機るとき、当該単独発電機の差替可能量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。なお、差替可能量は、当該単独発電機の供出可能量からΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の全てのΔkW約定量）および複合ΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の全ての複合ΔkW約定量）をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。</p> <p>(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合</p> <p>イ 異なる商品区分のみで供出可能な各リスト・パターンを用いること。</p> <p>ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。</p> <p>ハ 同一の時間帯に本市場において約定している各リスト・パターンの場合、当該各リスト・パターンの差替可能量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。なお、差替可能量は、当該各リスト・パターンの供出可能量からΔkW約定量（同一提供期間において複数約定しているときは、当該各リスト・パターンの全てのΔkW約定量）をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。</p> <p>ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。</p> <p>なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。</p> <p>また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）のΔkW約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンのΔkW約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。</p>	<p>再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。</p> <p>また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。</p> <p>(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合</p> <p>同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機るとき、当該単独発電機の差替可能量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。なお、差替可能量は、当該単独発電機の供出可能量からΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の全てのΔkW約定量）および複合ΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の全ての複合ΔkW約定量）をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。</p> <p>(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合</p> <p>イ 異なる商品区分のみで供出可能な各リスト・パターンを用いること。</p> <p>ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。</p> <p>ハ 同一の時間帯に本市場において約定している各リスト・パターンを用いるとき、当該各リスト・パターンの差替可能量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。なお、差替可能量は、当該各リスト・パターンの供出可能量からΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの全てのΔkW約定量）および複合ΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの全ての複合ΔkW約定量）をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。</p> <p>ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。</p> <p>なお、入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは、当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。</p> <p>なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。</p> <p>また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）のΔkW約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンのΔkW約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。</p>	<p>再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。</p> <p>また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。</p> <p>(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合</p> <p>同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機るとき、当該単独発電機の差替可能量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。なお、差替可能量は、当該単独発電機の供出可能量からΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の全てのΔkW約定量）および複合ΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の全ての複合ΔkW約定量）をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。</p> <p>(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合</p> <p>イ 異なる商品区分のみで供出可能な各リスト・パターンを用いること。</p> <p>ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。</p> <p>ハ 同一の時間帯に本市場において約定している各リスト・パターンを用いるとき、当該各リスト・パターンの差替可能量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。なお、差替可能量は、当該各リスト・パターンの供出可能量からΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの全てのΔkW約定量）および複合ΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの全ての複合ΔkW約定量）をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。</p> <p>ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。</p> <p>なお、入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは、当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。</p> <p>なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。</p> <p>また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）のΔkW約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンのΔkW約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>2 第1項より差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。</p> <p>3 第1項より差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの$\Delta k W$約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた$\Delta k W$約定単価（関係規程類において望ましいとされる値。ただし、取引規程（需給調整市場）第2条（細目的事項）第5号に該当せず、約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施した場合は、それによって生じた利益を2で除した値を差替え後の$\Delta k W$約定単価（含む値））となるよう変更すること。</p> <p>ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの$\Delta k W$約定単価が差替え前の$\Delta k W$約定単価を上回る場合は、差替え前の$\Delta k W$約定単価以下の値とすること。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下り単価分および起動費単価分を登録すること。</p> <p>（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）</p> <p>第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。</p> <p>(1) 取引会員は、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。</p> <p>(2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが$\Delta k W$約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。</p> <p>ただし、第3項の地内系統混雑の通知により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。</p> <p>(3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。</p> <p>2 取引会員は、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>ただし、第3項の地内系統混雑の通知により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。</p> <p>3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった約定結果（各リスト・パターンの約定結果を除く）について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パター</p>	<p>2 第1項より差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。</p> <p>3 第1項より差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの$\Delta k W$約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた$\Delta k W$約定単価（関係規程類において望ましいとされる値。ただし、取引規程（需給調整市場）第2条（細目的事項）第5号に該当せず、約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施した場合は、それによって生じた利益を2で除した値を差替え後の$\Delta k W$約定単価（含む値））となるよう変更すること。</p> <p>ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの$\Delta k W$約定単価が差替え前の$\Delta k W$約定単価を上回る場合は、差替え前の$\Delta k W$約定単価以下の値とすること。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下り単価分および起動費単価分を登録すること。</p> <p>（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）</p> <p>第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。</p> <p>(1) 取引会員は、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。</p> <p>(2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが$\Delta k W$約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。</p> <p>ただし、第3項の地内系統混雑の通知により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。</p> <p>(3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。</p> <p>2 取引会員は、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>ただし、第3項の地内系統混雑の通知により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。</p> <p>3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった約定結果（各リスト・パターンの約定結果を除く）について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パター</p>	<p>2 第1項より差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。</p> <p>3 第1項より差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの$\Delta k W$約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた$\Delta k W$約定単価（関係規程類において望ましいとされる値。ただし、取引規程（需給調整市場）第2条（細目的事項）第5号に該当せず、約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施した場合は、それによって生じた利益を2で除した値を差替え後の$\Delta k W$約定単価（含む値））となるよう変更すること。</p> <p>ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの$\Delta k W$約定単価が差替え前の$\Delta k W$約定単価を上回る場合は、差替え前の$\Delta k W$約定単価以下の値とすること。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下り単価分および起動費単価分を登録すること。</p> <p>（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）</p> <p>第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。</p> <p>(1) 取引会員は、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。</p> <p>(2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが$\Delta k W$約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。</p> <p>ただし、第3項の地内系統混雑の通知により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。</p> <p>(3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。</p> <p>2 取引会員は、$\Delta k W$約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>ただし、第3項の地内系統混雑の通知により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。</p> <p>3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により$\Delta k W$約定量を供出できなくなった約定結果（各リスト・パターンの約定結果を除く）について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パター</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ンの差替え) に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。</p> <p>4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）のΔkW約定量は、ΔkW約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。</p> <p>（ΔkWの供出協力）</p> <p>第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、ΔkWの供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。</p> <p>(1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合</p> <p>(2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合</p> <p>(3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合</p> <p>(4) ΔkW約定量が必要量に満たなかった場合</p> <p>2 第1項よりΔkWの供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。</p> <p>また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。</p> <p>3 第1項よりΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。</p> <p>なお、ΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおけるΔkW約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。</p>	<p>ンの差替え) に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。</p> <p>4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）のΔkW約定量は、ΔkW約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。</p> <p>（ΔkWの供出協力）</p> <p>第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、ΔkWの供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。</p> <p>(1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合</p> <p>(2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合</p> <p>(3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合</p> <p>(4) ΔkW約定量が必要量に満たなかった場合</p> <p>2 第1項よりΔkWの供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。</p> <p>また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。</p> <p>3 第1項よりΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。</p> <p>なお、ΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおけるΔkW約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。</p>	<p>ンの差替え) に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。</p> <p>4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）のΔkW約定量は、ΔkW約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。</p> <p>（ΔkWの供出協力）</p> <p>第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、ΔkWの供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。</p> <p>(1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合</p> <p>(2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合</p> <p>(3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合</p> <p>(4) ΔkW約定量が必要量に満たなかった場合</p> <p>2 第1項よりΔkWの供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。</p> <p>また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。</p> <p>3 第1項よりΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。</p> <p>なお、ΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおけるΔkW約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第8章 アセスメント</p> <p>(アセスメント)</p> <p>第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能ない状態を維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い、実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(1) 提供期間におけるリソースの供出可能量がΔkW約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントI」という）ものとし、アセスメントIにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。</p> <p>ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、ΔkW約定単価が安い順にアセスメントIをそれぞれ実施するものとする。</p> <p>また、同一リソースが同一提供期間において複合市場商品に約定している場合は、複合市場商品とあわせてアセスメントIを実施するものとする。</p> <p>ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合市場商品のΔkW約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントIに用いるΔkW約定単価は、約定した複合市場商品の上限価格とする。</p> <p>また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項こともとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。</p> <p>なお、属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認められた場合、アセスメントIにおける発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。</p> <p>また、第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出の場合（約定した商品ブロックの各計画が未提出の場合を含む）、または電力広域の電量推進機関が定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しない場合は、アセスメントIにおける供出可能量をゼロとして扱う。</p> <p>イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合</p> <p>(i) 単独発電機の場合 発電上限電力－発電計画電力</p> <p>(ii) 各リスト・パターンの場合 当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値の合計値とする。</p> <p>なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース（需要リ</p>	<p style="text-align: center;">第8章 アセスメント</p> <p>(アセスメント)</p> <p>第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能ない状態を維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い、実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(1) 提供期間におけるリソースの供出可能量がΔkW約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントI」という）ものとし、アセスメントIにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。</p> <p>ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、ΔkW約定単価が安い順にアセスメントIをそれぞれ実施するものとする。</p> <p>また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または複合市場商品に約定している場合は、三次調整力②および複合市場商品とあわせてアセスメントIを実施するものとする。</p> <p>なお、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合市場商品のΔkW約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントIに用いるΔkW約定単価は、約定した複合市場商品の上限価格とする。</p> <p>ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項こともとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。</p> <p>イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合</p> <p>(i) 単独発電機の場合 発電上限電力－発電計画電力</p> <p>(ii) 各リスト・パターンの場合 当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値の合計値とする。</p> <p>なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース（需要リ</p>	<p style="text-align: center;">第8章 アセスメント</p> <p>(アセスメント)</p> <p>第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能ない状態を維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い、実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(1) 提供期間におけるリソースの供出可能量がΔkW約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントI」という）ものとし、アセスメントIにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。</p> <p>ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、ΔkW約定単価が安い順にアセスメントIをそれぞれ実施するものとする。</p> <p>また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または複合市場商品に約定している場合は、三次調整力②および複合市場商品とあわせてアセスメントIを実施するものとする。</p> <p>なお、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合市場商品のΔkW約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントIに用いるΔkW約定単価は、約定した複合市場商品の上限価格とする。</p> <p>ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項こともとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。</p> <p>イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合</p> <p>(i) 単独発電機の場合 発電上限電力－発電計画電力</p> <p>(ii) 各リスト・パターンの場合 当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値の合計値とする。</p> <p>なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース（需要リ</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンを除く）および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引くものとする。</p> <p>a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 合計発電上限電力－合計発電計画電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 高圧機器点発電上限電力－高圧機器点発電基準値電力（アセス用）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 高圧機器点基準値電力（アセス用）</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 発電上限合計電力（MMS）－発電計画合計電力（MMS）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 低圧機器点発電上限電力－低圧機器点発電基準値電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p>	<p>ソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンを除く）および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引くものとする。</p> <p>a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 合計発電上限電力－合計発電計画電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 高圧機器点発電上限電力－高圧機器点発電基準値電力（アセス用）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 高圧機器点基準値電力（アセス用）</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 発電上限合計電力（MMS）－発電計画合計電力（MMS）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 低圧機器点発電上限電力－低圧機器点発電基準値電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p>	<p>ソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンを除く）および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引くものとする。</p> <p>a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 合計発電上限電力－合計発電計画電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 高圧機器点発電上限電力－高圧機器点発電基準値電力（アセス用）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 高圧機器点基準値電力（アセス用）</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 発電上限合計電力（MMS）－発電計画合計電力（MMS）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合 i およびii で算出する値を合算した値 i 発電リソースを用いる場合 (a)の値 ii 需要リソースを用いる場合 (b)の値</p> <p>d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 低圧機器点発電上限電力－低圧機器点発電基準値電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p>	<p>記載の明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>低圧機器点基準値電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合</p> <p>(f) 単独発電機の場合</p> <p>発電上限電力－発電計画電力－控除ΔkW約定量</p> <p>(n) 各リスト・パターンの場合</p> <p>当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値の合計から、控除ΔkW約定量を差し引いた値とする。</p> <p>なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース（需要リソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンを除く）および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引くものとする。</p> <p>a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>合計発電上限電力－合計発電計画電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>高圧機器点発電上限電力－高圧機器点発電基準値電力（アセス用）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>高圧機器点基準値電力（アセス用）</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p>	<p>低圧機器点基準値電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>また、需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンにおいて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているときは、当該リスト・パターン単位の1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）の値を用いるものとする。</p> <p>ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合</p> <p>(f) 単独発電機の場合</p> <p>発電上限電力－発電計画電力－控除ΔkW約定量</p> <p>(n) 各リスト・パターンの場合</p> <p>当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値の合計から、控除ΔkW約定量を差し引いた値とする。</p> <p>なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース（需要リソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンを除く）および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引くものとする。</p> <p>a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>合計発電上限電力－合計発電計画電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>高圧機器点発電上限電力－高圧機器点発電基準値電力（アセス用）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>高圧機器点基準値電力（アセス用）</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p>	<p>低圧機器点基準値電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>また、需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンにおいて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているときは、当該リスト・パターン単位の1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）の値を用いるものとする。</p> <p>ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合</p> <p>(f) 単独発電機の場合</p> <p>発電上限電力－発電計画電力－控除ΔkW約定量</p> <p>(n) 各リスト・パターンの場合</p> <p>当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値の合計から、控除ΔkW約定量を差し引いた値とする。</p> <p>なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース（需要リソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンを除く）および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引くものとする。</p> <p>a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>合計発電上限電力－合計発電計画電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>高圧機器点発電上限電力－高圧機器点発電基準値電力（アセス用）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>高圧機器点基準値電力（アセス用）</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>c 受電点の電圧が低圧で、受電点参加に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 発電上限合計電力（MMS）－発電計画合計電力（MMS）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>d 受電点の電圧が低圧で、機器点参加に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 低圧機器点発電上限電力－低圧機器点発電基準値電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 低圧機器点基準値電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>上式の控除$\Delta k W$約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の$\Delta k W$約定単価より$\Delta k W$約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と$\Delta k W$約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の$\Delta k W$約定量（複合商品の場合は、複合$\Delta k W$約定量）の合計値とする。</p>	<p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>c 受電点の電圧が低圧で、受電点参加に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 発電上限合計電力（MMS）－発電計画合計電力（MMS）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>d 受電点の電圧が低圧で、機器点参加に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 低圧機器点発電上限電力－低圧機器点発電基準値電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 低圧機器点基準値電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>上式の控除$\Delta k W$約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の$\Delta k W$約定単価より$\Delta k W$約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と$\Delta k W$約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の$\Delta k W$約定量（複合商品の場合は、複合$\Delta k W$約定量）の合計値とする。</p> <p>また、需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンにおいて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているときは、当該リスト・パターン単位の1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）の値を用いるものとする。</p> <p>(2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電取消計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場合、アセスメント I における発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。</p> <p>また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメント I における供出可能量はゼロとして扱う。</p> <p>イ 需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）の場合で、直前計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合</p>	<p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>c 受電点の電圧が低圧で、受電点参加に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 発電上限合計電力（MMS）－発電計画合計電力（MMS）</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>d 受電点の電圧が低圧で、機器点参加に用いるリソース</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 低圧機器点発電上限電力－低圧機器点発電基準値電力</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 低圧機器点基準値電力</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i およびii で算出する値を合算した値</p> <p>i 発電リソースを用いる場合</p> <p>(a)の値</p> <p>ii 需要リソースを用いる場合</p> <p>(b)の値</p> <p>上式の控除$\Delta k W$約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の$\Delta k W$約定単価より$\Delta k W$約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と$\Delta k W$約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の$\Delta k W$約定量（複合商品の場合は、複合$\Delta k W$約定量）の合計値とする。</p> <p>また、需要家リスト・パターンおよびネガボジリスト・パターンにおいて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているときは、当該リスト・パターン単位の1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）の値を用いるものとする。</p> <p>(2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電取消計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場合、アセスメント I における発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。</p> <p>また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメント I における供出可能量はゼロとして扱う。</p> <p>イ 需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）の場合で、直前計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(2) 提供期間において、ΔkW約定量の範囲内で、属地区の一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する（以下、「アセスメントII」という）ものとし、アセスメントIIは、ロで算定する供出電力（30分）がイで算定する許容範囲内であれば指令に従い調整したと判定する。</p> <p>また、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が次の30分コマの終了時刻まで送信されなかった場合で、属地区の一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式等による通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（30分）が算定できなかつた。</p>	<p>(4) 簡易指令システムで接続する場合は、約定した商品ブロックの開始時刻（同一の需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする）の5分前からの1分ごとの需要実績が計測点5点のうち1点も送信されなかったとき、または専用線オンラインで接続する場合は、約定した商品ブロックの開始前5分間（同一の需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする）における属地区の一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき。</p> <p>なお、簡易指令システムで接続する場合は、上記の需要実績が次の30分コマの終了時刻まで送信されなかった場合で、属地区の一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>また、専用線オンラインで接続する場合は、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地区の一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>上記の営業日は、属地区の一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>(4) 直前予測型基準値内訳実績が未提出のとき ロ以外の場合であって、以下に該当する場合 第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出のとき（約定した商品ブロックの各計画が未提出の場合を含む）、または第34条（計画等の提出）で求められる計画が電力広域的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しないとき</p> <p>(3) 提供期間において、ΔkW約定量の範囲内で、属地区の一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する（以下、「アセスメントII」という）ものとする。</p> <p>アセスメントIIは、ロで算定する供出電力（1分）がイで算定する許容範囲内であることを1分ごとに確認することとし、各30分コマにおいて、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い調整したと判定する。</p> <p>なお、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②に約定している場合は、三次調整力②の約定量を加えた約定量に対しても上記アセスメントIIを実施するものとする。</p> <p>また、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が次の30分コマの終了時刻まで送信されなかった場合で、属地区の一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式等による通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかつた。</p>	<p>(4) 簡易指令システムで接続する場合は、約定した商品ブロックの開始時刻（同一の需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする）の5分前からの1分ごとの需要実績が計測点5点のうち1点も送信されなかったとき、または専用線オンラインで接続する場合は、約定した商品ブロックの開始前5分間（同一の需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする）における属地区の一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき。</p> <p>なお、簡易指令システムで接続する場合は、上記の需要実績が次の30分コマの終了時刻まで送信されなかった場合で、属地区の一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>また、専用線オンラインで接続する場合は、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地区の一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>上記の営業日は、属地区の一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>(4) 直前予測型基準値内訳実績が未提出のとき ロ以外の場合であって、以下に該当する場合 第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出のとき（約定した商品ブロックの各計画が未提出の場合を含む）、または第34条（計画等の提出）で求められる計画が電力広域的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しないとき</p> <p>(3) 提供期間において、ΔkW約定量の範囲内で、属地区の一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する（以下、「アセスメントII」という）ものとする。</p> <p>アセスメントIIは、ロで算定する供出電力（1分）がイで算定する許容範囲内であることを1分ごとに確認することとし、各30分コマにおいて、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い調整したと判定する。</p> <p>なお、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②に約定している場合は、三次調整力②の約定量を加えた約定量に対しても上記アセスメントIIを実施するものとする。</p> <p>また、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が次の30分コマの終了時刻まで送信されなかった場合で、属地区の一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで所定の様式等による通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかつた。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ったときは、当該供出電力（30分）について許容範囲を逸脱したものととして扱う。専用線オンラインで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までで通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（30分）が算定できなかったときは、当該供出電力（30分）について許容範囲を逸脱したものととして扱う。</p> <p>上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>イ 許容範囲の算定</p> <p>(i) アセスメントⅡは、指令値変更に伴い応動している時間を含まない30分コマと、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む30分コマ、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む30分コマに分けて行う。</p> <p>a 単独発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合</p> <p>i 指令値変更に伴い応動している時間を含まない場合 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10%</p> <p>ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む場合 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」</p>	<p>たときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものととして扱う。専用線オンラインで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までで通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものととして扱う。</p> <p>上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>イ 許容範囲の算定</p> <p>(i) アセスメントⅡにおける1分単位で定める評価の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、および減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>a 単独発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合</p> <p>i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10% なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、ΔkW約定量の範囲を上回るまたは下回る指令（以下、「余力への指令」という）を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×90%以上</p> <p>(ii) 指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×10%以下</p> <p>ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後</p>	<p>たときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものととして扱う。専用線オンラインで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までで通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものととして扱う。</p> <p>上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>イ 許容範囲の算定</p> <p>(i) アセスメントⅡにおける1分単位で定める評価の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>a 単独発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合</p> <p>i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10% なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、ΔkW約定量の範囲を上回るまたは下回る指令（以下、「余力への指令」という）を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×90%以上</p> <p>(ii) 指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×10%以下</p> <p>ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>iii 減少方向への指令値変更に伴い変動している時間を含む場合 「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量-当該30分コマのΔkW約定量×10%」</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の60分間とする。</p> <p>なお、指令値変更に伴い変動している時間に属地エリアの一般送配電事業者から指令を送信した時刻を含む30分コマについては、当該30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値にもつぎ算定される許容範囲または当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマより前に送信した直近の指令値にもつぎ算定される許容範囲のいずれかの範囲内であれば指令に従って調整したと判定する。</p> <p>ただし、指令の対象の30分コマに対して60分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合</p> <p>i 指令値変更に伴い変動している時間を含まない場合 指令値±当該30分コマのΔkW約定量×10%</p>	<p>指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>iii 減少方向への指令値変更に伴い変動している時間 「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量-当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更後指令量-当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>なお、上記の「指令値変更に伴い変動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>ただし、到達時刻の15分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合</p> <p>i 指令値変更に伴い変動している時間を除く時間 指令値±当該30分コマのΔkW約定量×10%</p> <p>なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき</p>	<p>指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>iii 減少方向への指令値変更に伴い変動している時間 「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量-当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更後指令量-当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。</p> <p>なお、上記の「指令値変更に伴い変動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>ただし、到達時刻の5分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合</p> <p>i 指令値変更に伴い変動している時間を除く時間 指令値±当該30分コマのΔkW約定量×10%</p> <p>なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ii 増加方向への指令値変更に伴い変動している時間を含む場合 「変更前指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」</p> <p>iii 減少方向への指令値変更に伴い変動している時間を含む場合 「変更前指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端より指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p>	<p>「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上</p> <p>(ii) 指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>ii 増加方向への指令値変更に伴い変動している時間 「変更前指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更後指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更前指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更後指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>iii 減少方向への指令値変更に伴い変動している時間 「変更前指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更後指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更後指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更前指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端より指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p>	<p>「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上</p> <p>(ii) 指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>ii 増加方向への指令値変更に伴い変動している時間 「変更前指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更後指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更前指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更後指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>iii 減少方向への指令値変更に伴い変動している時間 「変更前指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>(i) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更後指令値－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>(ii) 変更後指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更前指令値＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 または「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>(iii) 変更前指令値がΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値がΔkW約定量の範囲を下回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端より指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の60分間とする。</p> <p>なお、指令値変更に伴い応動している時間に属地エリアの一般送配電事業者から指令を送信した時刻を含む30分コマについては、当該30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値にもとづき算定される許容範囲または当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマより前に送信した直前の指令値にもとづき算定される許容範囲のいずれかの範囲内であれば指令に従い調整したと判定する。</p> <p>ただし、指令の対象の30分コマに対して60分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。</p> <p>b 各リスト・パターンの場合</p>	<p>なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>i 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結している場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるEDC目標時刻までとする。</p> <p>ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間とする。また、別表2にEDC目標時刻について定めのないときは、需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間または属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間のいずれか長いほうとする。</p> <p>前二段落の規定にかかわらず、属地エリアの一般送配電事業者が第35条（調整の実施の原則）第1項(2)ロに規定される指令を行ったときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。</p> <p>なお、許容範囲の算定は、指令値が変更されるごとに行う。</p> <p>ii 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、または簡易指令システムで接続する場合</p> <p>(i) 専用線オンラインで接続する場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。</p> <p>(ii) 簡易指令システムで接続する場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>また、上記i、iiの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>b 各リスト・パターンを用いる場合</p>	<p>なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>i 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結している場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるEDC目標時刻までとする。</p> <p>ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間とする。また、別表2にEDC目標時刻について定めのないときは、需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間または属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間のいずれか長いほうとする。</p> <p>前二段落の規定にかかわらず、属地エリアの一般送配電事業者が第35条（調整の実施の原則）第1項(2)ロに規定される指令を行ったときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。</p> <p>なお、許容範囲の算定は、指令値が変更されるごとに行う。</p> <p>ii 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、または簡易指令システムで接続する場合</p> <p>(i) 専用線オンラインで接続する場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。</p> <p>(ii) 簡易指令システムで接続する場合</p> <p>属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。</p> <p>また、上記i、iiの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>b 各リスト・パターンを用いる場合</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(a) 指令量変更に伴い応動している時間含まない場合 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令量変更に伴い応動している時間を含む場合 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から 「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令量変更に伴い応動している時間を含む場合 「変更前指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から 「変更後指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」</p>	<p>(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10% なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>i 指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×90%以上</p> <p>ii 指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×10%以下</p> <p>(b) 増加方向への指令量変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から 「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>i 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>ii 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>iii 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>(c) 減少方向への指令量変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から 「変更後指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>i 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更後指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>ii 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更前指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>iii 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p>	<p>(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10% なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>i 指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×90%以上</p> <p>ii 指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 当該30分コマのΔkW約定量×10%以下</p> <p>(b) 増加方向への指令量変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から 「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>i 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>ii 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>iii 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p> <p>(c) 減少方向への指令量変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から 「変更後指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。</p> <p>i 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき 「変更後指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」のいずれか小さい方以上</p> <p>ii 変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 「変更前指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下</p> <p>iii 変更前指令量がΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき 許容範囲の制限は設けない。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>i 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから60分間とする。</p> <p>ii 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の60分間とする。</p> <p>なお、指令値変更に伴い変動している時間に属地エリアの一般送配電事業者から指令を送信した時刻を含む30分コマについては、当該30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値ともつぎ算定される許容範囲または当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマより前に送信した直近の指令値ともつぎ算定される許容範囲のいずれかの範囲内であり、指令に従い調整したと判定する。</p> <p>ただし、指令の対象の30分コマに対して60分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。</p> <p>(n) (i)に規定するΔkW約定量は、同一リソースが同一提供期間において、三次調整力②に複数約定している場合、当該リソースの三次調整力②のΔkW約定量の合計値とする。</p>	<p>上式の指令量とは、簡易指令システムにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>i 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。</p> <p>ii 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>なお、上記i、iiの「指令値変更に伴い変動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>ただし、到達時刻の15分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。</p> <p>(n) (i)に規定するΔkW約定量は、同一リソースが同一提供期間において、三次調整力②または三次調整力①に複数約定している場合、当該リソースの三次調整力②および三次調整力①のΔkW約定量の合計値とする。</p> <p>(r) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(i)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、約定した商品ブロックの前の提供期間において、三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②または二次調整力①が約定している場合を除き、以下のとおり扱う。</p> <p>a 単独発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始15分後までの指令値は発電計画電力とする。</p> <p>(c) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。</p> <p>b 各リスト・パターンを用いる場合</p>	<p>上式の指令量とは、簡易指令システムにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>また、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>i 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。</p> <p>ii 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。</p> <p>なお、上記i、iiの「指令値変更に伴い変動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い変動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>ただし、到達時刻の5分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。</p> <p>(n) (i)に規定するΔkW約定量は、同一リソースが同一提供期間において、三次調整力②または二次調整力②に複数約定している場合、当該リソースの三次調整力②および二次調整力②のΔkW約定量の合計値とする。</p> <p>ただし、同一リソースが同一提供期間に三次調整力②および二次調整力②以外の商品に約定している場合を除く。</p> <p>(r) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(i)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、約定した商品ブロックの前の提供期間において、三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②または二次調整力①が約定している場合を除き、以下のとおり扱う。</p> <p>a 単独発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始5分後までの指令量はゼロとする。</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始5分後までの指令値は発電計画電力とする。</p> <p>(c) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。</p> <p>b 各リスト・パターンを用いる場合</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
	<p>(a) 簡易指令システムで接続するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。</p> <p>(b) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。</p> <p>(c) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターン、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力①に約定している30分コマの前の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているときは、三次調整力①の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、変更前指令値と変更後指令値の差が三次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い変動している時間」は60分間とする。</p> <p>(d) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力②に約定している30分コマ（同一の提供期間で三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、「指令値変更に伴い変動している時間」は60分間とする。</p> <p>(e) 複数の「指令値変更に伴い変動している時間」が重複し、いずれの指令値もΔkW約定量の範囲内の場合、それぞれの変更前の指令値を(i)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、1分単位の指令値の最大値および最小値を用いて以下のとおり算定する。 なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。 「指令値の最小値—当該30分コマのΔkW約定量×10%」から</p>	<p>(a) 簡易指令システムで接続するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始5分後までの指令量はゼロとする。</p> <p>(b) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。</p> <p>(c) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターン、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、二次調整力②に約定している30分コマの前の30分コマにおいて、三次調整力①または三次調整力②に約定しているときは、二次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、変更前指令値と変更後指令値の差が二次調整力②の約定量を超えている場合に限り、以下のとおり扱う。</p> <p>a 前の30分コマで三次調整力②に約定している場合 「指令値変更に伴い変動している時間」は60分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。</p> <p>b aの場合以外で前の30分コマで三次調整力①に約定している場合 「指令値変更に伴い変動している時間」は15分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。</p> <p>(d) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力①または三次調整力②に約定している30分コマの前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定しているときは、三次調整力①または三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、以下のとおり扱う。</p> <p>a 三次調整力②に約定している30分コマ（同一の30分コマで三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合 「指令値変更に伴い変動している時間」は60分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。</p> <p>b 三次調整力①に約定している30分コマ（同一の30分コマで二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合 「指令値変更に伴い変動している時間」は15分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。</p> <p>(e) 複数の「指令値変更に伴い変動している時間」が重複し、いずれの指令値もΔkW約定量の範囲内の場合、それぞれの変更前の指令値を(i)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、1分単位の指令値の最大値および最小値を用いて以下のとおり算定する。 なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。 「指令値の最小値—当該30分コマのΔkW約定量×10%」から</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
	<p>「指令値の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」の間</p> <p>(b) 約定したリソースが余力活用に関する契約を締結している場合で、複数の「指令値変更に伴い変動している時間」が重複し、いずれかの指令値が余力への指令を含む場合、それぞれの変更前の指令値を(i)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、ΔkW約定量の範囲を上回る指令値が存在するときは1分単位の指令値の最小値を用い、ΔkW約定量の範囲を下回る指令値が存在するときは1分単位の最大値を用いて以下のとおり算定する。</p> <p>ただし、ΔkW約定量の範囲を上回る指令値およびΔkW約定量の範囲を下回る指令値のいずれも存在する場合に限り、1分単位の許容範囲の制限は設けない。</p> <p>a 単独発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合</p> <p>i ΔkW約定量の範囲を上回る指令量が存在するとき</p> <p>(i) 指令量の最小値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令量の最小値-当該30分コマのΔkW約定量×10%」以上</p> <p>(ii) 指令量の最小値がΔkW約定量の範囲を上回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上</p> <p>ii ΔkW約定量の範囲を下回る指令量が存在するとき</p> <p>(i) 指令量の最大値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令量の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>(ii) 指令量の最大値がΔkW約定量の範囲を下回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合</p> <p>i ΔkW約定量の範囲を上回る指令値が存在するとき</p> <p>(i) 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最小値-当該30分コマのΔkW約定量×10%」以上</p> <p>(ii) 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲を上回る場合 「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上</p> <p>ii ΔkW約定量の範囲を下回る指令値が存在するとき</p> <p>(i) 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>(ii) 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲を下回る場合 「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>b 各リスト・パターンを用いる場合</p>	<p>「指令値の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」の間</p> <p>(b) 約定したリソースが余力活用に関する契約を締結している場合で、複数の「指令値変更に伴い変動している時間」が重複し、いずれかの指令値が余力への指令を含む場合、それぞれの変更前の指令値を(i)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、ΔkW約定量の範囲を上回る指令値が存在するときは1分単位の指令値の最小値を用い、ΔkW約定量の範囲を下回る指令値が存在するときは1分単位の最大値を用いて以下のとおり算定する。</p> <p>ただし、ΔkW約定量の範囲を上回る指令値およびΔkW約定量の範囲を下回る指令値のいずれも存在する場合に限り、1分単位の許容範囲の制限は設けない。</p> <p>a 単独発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合</p> <p>i ΔkW約定量の範囲を上回る指令量が存在するとき</p> <p>(i) 指令量の最小値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令量の最小値-当該30分コマのΔkW約定量×10%」以上</p> <p>(ii) 指令量の最小値がΔkW約定量の範囲を上回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上</p> <p>ii ΔkW約定量の範囲を下回る指令量が存在するとき</p> <p>(i) 指令量の最大値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令量の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>(ii) 指令量の最大値がΔkW約定量の範囲を下回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合</p> <p>i ΔkW約定量の範囲を上回る指令値が存在するとき</p> <p>(i) 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最小値-当該30分コマのΔkW約定量×10%」以上</p> <p>(ii) 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲を上回る場合 「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上</p> <p>ii ΔkW約定量の範囲を下回る指令値が存在するとき</p> <p>(i) 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>(ii) 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲を下回る場合 「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下</p> <p>b 各リスト・パターンを用いる場合</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(h) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、三次調整力②に約定している提供期間の前の提供期間において、二次調整力①に約定しているときは、三次調整力②の提供期間の開始30分コマにおける許容範囲を三次調整力②の提供期間の開始時刻における変更前指令値と変更後指令値の差を「指令値変更に伴い変動している時間」は5分間として、三次調整力②の評価精度の30分間に均した許容範囲（三次調整力②の提供期間の開始時刻における変更前指令値と変更後指令値の差）×〔5分間/30分間〕を組み合わせる。</p>	<p>(a) ΔkW約定量の範囲を上回る指令値が存在するとき i 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最小値-当該30分コマのΔkW約定量×10%」 以上 ii 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲を上回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上 (b) ΔkW約定量の範囲を下回る指令値が存在するとき i 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」 以下 ii 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲を下回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下 (f) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力①に約定しているときは、三次調整力①の提供期間の開始時刻における指令値変更について、変更前指令値と変更後指令値の差が三次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い変動している時間」は5分間とする。 ただし、当該リソースの三次調整力①が出力調整指令（数値指令）を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は変更前指令値を出力調整指令（数値指令）および出力増減指令（接点信号）に換算する。 (g) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）し、三次調整力①に約定している30分コマの前の30分コマ（以下、「1コマ前の30分コマ」という）において三次調整力②に約定せず、さらに前の30分コマにおいて三次調整力②に約定している場合、(i)から(e)、(h)および(f)で算定される許容範囲の上限値について、以下のとおり変更する。 ただし、(i)から(e)、(h)および(f)で算定される許容範囲の上限値が当該変更により減少する場合は、許容範囲を変更しない。 なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。 a 1コマ前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合 三次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から25分間、許容範囲の上限値を「取引規程別冊（二次調整力②）第39条（アセメント）(3)イ(i)から(e)、(h)および(f)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。 b a以外の場合で、1コマ前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているとき</p>	<p>(a) ΔkW約定量の範囲を上回る指令値が存在するとき i 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最小値-当該30分コマのΔkW約定量×10%」 以上 ii 指令値の最小値がΔkW約定量の範囲を上回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上 (b) ΔkW約定量の範囲を下回る指令値が存在するとき i 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲内の場合 「指令値の最大値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」 以下 ii 指令値の最大値がΔkW約定量の範囲を下回る場合 「当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下 (f) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力②に約定している提供期間の前の提供期間において、二次調整力①に約定しているときは、二次調整力②の提供期間の開始時刻における指令値変更について、当該リソースの二次調整力②が出力調整指令（数値指令）を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は変更前指令値を出力調整指令（数値指令）および出力増減指令（接点信号）に換算する。 (g) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）し、二次調整力②に約定している30分コマの前の30分コマ（以下、「1コマ前の30分コマ」という）において三次調整力②に約定せず、さらに前の30分コマにおいて三次調整力②に約定している場合、(i)から(e)、(h)および(f)で算定される許容範囲の上限値について、以下のとおり変更する。 ただし、(i)から(e)、(h)および(f)で算定される許容範囲の上限値が当該変更により減少する場合は、許容範囲を変更しない。 なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。 a 1コマ前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合 二次調整力②に約定している30分コマの開始時刻から25分間、許容範囲の上限値を「(i)から(e)、(h)および(f)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。 b a以外の場合で、1コマ前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているとき</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>供給電力（30分）の算定 属地エリアの一般送配電事業者は、供給電力（30分）について、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき受信した瞬時供給電力を30分コマごとに平均して算定する。</p> <p>(3) 約定したリソースが余力活用に関する契約を締結し ΔkW約定量以上の余力の部分を使用した場合または第26条（取引対象の ΔkW）に定める ΔkWの要件を超えて指令を行った場合は、アセスメントⅡの対象外とする。ただし、(2)ロで算定した供給電力（30分）が、ΔkWの約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 単独発電機の場合は補正計測電力、各リスト・パターンの場合は合計補正計測電力および合計機器点補正計測電力を合算した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器および機器点の特例計量器等により計量された電力量と比較し、一定の閾値を超えるか、確があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、か、確の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器もしくは機器点の特例計量器等の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器もしくは機器点の特例計量器等の異常等にもとづくも</p>	<p>三次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から15分間、許容範囲の上限値を「(イ)から(エ)、(オ)および(フ)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。</p> <p>c aおよびb以外の場合 三次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から30分間、許容範囲の上限値を「三次調整力②に約定している30分コマにおける最終の指令値+三次調整力①に約定している30分コマのΔkW約定量×10%」に変更する。</p> <p>(x) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターン、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力①に約定している30分コマの次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定せず、さらに次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、「指令値変更に伴い変動している時間」は60分としたうえで、三次調整力①に約定している30分コマの許容範囲を算定する。（ただし、三次調整力②に約定している30分コマにおいて、二次調整力②または三次調整力①に約定している場合は、この限りではない。）</p> <p>ロ 供給電力（1分）の算定 属地エリアの一般送配電事業者は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき受信した瞬時供給電力から、供給電力（1分）を次のとおり算定する。 (イ) 専用線オンラインで接続する場合 受信した瞬時供給電力から算出した1分ごとの平均電力 (ロ) 簡易指令システムで接続する場合 受信した瞬時供給電力</p> <p>(4) 以下に該当する30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。 イ 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条（取引対象の ΔkW）に定める ΔkWの要件を超えて指令を行った時間を含むとき ロ 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条（取引対象の ΔkW）第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含むとき ハ 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結していない場合で、LFCを使用した時間を含むとき</p> <p>(5) 単独発電機の場合は補正計測電力、各リスト・パターンの場合は合計補正計測電力および合計機器点補正計測電力を合算した値を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器および機器点の特例計量器等により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と比較し、一定の閾値を超えるか、確があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、か、確の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器もしくは機器点の特例計量器等の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計</p>	<p>二次調整力②に約定している30分コマの開始時刻から15分間、許容範囲の上限値を「取引規程別冊（三次調整力①）第39条（アセスメント）(3)イ(イ)から(エ)、(オ)および(フ)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。</p> <p>c aおよびb以外の場合 二次調整力②に約定している30分コマの開始時刻から30分間、許容範囲の上限値を「三次調整力②に約定している30分コマにおける最終の指令値+二次調整力②に約定している30分コマのΔkW約定量×10%」に変更する。</p> <p>(x) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターン、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、二次調整力②に約定している30分コマの次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定せず、さらに次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、「指令値変更に伴い変動している時間」は60分としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。（ただし、三次調整力②に約定している30分コマにおいて、二次調整力②または三次調整力①に約定している場合は、この限りではない。）</p> <p>ロ 供給電力（1分）の算定 属地エリアの一般送配電事業者は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき受信した瞬時供給電力から、供給電力（1分）を次のとおり算定する。 (イ) 専用線オンラインで接続する場合 受信した瞬時供給電力から算出した1分ごとの平均電力 (ロ) 簡易指令システムで接続する場合 受信した瞬時供給電力</p> <p>(4) 以下に該当する30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。 イ 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条（取引対象の ΔkW）に定める ΔkWの要件を超えて指令を行った時間を含むとき ロ 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条（取引対象の ΔkW）第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含むとき ハ 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結していない場合で、LFCを使用した時間を含むとき</p> <p>(5) 単独発電機の場合は補正計測電力、各リスト・パターンの場合は合計補正計測電力および合計機器点補正計測電力を合算した値を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器および機器点の特例計量器等により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と比較し、一定の閾値を超えるか、確があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、か、確の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器もしくは機器点の特例計量器等の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計</p>	<p>供給電力の妥当性確認に用いる値の明確化</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>のと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらかじめ供出電力（30分）を定める。</p> <p>また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。</p> <p>なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。</p> <p>(5) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から(4)の定めにかかわらず、各取引規程別冊 第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。</p> <p>イ 三次調整力①のみと同時に約定している場合 取引規程別冊（三次調整力①）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。</p> <p>ロ 二次調整力②のみと同時に約定している場合 取引規程別冊（二次調整力②）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。</p> <p>ハ 三次調整力①および二次調整力②と同時に約定している場合 取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。</p> <p>ニ 二次調整力①、一次調整力または複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合 取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。</p> <p>ホ 余力活用に関する契約において、三次調整力①に相当する機能、二次調整力②に相当する機能、二次調整力①に相当する機能、一次調整力に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合 取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。</p> <p>(6) 属地エリアの一般送配電事業者が必要に応じて、機器点参入に用いるリソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認することができるものとし、応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅滞なく応じなければならぬ。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出された応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般送配電事業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引規程（需給調整市場）第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第4項の処分を行う。</p> <p>なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需</p>	<p>量器もしくは機器点の特例計量器等の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらかじめ供出電力（1分）を定める。</p> <p>また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。</p> <p>なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。</p> <p>(6) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から(5)の定めにかかわらず、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。</p> <p>イ 二次調整力②、二次調整力①、一次調整力または、複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合</p> <p>ロ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、二次調整力②に相当する機能、二次調整力①に相当する機能、一次調整力に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合</p> <p>(7) 属地エリアの一般送配電事業者が必要に応じて、機器点参入に用いるリソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認することができるものとし、応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅滞なく応じなければならぬ。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出された応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般送配電事業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引規程（需給調整市場）第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第4項の処分を行う。</p> <p>なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需</p>	<p>量器もしくは機器点の特例計量器等の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらかじめ供出電力（1分）を定める。</p> <p>また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。</p> <p>なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。</p> <p>(6) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から(5)の定めにかかわらず、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。</p> <p>イ 三次調整力①、二次調整力①、一次調整力または、複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合</p> <p>ロ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、三次調整力①に相当する機能、二次調整力①に相当する機能、一次調整力に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合</p> <p>(7) 属地エリアの一般送配電事業者が必要に応じて、機器点参入に用いるリソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認することができるものとし、応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅滞なく応じなければならぬ。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出された応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般送配電事業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引規程（需給調整市場）第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第4項の処分を行う。</p> <p>なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>給調整市場 第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合は、その直前の休業日でない日）とする。</p>	<p>給調整市場 第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合は、その直前の休業日でない日）とする。</p>	<p>給調整市場 第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合は、その直前の休業日でない日）とする。</p>	

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第9章 ペナルティ</p> <p>(ペナルティ)</p> <p>第40条 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）のアセスメントにおいて第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明した場合、ペナルティ料金Ⅰおよびペナルティ料金Ⅱを、30分コマごとに次のとおり算定する。</p> <p>(1) アセスメントⅠにおける不適合時</p> <p>ペナルティ料金Ⅰ＝ΔkW料金×未達率×倍率（1.5）</p> <p>未達率＝（ΔkW約定量－供出可能量）／ΔkW約定量</p> <p>ΔkW料金＝ΔkW約定単価×ΔkW約定量</p> <p>なお、上式におけるΔkW約定量は、複合商品に約定している場合は複合ΔkW約定量とし、供出可能量は、各取引規程別冊 第39条（アセスメント）(1)で算出されたアセスメントⅠにおける供出可能量とし、未達率はゼロを下限とし、上式におけるΔkW約定量は、各取引規程別冊 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）における代替不可申請量を減じた値とする。</p> <p>また、各取引規程別冊 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）において代替不可申請を行った場合、別途、代替不可申請によるペナルティ料金Ⅰを次のとおり算定する。</p> <p>代替不可申請によるペナルティ料金Ⅰ＝</p> <p>ΔkW約定単価×代替不可申請量×倍率（1.5）</p> <p>(2) アセスメントⅡにおける不適合時</p> <p>ペナルティ料金Ⅱ＝ΔkW料金×倍率（1.0）</p> <p>ΔkW料金＝ΔkW約定単価×ΔkW約定量</p> <p>ただし、(1)に該当する場合は以下のとおりとする。</p> <p>ペナルティ料金Ⅱ＝</p> <p>ΔkW料金×（ΔkW約定量－ΔkW約定量×(1)の未達率）／ΔkW約定量×倍率（1.0）</p> <p>なお、上式におけるΔkW約定量は、複合商品に約定している場合は複合ΔkW約定量とし、未達率はゼロを下限とする。</p> <p>2 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）のアセスメントにより判明した各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合の原因が、取引会員および属地エリアの一般送配電事業者の双方に予見性が無い系統起因による出力削減等が行われたものである場合で、属地エリアの一般送配電事業者が取引会員から所定の様式により申し出を受け付けたときは、以下の各号のすべてが認められる場合に限り、当該30分コマのペナルティ料金Ⅰの算定上、倍率を1.0倍とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第1項における処分および第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数積算の対象外とする。</p> <p>ただし、地内系統混雑起因による出力削減が行われた場合を除く。</p> <p>(1) 出力削減等の発生タイミングに関係なく、取引会員が実需給日に対応する入札受付開始時点の段階で、系統起因による出力削減等が属地エリアの一般送配電事業者からリソースへ通知されていない場合</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(2) 取引会員が対象日、対象時間帯、影響のあったリソース名およびリソースの供給地点特定番号または受電地点特定番号を属地エリアの一般送配電事業者へ提出し、属地エリアの一般送配電事業者が、当該不適合の原因が系統起因による出力抑制等と判定した場合</p> <p>3 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）のアセスメントにより判明した各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合の原因が、地内系統混雑に起因する場合、当該30分コマのペナルティ料金Ⅰの算定上、倍率を1.0倍とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第1項における処分および第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第4項の確認の対象外とする。</p> <p>4 当面の間、各取引規程別冊 第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡにおいて、不適合が判明し、取引会員からの申し出等により、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、アセスメントⅡの不適合が属地エリアの一般送配電事業者起因であることを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメントⅡの不適合が生じた30分コマをペナルティ料金Ⅱの対象外とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。</p> <p>5 余力活用に関する契約を締結しているリソースが、本市場にて約定し、同一提供期間に約定している商品区分相当の機能と異なる機能を提供することが余力活用に関する契約の内容となっている場合において、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡにおける不適合が判明し、取引会員からの申し出等により、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、約定した商品の要件を満たしていることが明らかであることを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメントⅡの不適合が生じた30分コマをペナルティ料金Ⅱの対象外とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。</p> <p>6 取引規程別冊（一次調整力）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡにおいて、不適合が判明し、取引会員からの申し出等により、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、アセスメントⅡの不適合が周波数低下の状況によって約定した商品の要件を満たせなかったことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメントⅡの不適合が生じた30分コマをペナルティ料金Ⅱの対象外とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。</p> <p>（アセスメント要件不適合時の対応）</p> <p>第41条 アセスメントⅠにおいて各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明した場合、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。</p> <p>(1) 市場運営者は取引会員に対して所定の様式等をもって是正勧告を行うこと、ならびに、経済産業省資源エネルギー庁、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会および電力広域的運営推進機関への報告(以下、「是正勧告等」という)を行うことができる。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>また、是正勧告等によって、その後の取引において改善が見られない場合、またはその不適合が取引会員の故意もしくは重過失による場合は、市場運営者は取引会員の本市場における新規の取引を停止し、または取引会員を除名することができる。</p> <p>(2) 取引会員が(1)により取引停止処分を受けた場合、取引会員は本市場における新規の取引を行うことができない。</p> <p>(3) その不適合が想定外の事故やシステムトラブル等で長時間 ΔkW の供出が不可能となったことにより生じた場合で、取引会員がその不適合の事由および解消のために行った事項等を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出することにより市場運営者が認めるときは、市場運営者は、(1)にかかわらず、当該提供期間よりも後の提供期間について、是正勧告等、取引停止または除名の対象外とする。</p> <p>2 アセスメントⅡにおいて各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が申明した場合、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。</p> <p>(1) 市場運営者は取引会員に対して、所定の様式をもって是正勧告等を行うことができる。</p> <p>なお、取引会員のその不適合回数（提供期間単位で積算）が1暦月内で同一の単独発電機または各リスト・パターンにおいて同一商品に対するアセスメント不適合が3回以上となった場合（一次調整力の場合は異常時におけるアセスメント不適合が1回以上となった場合）、市場運営者は不適合を引き起こした単独発電機または各リスト・パターン（当該パターンの原因となったリソースを含む他のパターンを含む）の本市場における当該商品の新規の取引を停止することができる。</p> <p>なお、不適合回数は以下のとおり商品区分ごとに加算する。</p> <p>イ 同一の提供期間において三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①または一次調整力のうちいずれか1つの商品にのみ約定した場合 約定した商品の不適合として加算する。 ただし、余力活用に関する契約を締結している場合で、複数機能アセスメントⅡを実施したときは、不適合回数の加算の対象外とする。</p> <p>ロ 同一の提供期間において三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①または一次調整力のうちいずれか1つの商品（以下、「単独商品」という）および三次調整力②に約定した場合 約定した単独商品の不適合として加算する。 ただし、余力活用に関する契約を締結している場合で、複数機能アセスメントⅡを実施したときは、以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 三次調整力②および三次調整力①または二次調整力②に約定した場合 不適合回数の加算の対象外とする。</p> <p>(ロ) 三次調整力②および二次調整力①に約定した場合 a 余力活用に関する契約において、一次調整力に相当する機能で契約を締結しているとき</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>不適合回数に加算の対象外とする。</p> <p>b a以外のとき 二次調整力①の不適合として加算する。</p> <p>(v) 三次調整力②および一次調整力に約定した場合</p> <p>a 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結しているとき 不適合回数に加算の対象外とする。</p> <p>b a以外のとき 一次調整力の不適合として加算する。</p> <p>ハ イおよびロ以外の場合 複合商品の不適合として加算する。</p> <p>(2) (1)による取引停止処分は、取引会員の申請にもとづき処分対象となった単独発電機または各リスト・パターン（当該パターンの原因となったリソースを含む他のパターンを含む）につき各取引規程別冊 第24条（実働試験の実施方法）に定める実働試験を実施し、市場運営者が、その条件を満たすと判断しない限り解除されない。この場合の実働試験の実施に要する費用は取引会員が負担する。</p> <p>(3) その不適合が想定外の事故やシステムトラブル等で長時間 ΔkWの供出が不可能となったことにより生じた場合で、取引会員がその不適合の事由および解消のために行った事項等を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出することにより市場運営者が認めるときは、市場運営者は、(1)にかかわらず、当該提供期間よりも後の提供期間について、是正勧告等、取引停止処分および不適合回数の積算の対象外とする。</p> <p>3 一次調整力に約定した場合（複合約定対象商品に一次調整力を含む場合を含む）で、監視方法がオフラインのときに、取引規程別冊（一次調整力）第39条（アセスメント）(7)または取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）(7)にもとづく応動実績値の確認により不正行為が確認されたとき、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。</p> <p>(1) 取引会員の本市場における新規の取引を停止することができる。</p> <p>(2) 市場運営者が不正行為が悪質であると判断した場合は、取引会員を除名することができる。</p> <p>4 機器点参入している場合で、取引規程別冊（三次調整力②）第39条（アセスメント）(6)、取引規程別冊（三次調整力①）第39条（アセスメント）(7)、取引規程別冊（二次調整力②）第39条（アセスメント）(7)、取引規程別冊（二次調整力①）第39条（アセスメント）(8)、取引規程別冊（一次調整力）第39条（アセスメント）(9)および取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）(8)にもとづく応動実績値の確認により不正行為が確認されたとき、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。</p> <p>(1) 本市場における新規の取引停止</p> <p>(2) 取引会員の除名（市場運営者が不正行為が悪質であると判断した場合に限る）</p> <p>5 アセスメントⅠまたはアセスメントⅡにおいて不適合が判明した場合、市場運営者は、不適合となった理由および代替不可申請を行わなかった理由に</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ついて、取引会員へ確認する。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第10章 精算</p> <p>（電力量の計量）</p> <p>第42条 リソースごとの電力量（以下、「実績電力量」という）は、以下のとおり計量する。</p> <p>(1) 受電点における計量の場合</p> <p>実績電力量は、約定されたすべての商品と余力活用に関する契約を合算して計量する。</p> <p>イ 発電リソースの場合</p> <p>実績電力量は、受電点ごとに取り付けた託送供給の用に供する計量器により受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。</p> <p>ただし、受電電圧と同位の電圧で計量できない場合およびユニットごとに計量できない場合の実績電力量は、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき協議のうえ決定するものとする。</p> <p>ロ 需要リソースの場合</p> <p>実績電力量は、受電点ごとに取り付けた託送供給の用に供する計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。</p> <p>ただし、供給電圧と同位の電圧で計量できない場合の実績電力量は、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、受電点ごとに取り付けた託送供給の用に供する計量器の故障等により、正しく計量できない場合は、その都度属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、実績電力量を決定するものとする。</p> <p>(2) 機器点における計量の場合</p> <p>イ 特例計量器等での計量の扱い</p> <p>(i) 計量の単位</p> <p>機器点単位で特例計量器等により計量を行うこととする。</p> <p>(ii) 検針の日程</p> <p>機器点計量の検針は、属地エリアの一般送配電事業者が指定する検針日とする。</p> <p>(iii) 計量値</p> <p>取引会員は、IoTルートを介して検針データを属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。属地エリアの一般送配電事業者は、伝送された検針データを用いて、「需給調整市場に関する契約」に定める算式により、30分ごとの実績電力量を算定する。</p> <p>なお、実績電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。ただし、機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルト）以下の場合、受電点の電圧にかかわらず、小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>ロ 機器点計量値の欠測時の扱い</p> <p>(i) 欠測補完</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>毎月1日から当該月末日までの期間（以下、「料金算定期間」という）において特例計量器等の指示数が欠測した場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属するバランシンググループの小売電気事業者は、当該機器点の特例計量器等の指示数を取得し、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて、属地エリアの一般送配電事業者が指定する期限までに属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。</p> <p>ただし、当該機器点の特例計量器等の指示数を取得できない場合、属地エリアの一般送配電事業者が関係規程類において定める均等配分補正を実施する。</p> <p>(p) 欠測補完ができない場合の扱い</p> <p>(i) において欠測発生時点から料金算定期間に亘って欠測補完ができない場合、当該機器点の実績電力量をゼロキロワット時とする。</p> <p>(調整電力量の算定)</p> <p>第43条 調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり算定する。</p> <p>(1) 単独発電機を用いる場合</p> <p>発電リソースごとに第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量から発電計画を減算した値とする。</p> <p>(2) 各リスト・パターンを用いる場合</p> <p>以下により算定された値を系統コードごとに合計した値とする。</p> <p>イ 受電点の電圧が高圧または特別高圧の場合</p> <p>(i) 受電点参入に用いるリソース</p> <p>a 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減算した値</p> <p>b 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>高圧受電点基準値から、(a)および(b)で算出する値を減算した値</p> <p>(a) 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算し、当該値を所属小売電気事業者コード単位で合計した値</p> <p>(b) 需要抑降計画を所属小売電気事業者コード単位で合計した値</p> <p>c ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>(a)および(b)で算出する値を合計した値</p> <p>(a) 発電リソース</p> <p>第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減算した値</p> <p>(b) 需要リソース</p> <p>高圧受電点基準値から、iおよびiiで算出した値を合計した値を減算した値</p> <p>i 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算し、所</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>属小売電気事業者コード単位で合計した値</p> <p>ii 需要抑制計画を所属小売電気事業者コード単位で合計した値</p> <p>(p) 機器点参入に用いるリソース 同一の受電地点に属するリソース単位（以下、「地点単位」という） でc (a)およびc (b)を合計した値</p> <p>ただし、同一の受電地点に属する複数の取引会員の機器点参入に用いるリソースが複数存在する場合は、dで取引会員ごとに算定した値</p> <p>a 機器点端での算定</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 機器点ごとに第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量から高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）を減算した値に1から変圧器ロス2を減算した値を乗算した値</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 機器点ごとに高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）から第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量を減算した値を1から変圧器ロス2を減算した値で除算した値</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i 発電リソースの場合 (a)の値</p> <p>ii 需要リソースの場合 (b)の値</p> <p>b 機器点端で算定した値の合計および発電と需要の値への仕訳</p> <p>(a) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電地点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量の値がゼロより大きく、かつ、第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電地点の当該30分コマの順潮流の実績電力量の値がゼロの場合</p> <p>i 発電の値への仕訳 a (a), a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値と第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電地点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量の値を1から変圧器ロス1を減算した値で除算した値を比較し、小さい方の値</p> <p>ii 需要の値への仕訳 a (a), a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値からiの値を減算した値</p> <p>(b) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電地点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量の値がゼロ、かつ、第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電地点の当該30分コマの順潮流の実績電力量の値がゼロより大きい場合</p> <p>i 発電の値への仕訳 a (a), a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値からiiの値を減算した値</p> <p>ii 需要の値への仕訳</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>a (a), a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値とゼロから第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電点の当該30分コマの潮流の実績電力量を減算した値に1から変圧器ロス1を減算した値を乗算した値を比較し、大きい方の値。</p> <p>ただし、リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給契約を締結していない場合、a (a), a (b)およびa (c)で算定した値。</p> <p>(c) (a)および(b)以外の場合</p> <p>i 発電リソースの仕訳</p> <p>(i) 発電の値への仕訳</p> <p>a (a)およびa (c) iで算定した値を地点単位で合計した値と第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量を1から変圧器ロス1を減算した値で除算した値を比較し、小さい方の値</p> <p>(ii) 需要の値への仕訳</p> <p>a (a)およびa (c) iで算定した値を地点単位で合計した値からi (i)の値を減算した値</p> <p>ii 需要リソースの仕訳</p> <p>(i) 発電の値への仕訳</p> <p>a (b)およびa (c) iiで算定した値を地点単位で合計した値からii (ii)の値を減算した値</p> <p>(ii) 需要の値への仕訳</p> <p>a (b)およびa (c) iiで算定した値を地点単位で合計した値とゼロから第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電点の当該30分コマの潮流の実績電力量を減算した値に1から変圧器ロス1を減算した値を乗算した値を比較し、大きい方の値。</p> <p>ただし、リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給契約を締結していない場合、a (a), a (b)およびa (c)で算定した値。</p> <p>c 送電端への変換</p> <p>(a) bにより発電の値として仕訳された値</p> <p>b (a) iまたはb (b) iで算出した値に1から変圧器ロス1を減算した値を乗算し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値</p> <p>(b) bにより需要の値として仕訳された値</p> <p>b (a) iiまたはb (b) iiで算出した値を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給条約」における損失率を減算した値および1から変圧器ロス1を減算した値で除算し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値</p> <p>d 同一の受電地点に属する複数の取引会員の機器点参加に用いるリソースが存在する場合</p> <p>地点単位でc (a)およびc (b)を合計した値を地点単位で a (a),</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>a (b)およびa (c)を合計した値のうち、それぞれの取引会員ごとにa (a), a (b)およびa (c)を合計した値の比率で按分した値を小数点以下第1位で四捨五入し、当該値を同一の受電地点に属するリソースで最も小さい機器点特定番号以外の取引会員の値とする。(ただし、地点単位でa (a), a (b)およびa (c)を合計した値がゼロとなる場合は、比率按分の算定をせず地点単位で取引会員ごと、機器点ごとにa (a)またはa (c) iで算定した値に1から変圧器ロス1を減算した値を乗算した値とa (b)またはa (c) iiで算定した値に1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値および1から変圧器ロス1を減算した値で除算した値を合計し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値を地点単位で合計した値。</p> <p>また、同一の受電地点に属するリソースで最も小さい機器点特定番号の取引会員の値は、地点単位でc (a)およびc (b)を合計した値から同一の受電地点に属するリソースの他の取引会員の値を減算した値。</p> <p>ロ 受電地点の電圧が低圧の場合</p> <p>(イ) 受電点参入に用いるリソース</p> <p>a 所属小売電気事業者コード単位の合計</p> <p>(a) および(b)を小売電気事業者ごとに合計した値</p> <p>(a) 発電リソース 発電バランシンググループごとにb (a)およびb (c) iを合計した値から発電計画合計 (kWh) (MMS) を減算した値</p> <p>(b) 需要リソース 小売電気事業者ごとに低圧受電点基準値からb (b) iとb (c) ii (i)を合計した値とb (b)の需要抑留計画とb (c) iiの需要抑制計画を合計した値を減算した値</p> <p>b 電力量の算定</p> <p>(a) 発電機リスト・パターンの場合 第42条(電力量の計量) (I)イで規定する発電リソースの実績電力量の値</p> <p>(b) 需要家リスト・パターンの場合 第42条(電力量の計量) (I)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値</p> <p>(c) ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>i 発電リソース 第42条(電力量の計量) (I)イで規定する発電リソースの実績電力量の値</p> <p>ii 需要リソース (i) 第42条(電力量の計量) (I)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量に1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値を除算</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>した値</p> <p>(ii) 需要抑制計画</p> <p>(iv) 機器点参入に用いるリソース</p> <p>当該リソースを供出する機器点が属する受電点において発電量調整供給契約の締結の有無により所属小売電気事業者コード単位に合計した値</p> <p>a 所属小売電気事業者コード単位の合計</p> <p>(a) および (b) を小売電気事業者ごとに合計した値</p> <p>(a) 発電リソース</p> <p>発電バランシンググループごとにb(a) i およびb(a) iii (i) またはb(b) i およびb(b) iii (i) を合計した値から低圧機器点発電基準値を減算した値</p> <p>(b) 需要リソース</p> <p>低圧機器点基準値から小売電気事業者ごとにb(a) ii およびb(a) iii (ii) またはb(b) ii およびb(b) iii (ii) を合計した値を減算した値</p> <p>b 発電量調整供給契約の締結の有無およびリソースごとの電力量の算定</p> <p>(a) 当該リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給契約を締結している場合</p> <p>i 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>(i) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合</p> <p>第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値</p> <p>(ii) (i) 以外の場合</p> <p>第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値</p> <p>ii 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>(i) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合</p> <p>第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値</p> <p>(ii) (i) 以外の場合</p> <p>第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値</p> <p>iii ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>(i) 発電リソース</p> <p>(i-1) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>の値がゼロの場合</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する発電リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値</p> <p>(i-a) (i-i) 以外の場合</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する発電リソースの実績電力量の値</p> <p>(ii) 需要リソース</p> <p>(ii-i) 第42条（電力量の計量）①イで規定する実績電力量の値がゼロの場合</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する需要リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値</p> <p>(ii-p) (ii-i) 以外の場合</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する需要リソースの実績電力量の値</p> <p>(b) (a)に該当しない場合</p> <p>i, ii, iii(i)およびiii(ii)のそれぞれの値を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値</p> <p>i 発電機リスト・パターンの場合</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する発電リソースの実績電力量の値</p> <p>ii 需要家リスト・パターンの場合</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する需要リソースの実績電力量の値</p> <p>iii ネガボジリスト・パターンの場合</p> <p>(i) 発電リソース</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する発電リソースの実績電力量の値</p> <p>(ii) 需要リソース</p> <p>第42条（電力量の計量）②で規定する需要リソースの実績電力量の値</p> <p>2 第1項より算定された調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり区分するものとする。</p> <p>(1) 上げ調整電力量</p> <p>調整電力量が正の場合の電力量</p> <p>(2) 下げ調整電力量</p> <p>調整電力量が負の場合の電力量</p> <p>3 提供期間の各30分コマにおいて、各リソースは属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における調整電源または調整負荷として扱</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>い、調整電力量の算定対象とする。</p> <p>ただし、以下の各号のいずれかに該当するリソースについては、この限りでない。</p> <p>(1) 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）(1)で算出されたアセスメントIにおける供出可能性がゼロ以下となった場合（同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、全ての約定において供出可能性がゼロ以下のとき）。</p> <p>ただし、余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。</p> <p>(2) 単独発電機および各リスト・パターンにおける故障・トラブル等により調整ができない場合。</p> <p>(3) 属地エリアの一般送配電事業者が調整できないと判断した場合。</p> <p>(4) 一次調整力のみで約定した場合。</p> <p>ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。</p> <p>(返還情報の登録)</p> <p>第44条 取引会員は、以下のいずれかまたは複数に該当する場合に第2項各号のいずれかまたは複数に該当する約定ブロックは、提供期間が属する月の翌月の第1営業日までに約定ブロック単位ご持ち下げ返還対象および起動費返還対象の持ち下げ返還区分および起動費返還区分（以下、「返還情報」という）を需給調整市場システムにそれぞれ登録する。本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。</p> <p>(1) 持ち下げ供給機の入札単価のうち、持ち下げ供給機の入札単価を起動供給機の入札単価よりも高値とし、約定順位を起動供給機よりも劣後させることを目的として、関係規程において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した単価を含めて入札する場合</p> <p>ただし、起動供給機および持ち下げ供給機における関係規程において望ましいとされる入札価格を加重平均し、持ち下げ供給機の入札価格を当該加重平均した価格で入札する場合を除く</p> <p>(2) ΔkWの入札単価のうち、単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）の起動に係る費用を含めて入札する場合</p> <p>(3) 各取引規程別冊 第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項もとづき、起動に係る費用を含めたΔkW約定単価に変更する場合</p> <p>2 第1項に定める返還情報を需給調整市場システムに登録する場合は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) ΔkWの入札単価に持ち下げ単価分を含む持ち下げ供給機で入札し、当該持ち下げ供給機が約定した場合</p> <p>(2) ΔkWの入札単価に起動費単価分を含む単独発電機または各リスト・パ</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>ターン（発電リソースを用いる場合に限り）で約定した場合（約定した単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限り）を差替えたことに伴い起動費単価分を含むΔkW約定単価に変更した場合を含む）において、原則、提供期間にΔkWを供出するために起動しなかった場合。</p> <p>ただし、余力活用に関する契約を締結している場合に、属地エリアの一般送配電事業者から起動指令が行われた場合は、含まれない。</p> <p>3 第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、取引会員は、持ち下げ単価分および起動費単価分（返還分控除後単価が上限価格を超えるときは、その差額を含む）を属地エリアの一般送配電事業者へ返還するものとし、提供期間における、以下の各号のΔkW約定単価は、取引会員が需給調整市場システムに登録した返還情報にもとづき算出した返還分控除後単価を用いるものとする。</p> <p>ただし、複合市場商品に約定した場合に返還分控除後単価が上限価格を超えるときは、提供期間のΔkW約定単価は上限価格を用いるものとする。なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項ごとく約定結果の通知が単一商品の場合においても、提供期間のΔkW約定単価は複合商品における上限価格を用いるものとする。</p> <p>(1) 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）におけるアセスメントIに用いるΔkW約定単価</p> <p>(2) 第40条（ペナルティ）に用いるΔkW約定単価</p> <p>(3) 第46条（決済の対象）(1)に用いるΔkW約定単価</p> <p>4 第1項の定めにより返還情報が需給調整市場システムに登録され、属地エリアの一般送配電事業者が第40条（ペナルティ）または第46条（決済の対象）(1)に定める金額の再算定が必要と判断した場合、属地エリアの一般送配電事業者は料金の再算定を行い、第51条（料金等の授受）の定めに従い再精算するものとする。</p> <p>(料金の算定期間)</p> <p>第45条 第46条（決済の対象）の約定料金、調整電力量料金、ペナルティ料金および売買手数料の算定期間は、料金算定期間とする。</p> <p>(決済の対象)</p> <p>第46条 本市場における取引に係る決済の対象は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 約定料金</p> <p>約定料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、ΔkW約定単価×ΔkW約定量（複合商品の場合は、複合ΔkW約定量）を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。</p> <p>ただし、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合は、第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、ΔkW約定単価から上限価格を差し引いた値ごとに、ΔkW約定量を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額を約定料金から差し引く。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(2) 調整電力量料金</p> <p>調整電力量料金は、上げ調整電力量料金および下げ調整電力量料金で構成され、属地エリアの一般送配電事業者から取引会員へ支払う金額と、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額を個別に算定する。</p> <p>なお、取引会員が余力活用に関する契約を締結している場合、余力活用に関する契約の調整電力量料金は、本市場の調整電力量料金とあわせて算定する。</p> <p>イ 上げ調整電力量料金</p> <p>上げ調整電力量料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）にて登録された区分ごとに、それぞれの区分に対応するV1単価（余力活用に関する契約において下げ余力のみを契約し、第40条（ペナルティ）第1項(I)で算出されたアセスメントIにおける未達率が1となる場合はV2単価とする）に第43条（調整電力量の算定）により算定された上げ調整電力量を乗じた金額を、料金算定期間に亘って合計した金額とする。</p> <p>ロ 下げ調整電力量料金</p> <p>下げ調整電力量料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）にて登録された区分ごとに、それぞれの区分に対応するV2単価（余力活用に関する契約を締結していない場合または余力活用に関する契約において上げ余力のみを提供する契約を締結している場合はV1単価とする）に第43条（調整電力量の算定）により算定された下げ調整電力量を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。</p> <p>(3) ペナルティ料金</p> <p>ペナルティ料金は、第40条（ペナルティ）で定めるペナルティ料金I（代替不可申請によるペナルティ料金Iを含む）およびペナルティ料金IIを料金算定期間に亘って合計した金額とする。</p> <p>ただし、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合は、第40条（ペナルティ）に定めるペナルティI料金およびペナルティII料金の算定式において用いるΔkW料金の算定式における「ΔkW約定単価」を「ΔkW約定単価から上限価格を差し引いた値」ごとに置き換えて算定したペナルティ料金I（代替不可申請によるペナルティ料金Iを含む）およびペナルティ料金IIを料金算定期間に亘って合計した金額を差し引く。なお、第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数該当する場合は、第40条（ペナルティ）に定めるペナルティI料金およびペナルティII料金の算定式において用いるΔkW料金の算定式における「ΔkW約定単価」を「返還分控除後単価から上限価格を差し引いた値」ごとに置き換えて算定したペナルティ料金I（代替不可申請によるペナルティ料金Iを含む）およびペナルティ料金IIを料金算定期間に亘って合計した金額を差し引く。</p> <p>(4) 売買手数料</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>売買手数料は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、別金定める売買手数料の単価にΔkW約定量（複合商品の場合は、複合ΔkW約定量）を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。</p> <p>（支払義務の発生）</p> <p>第47条 第46条（決済の対象）の約定料金、調整電力量料金、ペナルティ料金および売買手数料の支払義務は、原則として第51条（料金等の授受）により属地エリアの一般送配電事業者または取引会員が相手方へ請求書を送付した日に発生する。</p> <p>（事業税相当額）</p> <p>第48条 本規程において、事業税相当額とは、「地方税法」および「特別法人事業税及び特別法人事業税と税に関する法律」の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは、事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。</p> <p>2 第46条（決済の対象）の約定料金、調整電力量料金およびペナルティ料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 属地エリアの一般送配電事業者が事業税相当額と収入割相当額を含む取引会員に支払う場合</p> <p>算定された約定料金および上げ調整電力量料金と収入割相当額をそれぞれ加算する。</p> <p>なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、取引会員が需給調整市場システムに登録した収入割に相当する率とする。</p> <p>(2) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に支払う場合</p> <p>算定されたペナルティ料金および下げ調整電力量料金に事業税相当額をそれぞれ加算する。</p> <p>なお、事業税相当額に適用する事業税率は、属地エリアの一般送配電事業者の事業税率とする。</p> <p>（消費税等相当額）</p> <p>第49条 本規程において消費税等相当額とは、「消費税法」の規定により課される消費税および「地方税法」の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。</p> <p>2 「需給調整市場に関する契約」にもとづく精算において、以下の消費税等相当額に関する算定区分（以下、「請求書発行区分」という）に応じて、消費税等相当額を加算するものとする。</p> <p>なお、取引会員が余力活用に関する契約を締結している場合、消費税等相当額については請求書発行区分が同一の余力活用に関する契約にもとづく料金と合わせて算定する。</p> <p>(1) 属地エリアの一般送配電事業者が取引会員に支払う料金（仕入明細書） 約定料金および上げ調整電力量料金の合計額</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(2) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に支払う料金（仕入明細書における対価の返還） ペナルティ料金</p> <p>(3) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に支払う料金（適格請求書） 下げ調整電力量料金</p> <p>(4) 取引会員が市場運営者に支払う料金（適格請求書） 売買手数料</p> <p>3 消費税等相当額の計算にあたっては、第46条（決済の対象）により算定した約定料金、上げ調整電力量料金、下げ調整電力量料金およびペナルティ料金に第48条（事業税相当額）第2項(1)に定める収入割相当額または第48条（事業税相当額）第2項(2)に定める事業税相当額を加算し、請求書発行区分ごとに合算した金額を課税標準とする。</p> <p>(単位および端数処理)</p> <p>第50条 本規程において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。</p> <p>(2) 電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。</p> <p>(3) 金額の単位は1円とし、各料金の算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(4) 第48条（事業税相当額）に定める収入割相当額、事業税相当額および第49条（消費税等相当額）に定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、収入割相当額、事業税相当額および消費税等相当額が課される金額、収入割相当額、事業税相当額ならびに消費税等相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。</p> <p>(料金等の授受)</p> <p>第51条 第46条（決済の対象）により算定した約定料金、調整電力量料金、ペナルティ料金および売買手数料について、属地エリアの一般送配電事業者は原則として、提供期間が属する月の翌々月15日まで、需給調整市場システムを通じ、取引会員に通知する。</p> <p>なお、属地エリアの一般送配電事業者が行う料金等の通知のために発行する請求書の様式は「適格請求書等保存方式」における適格請求書等とする。（ただし、属地エリアの一般送配電事業者からの取引会員に対する売買手数料の通知は、市場運営者が発行する適格請求書等による）</p> <p>また、属地エリアの一般送配電事業者が発行する適格請求書等で、請求書発行区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に、取引会員から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。</p> <p>2 第46条（決済の対象）により算定した約定料金、調整電力量料金、ペナルティ料金および売買手数料は、第48条（事業税相当額）に定める収入割相当</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>額、事業税相当額および第49条（消費税等相当額）に定める消費税等相当額を加算した料金について、属地エリアの一般送配電事業者から取引会員へ支払う金額と、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額を相殺のうえ精算する。</p> <p>3 第2項で相殺した結果、属地エリアの一般送配電事業者から取引会員へ支払う金額がある場合は、取引会員は、第1項の通知日の翌日から起算して6日以内に、属地エリアの一般送配電事業者に対して請求書を送付するものとする。</p> <p>4 第2項で相殺した結果、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額がある場合は、属地エリアの一般送配電事業者は、第1項の通知日の翌日から起算して6日以内に、取引会員に対して請求書を送付するものとする。</p> <p>5 取引会員および属地エリアの一般送配電事業者は請求された金額を同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）（以下、「支払期日」という）までに、その相手方が指定した金融機関を通じて相手方に支払うものとする（支払に伴う費用は支払者の負担とする）。</p> <p>ただし、取引会員が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第10条（当然脱退）により脱退となった場合</p> <p>(2) 取引会員が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>(3) 取引会員が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合</p> <p>(4) 取引会員が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>(5) 取引会員が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(6) その他の理由で取引会員に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると属地エリアの一般送配電事業者が認め、その旨を属地エリアの一般送配電事業者が取引会員に通知した場合</p> <p>6 取引会員が第5項各号のいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、属地エリアの一般送配電事業者への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限る）については、取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日を支払期日とする。</p> <p>ただし、取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とする。</p> <p>(2) 取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とする。</p> <p>7 請求書の送付が、通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延長するものとする。</p> <p>8 第5項および第6項の支払いが、支払期日までに行為がなかった場合、支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、当該不払い額から第18条（事業税相当額）第2項(1)に定める収入割相当額または第18条（事業税相当額）第2項(2)に定める事業税相当額および消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10%（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする）の延滞利息を請求者へ支払うものとする。</p> <p>9 第46条（決済の対象）により算定した料金について、第40条（ペナルティ）第2項により再算定が必要となった場合等は、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、料金の再算定を行うものとする。</p> <p>なお、料金の再算定は、請求書発行区分ごとに、料金算定期間ごとに行い、再算定後の料金と既に通知し、または請求した料金との差額を確認する。再算定の結果、差額が発生した場合は、次の料金支払いにあわせて属地エリアの一般送配電事業者が請求書発行区分ごとに、料金算定期間ごとに適格請求書等を再発行し精算する。</p> <p>また、属地エリアの一般送配電事業者が再発行する適格請求書等で、請求書発行区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に、取引会員から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書の記載内容に同意したものとみなす。</p> <p>10 属地エリアの一般送配電事業者は市場運営者の委任のもと、第66条（売買手数料）に定める売買手数料を取引会員から徴収する。</p> <p>11 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員に対し有する債権および第10項で徴収した売買手数料に係る市場運営者の債権と、自己が取引会員に対して負う債務とを弁済期の先後を問わずいつでも相殺処理することができる（取引会員が脱退した場合も同様とする）ものとし、その場合の料金の通知、請求書の送付および料金の支払い等は前各項に準ずる。</p> <p>12 余力活用に関する契約を締結している場合、料金等の授受については当該余力活用に関する契約とあわせて行う。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第11章 違約処理</p> <p>(違約処理)</p> <p>第52条 市場運営者は、本規程に違反する者を違約者とする。</p> <p>ただし、市場運営者が認める場合はこの限りではない。</p> <p>2 市場運営者は、取引会員が違約者となった場合、第53条（取引停止）および第54条（違約者の入札の扱い）の規定にもとづき処理する。</p> <p>3 取引会員が、第16条（禁止行為）に定める行為等、本規程に違反する行為またはこれに準ずる行為等を行った場合、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員に対し、約定料金を支払わなければならないことがある。</p> <p>(取引停止)</p> <p>第53条 市場運営者は、取引会員が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引会員に通告するとともに、当該取引会員の本市場における取引を停止させる。</p> <p>ただし、市場運営者が必要と認めた取引については、この限りではない。</p> <p>2 第1項の場合において、当該取引会員が取引の停止を命ぜられた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市場運営者がその事由の解消を確認し、再度違約者となるおそれがないと認めるときは、市場運営者は、第1項の規定による取引の停止を解除する。</p> <p>3 第1項の場合において、第2項に規定する期間内に取引の停止が解除されなかったときは、市場運営者は、当該取引会員を除名する。</p> <p>(違約者の入札の扱い)</p> <p>第54条 取引会員が取引停止処分または除名処分となった場合、当該取引会員の入札情報は取り消される。</p> <p>ただし、市場運営者が取引停止処分または除名処分を決定した時点で既に当該取引会員の入札について約定処理が開始されていた場合はこの限りでない。この場合において、当該取引会員は約定した入札に関する取引に限り行うことができる。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第12章 雑則</p> <p>(知的財産権の取扱い) 第55条 市場運営者が公表する情報等の知的財産権は、市場運営者に帰属する。</p> <p>(取引情報の機密保持) 第56条 取引会員、市場運営者および一般送配電事業者は、本市場の取引に関する情報（公知の内容を除く）について、あらかじめ当該情報を提供した者の承諾を得ずに第三者に開示または漏洩してはならない。 2 第1項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本市場の取引に関する情報を開示することができるものとする。 (1) 監督官庁の要請に対して必要な限度で開示する場合 (2) 第57条（揭示事項）にもとづき市場運営者がインターネット上のウェブサイトに掲示する方法により開示する場合 (3) 本規程にもとづく処分内容について経済産業省資源エネルギー庁、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会および電力広域的運営推進機関へ報告する場合</p> <p>(揭示事項) 第57条 市場運営者は、次の各号に掲げる事項を市場運営者が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。 (1) 取引規程類 (2) 需給調整市場システム稼働時間の変更 (3) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止 (4) 取引会員の加入、脱退に関する事項 (5) 取引会員の氏名、商号または名称 (6) 是正勧告、取引停止またはその解除に関する事項 (7) 前各号の他、市場運営者が必要と認める事項</p> <p>(市況の報告) 第58条 本市場の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、市場運営者がこれを行うものとし、取引会員は、既に公表されている情報を活用する場合を除きこれに類する行為を行うことができない。 ただし、市場運営者が認める場合はこの限りでない。 2 第1項にかかわらず、取引会員および市場運営者は、第56条（取引情報の機密保持）第2項(1)によって監督官庁へ開示した情報にもとづき、監督官庁が本市場の市況の報告を行うことを認めるものとする。</p> <p>(システム障害の特別措置) 第59条 市場運営者および属地エリアの一般送配電事業者は、自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、利用するシステムの運用において次の各号に掲げる損害について、その責めを負わない。 (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による入札、約定処理、そ</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>の他諸手続等の遅延または不能により生じた損害</p> <p>(2) 取引会員が所有する通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム（ソフト・ハード、需給調整市場システムを含む）等および本市場に参入するために使用する特例計量器等の障害もしくは現況によるデータ伝送遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合により生じた損害</p> <p>(3) 本市場に参入するために使用する特例計量器等に係るシステムの保守点検または更新によるデータ伝送遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合により生じた損害</p> <p>(4) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じた需給調整市場システムの中断、遅滞、中止、データの消失、情報漏洩（個人情報を含む）等により生じた損害</p> <p>(5) 需給調整市場システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワードの漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引会員を装った取引により生じた損害</p> <p>(6) その他市場運営者の責めに帰すことができない事由により生じた損害</p> <p>2 次の各号に掲げるシステムの不具合について、取引会員が自らの責任と費用負担により解決するものとし、市場運営者および属地エリアの一般送電事業者はその原因を調査する業務または解決するための義務を負わない。</p> <p>(1) 取引会員が所有する通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム等および本市場に参入するために使用する特例計量器等の障害もしくは現況によるデータ伝送遅延、不能、誤動作等の不具合が発生した場合</p> <p>(2) 機器点計量を行う地点で、属地エリアの一般送電事業者が自ら設置した計量器等の不具合に対して適切な処置を講じた場合においても、I o T ルートの通信不達が解消しない場合</p> <p>(市場運営者の免責)</p> <p>第30条 市場運営者は、市場運営者の責めに帰すべき事由により、取引会員に損害を与えた場合は、直接損害に関するのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負う。</p> <p>ただし、故意または重過失による場合は、この限りではない。</p> <p>2 第1項の場合（ただし書きを含む）において、間接的損害については、市場運営者は免責とする。</p> <p>(臨機の処置)</p> <p>第31条 需給調整市場システムが障害等により停止した場合、本規程において必要となる需給調整市場システムへの登録および需給調整市場システムを介して行う約定や通知等の実施方法は、都度、市場運営者が定め周知する。</p> <p>2 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とする場合は、市場運営者は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。</p> <p>(細目的事項)</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>第32条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規程に定めのない細目的事項については、属地エリアの一般送配電事業者を確認を行い、その内容に従うものとする。</p> <p>(1) 揚水発電設備もしくは蓄電池設備のいずれかまたは両方を用いる場合</p> <p>(2) 配電事業者から送電供給または電力量調整供給を受けるリソースを用いる場合</p> <p>(3) 同一系統コードの単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限定）において、ΔkWの入札単価（起動費もしくは最低出力までの発電量について卸電力市場価格（予想）と限界費用との差額のいずれかまたは両方（以下、「起動費等」という）を含めて入札した結果、不落ブロックまたは一部不落ブロックが発生し、取引会員に起動費等の未回収が生じた場合</p> <p>(4) 起動供出機および持ち下げ供出機における関係規程類において望ましいとされる入札価格を加重平均し、持ち下げ供出機の入札価格を当該加重平均した価格で入札。もしくは起動供出機の約定傾斜を優先させることを目的として起動供出機の入札価格を当該加重平均した価格から傾斜をつけた価格で入札したときに以下のいずれかまたは複数に該当する場合</p> <p>イ 不落ブロックまたは一部不落ブロックが発生し、取引会員に起動供出機の起動費の未回収が生じた場合</p> <p>ロ 起動供出機が、提供期間に ΔkW を供出するために起動しなかった場合</p> <p>ハ 各取引規程別冊 第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項にもとづき、ΔkW 約定単価を変更する場合</p> <p>(5) 各取引規程別冊 第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）のうち、約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施し、それによって生じた利益を含んだ差替え後の ΔkW 約定単価として需給調整市場システムに登録せず事後的に精算する場合</p> <p>(6) 需給調整市場システムに登録された起動費単価分と異なる値で起動費の返還を行う場合</p> <p>(言語)</p> <p>第33条 本市場での取引において、取引会員は、需給調整市場システムに登録するデータ等または市場運営者もしくは属地エリアの一般送配電事業者へ提出する書類等を、日本語で作成するものとする。</p> <p>ただし、書類等の原文が外国語の場合は、原文の提出とあわせて、その和訳を提出するものとし、その和訳された書類を正式な書類とする。</p> <p>(改定)</p> <p>第34条 法令の変更または関係規程類の変更等があった場合、もしくは市場運営者が必要と認めた場合、市場運営者は、本規程を改定することができる。</p> <p>2 市場運営者は、第1項にもとづき本規程を改定する場合、変更後の取引規程の実施期日までに変更後の取引規程の内容を電磁的方法または書類等によ</p>			<p>起動費等事後精算の対象ケースの再整理</p>

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>り取引会員に通知するものとする。</p> <p>（反社会的勢力の排除）</p> <p>第65条 取引会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場運営者は何らの通知または催告を要することなく、ただちに除名することができるものとし、この場合、除名された取引会員は損害賠償その他一切の請求をすることができないものとする。</p> <p>(1) 取引会員の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）であると認められる場合</p> <p>(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合</p> <p>(3) 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められる場合</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合</p> <p>(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(6) 自らまたは第三者を利用して、市場運営者に対して、次のいずれかの行為を行った場合</p> <p>イ 暴力がな要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた要求行為</p> <p>ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為</p> <p>2 取引会員は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを確約するものとする。</p>			

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p style="text-align: center;">第13章 売買手数料</p> <p>(売買手数料)</p> <p>第36条 市場運営者は、第1条（料金等の授受）にもとづく請求および支払いにあっては、取引会員から別途定める売買手数料を徴収する。</p> <p>2 売買手数料は、取引の状況、本市場の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本市場において、実需給日が属する年度毎に定め、当該年度の最初の実需給日の2週間前までに翌年度の売買手数料を公開する。</p> <p>ただし、当該年度取引開始後に、取引の状況の変動等により、売買手数料を定めた際の収支の想定から大きな乖離が生じる見込みとなった場合で、本市場の運営に影響を及ぼすおそれがあると市場運営者が判断したときは、当該年度の途中に売買手数料を改定する。なお、このとき、改定後の売買手数料は、当該改定後の売買手数料を適用する最初の実需給日の2週間前までに公開する。</p> <p>3 売買手数料は、ΔkW約定量（複合商品の場合は、複合ΔkW約定量）に応じた従量制とする。</p> <p>4 第3項の売買手数料に賦課される消費税等相当額は、取引会員が支払う。</p> <p>5 第4項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税額は実需給日のものとして算出した金額とする。</p>			

取引規程本則 別表

備 考

別表1 商品区分および入札単位ごとの瞬時供出電力

商品区分 ^{注1}		(1) 三次調整力 ^② の場合		(2) 三次調整力 ^① または二次調整力 ^② の場合 (複合約定対象商品に三次調整力 ^① および二次調整力 ^② を含むときを含む)		(3) 二次調整力 ^① の場合 ((4)以外の場合で、複合約定対象商品に二次調整力 ^① を含むときを含む)		(4) 一次調整力の場合 (複合約定対象商品に一次調整力を含むときを含む)		(5) 一次調整力で監視方法がオフラインの場合	
		専用線オンラインのとき	簡易指令システム ^② のとき	専用線オンラインのとき	簡易指令システム ^② のとき	専用線オンライン		専用線オンライン		オフライン	
単 独 発 電 機	出力増減指令 (接点信号)	補正計測電力	—	補正計測電力	—	補正計測電力 ^{注2} または、補正計測電力から属地周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 ^{注2}		補正計測電力 ^{注2} または、補正計測電力から属地周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 ^{注2}		—	
	出力調整指令 (数値指令)	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力					
	出力変化量指令	—	補正計測電力から発電計画電力を差し引いた値	—	補正計測電力から1分発電計画電力を差し引いた値	補正計測電力 ^{注2} または、補正計測電力から属地周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 ^{注2}					
発電機リスト・パターン		合計補正計測電力から合計発電計画電力を差し引いた値 + 合計機器点補正計測電力から合計高圧機器点発電基準値電力 (アセス用) および合計低圧機器点発電基準値電力 を差し引いた値		合計補正計測電力から1分発電計画電力を差し引いた値 + 合計機器点補正計測電力から機器点1分発電計画電力を差し引いた値		合計補正計測電力から属地周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 + 合計機器点補正計測電力から機器点属地周期発電計画電力 ^{注4} を差し引いた値		合計補正計測電力から1秒発電計画電力 ^{注7} を差し引いた値 + 合計機器点補正計測電力から機器点1秒発電計画電力 ^{注8} を差し引いた値		事前予測型基準値の対象範囲の修正	
需 要 家 リ ス ト ・ パ タ ー ン	事前予測型	合計基準値電力から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 + 合計高圧機器点基準値電力 (アセス用) と合計低圧機器点基準値電力を合算した値 から合計機器点補正計測電力を差し引いた値		1分基準値電力 (事前予測型) から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 + 機器点1分基準値電力 (事前予測型) から合計機器点補正計測電力を差し引いた値		属地周期基準値電力 (事前予測型) ^{注5} から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 + 機器点属地周期基準値電力 (事前予測型) ^{注6} から合計機器点補正計測電力を差し引いた値		1秒基準値電力 (事前予測型) ^{注9} から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 + 機器点1秒基準値電力 (事前予測型) ^{注10} から合計機器点補正計測電力を差し引いた値			
	直前計測型	—		1分基準値電力 (直前計測型) から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値		属地周期基準値電力 (直前計測型) から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値		1秒基準値電力 (直前計測型) から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値			
	逐次計測型 ^{注11}	—		—		—		属地周期基準値電力 (逐次計測型) から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を		1秒基準値電力 (逐次計測型) から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を	

取引規程本則 別表

備 考

					抑制計画電力を差し引いた値	差し引いた値	
ネガボジリスト・パターン ^{注8}	発電リソース	合計補正計測電力から合計発電計画電力を差し引いた値 +	合計補正計測電力から1分発電計画電力を差し引いた値 +	合計補正計測電力から属地周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 +	合計補正計測電力から1秒発電計画電力 ^{注7} を差し引いた値 +	合計補正計測電力から1秒発電計画電力 ^{注8} を差し引いた値	
		合計機器点補正計測電力から合計高圧機器点発電基準値電力（アセス用）および合計低圧機器点発電基準値電力を差し引いた値	合計機器点補正計測電力から機器点1分発電計画電力を差し引いた値	合計機器点補正計測電力から機器点属地周期発電計画電力 ^{注4} を差し引いた値	合計機器点補正計測電力から機器点1秒発電計画電力 ^{注8} を差し引いた値		
	需要リソース	事前予測型	合計基準値電力から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 +	1分基準値電力（事前予測型）から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 +	属地周期基準値電力（事前予測型） ^{注5} から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 +	1秒基準値電力（事前予測型） ^{注9} から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 +	合計機器点補正計測電力から機器点1分基準値電力（事前予測型） ^{注6} から合計機器点補正計測電力を差し引いた値
		直前計測型	合計高圧機器点基準値電力（アセス用）と合計低圧機器点基準値電力を合算した値から合計機器点補正計測電力を差し引いた値	機器点1分基準値電力（事前予測型）から合計機器点補正計測電力を差し引いた値	機器点属地周期基準値電力（事前予測型） ^{注6} から合計機器点補正計測電力を差し引いた値	機器点1秒基準値電力（事前予測型） ^{注10} から合計機器点補正計測電力を差し引いた値	
逐次計測型 ^{注11}	—	1分基準値電力（直前計測型）から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値	属地周期基準値電力（直前計測型）から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値	1秒基準値電力（直前計測型）から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値	—	1秒基準値電力（逐次計測型）から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値	

注1：同一リソースが同一提供期間に複数の商品に同時に約定している場合は、約定している商品（同一リソースが余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当を含む）のうち、最短のサンプリング周期の瞬時供出電力の商品区分の欄を参照する。

注2：瞬時供出電力は、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、決定する。

注3：取引会員が属地周期発電計画電力計画を提出せずに1分発電計画電力計画を提出しているときは、1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を属地周期発電計画電力とみなす。

注4：取引会員が機器点属地周期発電計画電力計画を提出せずに機器点1分発電計画電力計画を提出しているときは、機器点1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を機器点属地周期発電計画電力とみなす。

注5：取引会員が属地周期基準値電力計画（事前予測型）を提出せずに1分基準値電力計画（事前予測型）を提出しているときは、1分基準値電力（事前予測型）の線形補間を行い、線形補間後の値を属地周期基準値電力（事前予測型）とみなす。

注6：取引会員が機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を提出せずに機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を提出しているときは、機器点1分基準値電力（事前予測型）の線形補間を行い、線形補間後の値を機器点属地周期基準値電力（事前予測型）とみなす。

注7：取引会員が1秒発電計画電力計画を提出せずに1分発電計画電力計画を提出しているときは、1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を1秒発電計画電力とみなす。

注8：取引会員が機器点1秒発電計画電力計画を提出せずに機器点1分発電計画電力計画を提出しているときは、機器点1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を機器点1秒発電計画電力とみなす。

取引規程本則 別表

備 考

- 注9：取引会員が1秒基準値電力計画（事前予測型）を提出せずに1分基準値電力計画（事前予測型）を提出しているときは、1分基準値電力（事前予測型）の線形補間を行い、線形補間後の値を1秒基準値電力（事前予測型）とみなす。
- 注10：取引会員が機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）を提出せずに機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を提出しているときは、機器点1分基準値電力（事前予測型）の線形補間を行い、線形補間後の値を機器点1秒基準値電力（事前予測型）とみなす。
- 注11：逐次計測型については、商品区分が一次調整力のためのリソースに限る。
- 注12：ネガポジリスト・パターンに発電リソースおよび需要リソースが含まれる場合は、発電リソースの瞬時供出電力および需要リソースの瞬時供出電力を合計した値を瞬時供出電力とする。

取引規程本則 別表

備 考

別表2 専用線オンラインでの指令方法（一般送配電事業者別）

	北海道電力 ネットワーク 株式会社	東北電力 ネットワーク 株式会社	東京電力 パワーグリッド 株式会社	中部電力 パワーグリッド 株式会社	北陸電力 送配電 株式会社	関西電力 送配電 株式会社	中国電力 ネットワーク 株式会社	四国電力 送配電 株式会社	九州電力 送配電 株式会社
EDC・LFC 信号の 送信方法 ^{注1}	一括 ^{注2}	個別 ^{注3}	個別	一括	一括	個別	一括	一括	一括
EDC 制御信号	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号) ^{注4}	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)
EDC 演算周期	3分	3分	5分	5分	5分	2分30秒	5分	5分	5分
EDC 指令周期	3秒	3分	5分	10秒	30秒	2分30秒	10秒	20秒	5秒
EDC ^{注5} 目標時刻	—	3分後	5分後	10分後	5分後	3分後	10秒後	1分後	5秒後
LFC 制御信号	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号)	出力増減指令 (接点信号) ^{注4}	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号) ^{注6}	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)
LFC 演算周期	3秒	5秒	1秒	5秒	2秒	0.5秒	2秒	2秒	5秒
LFC 制御周期	3秒	5秒	1秒	10秒 ^{注7}	30秒	0.5秒 ^{注8}	10秒	20秒 ^{注9}	5秒

注1：EDC・LFC信号の送信方法については、経済負荷配分制御にもとづく指令値と負荷周波数制御にもとづく指令値について、合算して各電源等に送信する場合を一括とし、それぞれ個別に各電源等に送信する場合を個別とする。

注2：一部、EDCのみの指令値を個別に送信している火力発電所有り。

注3：一部、EDC・LFC一括で指令している発電所有り。

注4：一部水力発電所に対しては出力調整指令（数値指令）を実施。

注5：上表のEDC目標時刻を超過する指令を行う場合、需給調整市場システムに登録されたEDC変化速度で指令値に到達するまでの時間をEDC目標時刻とする。

注6：10秒継続または積分量超過にて制御出力。

注7：ARがある閾値以上になると5秒。

注8：ARが一定条件となった場合に制御。

注9：指定により5秒に切り替え。

(用語の定義)

発電等機能に関連する次の用語は、本表および取引規程においてそれぞれ次の意味で使用する。

(1) EDC

経済負荷配分制御。電力システムの安定かつ合理的運用を目的に、各電源等に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御をいう。(Economic load Dispatching Controlの略)

(2) LFC

取引規程本則 別表

備 考

- 負荷周波数制御。定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、地域要求量を検出し、電源等の出力を自動制御することをいう。(Load Frequency Controlの略)
- (3) 地域要求量 (AR)
 属地エリアの一般送配電事業者の負荷周波数制御に用いる調整力の必要量をいい、周波数偏差と連系線潮流偏差から算出される制御必要量を指す。(Area Requirementの略)。
- (4) EDC演算周期
 各電源等に経済負荷配分を行う演算周期をいう。
- (5) EDC指令周期
 経済負荷配分により算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔をいう。EDC信号とLFC信号を一括して送信する場合は、LFC信号の送信間隔で指令を行うため、EDC演算周期とは一致しない。なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、地域要求量が一定の閾値以上になるとき等、5秒こ切り替える場合がある。
- (6) EDC目標時刻
 経済負荷配分により算定された指令値に、各電源等が出力を変化させることを求める時刻をいい、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信した時刻から起算する。なお、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社においては、EDC演算周期ごとに算定された各電源等の負荷配分量をEDC指令周期に合わせて線形に補間したうえで送信するため、EDC演算周期よりも短い時間となる。また、北海道電力ネットワーク株式会社においては、将来時刻に対するEDC演算を行っていないため、定めのないものとする。
- (7) LFC演算周期
 ARを検出し、各電源等の出力を自動制御する演算周期をいう。
- (8) LFC制御周期
 ARにより算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔をいう。なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、ARの閾値や指定により5秒こ切り替える場合がある。また、関西電力送配電株式会社においては、ARが一定条件となった場合に制御を行う。
- (9) GF (ガバナフリー) 運転
 発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機 (ガバナ) により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいう。(Governor Freeの略)

取引規程本則 別表

備 考

別表3 商品区分ごとの指令方法

同一リソースが同一提供期間に異なる商品区分に約定している場合、約定している商品の組み合わせに応じて、各商品の指令方法は以下のとおりとする。

なお、以下の表の「●」は、約定している商品区分を示し、()内は、約定している当該商品に対して適用される、取引規程別冊 第35条（調整の実施の原則）を示す。

約定している商品の組み合わせ番号	一次調整力および 複合約定対象商品の一次調整力	二次調整力①および 複合約定対象商品の二次調整力①	二次調整力②および 複合約定対象商品の二次調整力②	三次調整力①および 複合約定対象商品の三次調整力①	三次調整力②
1	● (一次調整力)	● (二次調整力①)			
2	● (一次調整力)		● (二次調整力②)		
3	● (一次調整力)			● (三次調整力①)	
4	● (一次調整力)				● (三次調整力②)
5		●注	●注		
6		●注		●注	
7		●注			●注
8			● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	
9			● (二次調整力②)		● (二次調整力②)
10				● (三次調整力①)	● (三次調整力①)
11	● (一次調整力)	●注	●注		
12	● (一次調整力)	●注		●注	
13	● (一次調整力)	●注			●注
14	● (一次調整力)		● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	
15	● (一次調整力)		● (二次調整力②)		● (二次調整力②)
16	● (一次調整力)			● (三次調整力①)	● (三次調整力①)
17		●注	●注	●注	
18		●注	●注		●注
19		●注		●注	●注
20			● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	● (二次調整力②)
21	● (一次調整力)	●注	●注	●注	
22	● (一次調整力)	●注	●注		●注
23	● (一次調整力)	●注		●注	●注
24	● (一次調整力)		● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	● (二次調整力②)
25		●注	●注	●注	●注
26	● (一次調整力)	●注	●注	●注	●注

注：属地エリアの一般送配電事業者と協議した指令方法による。

取引規程本則 別表

備 考

別表4 供給地点への換算に用いる変圧器損失

60Hzエリアにおいて、機器点の計量値を供給地点相当に換算する際に用いる変圧器のロス率については、電圧階級および変圧器容量などに応じて以下のとおりとする。

単相/三相	一次電圧[V]	二次電圧[V]	容量[kVA]	平均損失 [%] (販売年度別)			
				2005年度以前	2006～2013年度	2014～2025年度	2026年度以降
単相	6600	210・105	10	2.7	1.9	1.7	1.4
			20	2.4	1.7	1.5	1.3
			30	2.2	1.6	1.4	1.2
			50	1.9	1.4	1.2	1.0
			75	1.7	1.3	1.1	0.9
			100	1.6	1.1	1.0	0.9
			150	1.4	1.0	0.9	0.8
			200	1.3	0.9	0.8	0.7
			300	1.1	0.8	0.7	0.6
			500	0.9	0.7	0.6	0.5
三相	6600	210	20	3.1	2.3	2.0	1.7
			30	2.8	2.1	1.8	1.5
			50	2.4	1.7	1.5	1.3
			75	2.0	1.5	1.3	1.1
			100	1.9	1.4	1.2	1.0
			150	1.7	1.3	1.1	0.9
			200	1.6	1.1	1.0	0.9
			300	1.4	1.0	0.9	0.8
			500	1.3	0.9	0.8	0.7
			750	1.1	0.8	0.7	0.6
			1000	1.1	0.8	0.7	0.6
			1500	0.9	0.7	0.6	0.5
			2000	0.9	0.7	0.6	0.5
			三相	6600	440	20	3.1
30	3.0	2.2				1.9	1.6
50	2.7	1.9				1.7	1.4
75	2.2	1.6				1.4	1.2
100	2.0	1.5				1.3	1.1
150	1.7	1.3				1.1	0.9
200	1.6	1.1				1.0	0.9
300	1.4	1.0				0.9	0.8
500	1.3	0.9				0.8	0.7
750	1.1	0.8				0.7	0.6
1000	1.1	0.8				0.7	0.6
1500	0.9	0.7				0.6	0.5
2000	0.9	0.7				0.6	0.5

取引規程本則 別表

備 考

別表4 供給地点への換算に用いる変圧器損失

50Hzエリアにおいて、機器点の計量値を供給地点相当に換算する際に用いる変圧器のロス率については、電圧階級および変圧器容量などに応じて以下のとおりとする。

単相/三相	一次電圧[V]	二次電圧[V]	容量[kVA]	平均損失 [%] (販売年度別)			
				2005年度以前	2006～2013年度	2014～2025年度	2026年度以降
単相	6600	210・105	10	2.8	2.1	1.8	1.5
			20	2.5	1.8	1.6	1.4
			30	2.2	1.6	1.4	1.2
			50	1.9	1.4	1.2	1.0
			75	1.7	1.3	1.1	0.9
			100	1.6	1.1	1.0	0.9
			150	1.4	1.0	0.9	0.8
			200	1.4	1.0	0.9	0.8
			300	1.3	0.9	0.8	0.7
			500	1.1	0.8	0.7	0.6
三相	6600	210	20	3.1	2.3	2.0	1.7
			30	2.8	2.1	1.8	1.5
			50	2.5	1.8	1.6	1.4
			75	2.2	1.6	1.4	1.2
			100	2.0	1.5	1.3	1.1
			150	1.7	1.3	1.1	0.9
			200	1.6	1.1	1.0	0.9
			300	1.4	1.0	0.9	0.8
			500	1.3	0.9	0.8	0.7
			750	1.3	0.9	0.8	0.7
			1000	1.1	0.8	0.7	0.6
			1500	1.1	0.8	0.7	0.6
			2000	0.9	0.7	0.6	0.5
			三相	6600	420	20	3.3
30	2.8	2.1				1.8	1.5
50	2.5	1.8				1.6	1.4
75	2.4	1.7				1.5	1.3
100	2.0	1.5				1.3	1.1
150	1.9	1.4				1.2	1.0
200	1.7	1.3				1.1	0.9
300	1.6	1.1				1.0	0.9
500	1.3	0.9				0.8	0.7
750	1.3	0.9				0.8	0.7
1000	1.1	0.8				0.7	0.6
1500	1.1	0.8				0.7	0.6
2000	0.9	0.7				0.6	0.5

取引規程本則および別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）	取引規程別冊（二次調整力②）	備 考
<p>(改廃履歴)</p> <p>2020年 1月 9日 制定 2020年 4月 1日 改定 2020年 8月 1日 改定 2020年11月30日 改定 2021年 4月 1日 改定 2021年10月 1日 改定 2022年 4月 1日 改定 2023年 4月 1日 改定 2023年 5月 1日 改定 2023年 8月 1日 改定 2023年12月 1日 改定 2024年 4月 1日 改定 2024年10月 1日 改定 2025年 3月14日 改定 2025年 4月 1日 改定 2026年 3月14日 改定 2026年 4月 1日 改定</p>			